

## (8) 市町村における環境保全活動

### ア 市（町村）民環境憲章等

市町村名	名 称	内 容
千 葉 市	緑と水辺の都市宣言	豊かな緑ときれいな水辺の都市づくりを市民の総力をあげて進めるための誓いであり、本市の緑と水辺の都市づくりの根本をなすもの。S59年10月20日
銚 子 市	産業廃棄物最終処分場設置反対・不法投棄しないさせない都市宣言	懸垂幕の掲出、市広報への掲載、市都市宣言板への明記及び関係機関、業者に対し宣言の周知を行い、市の基本姿勢を明確にするとともに、設置計画者への心理的効果、市民のゴミに対する意識の高揚を図る。H7年6月29日
木 更 津 市	木更津市民憲章	私たちは、東京湾と上総丘陵がおりなす美しい風土に恵まれ、先人により育まれた伝統と文化を受け継ぐ木更津市民です。 私たちは、世界に開かれ、夢と希望に満ちた住みよいまちをつくるため、ここに市民憲章を定めます。H29年3月22日
旭 市	ごみ減量化と3R推進のまち宣言	市、市民及び事業者が3Rの重要性を認識し、ごみを限りなく減らし環境にやさしい資源循環型社会の形成を目指すため、ここに「ごみ減量化と3R推進のまち」となることを宣言します。 H29年10月1日
市 原 市	不法投棄絶滅宣言	市民、事業者、行政が一体となって、緑豊かな郷土を守るために不法投棄を「しない」「させない」「許さない」をスローガンに不法投棄絶滅をめざし行動することを宣言する。 H12年7月5日
八 千 代 市	緑の都市宣言	本市が緑に囲まれた潤いのあるまちづくりを目指し、緑地の保全と緑化の推進の基本的な理念を表す。S62年5月23日
鎌 ヶ 谷 市	緑の都市宣言	全ての市民が力を合わせ「自然と調和した住みよいまち、緑とふれあいのあるふるさと鎌ヶ谷」の実現をめざす。H3年10月12日
君 津 市	君津市民憲章	豊かな伝統と、明るい未来をもつわたくしち君津市民はたがいに手を取りあい、やすらぎのある住みよいまちをつくる。S51年10月1日
富 津 市	富津市民憲章	美しい海と山にかこまれ、緑と太陽に恵まれた、文化遺産豊かな歴史のふるさとに住むわたくしち富津市民は、生々発展する新しいまちづくりのために努力することを誓って市民憲章を定めます。S49年10月1日
袖 ヶ 浦 市	環境保全都市宣言	「地球的規模で考え、地域で環境を守り育てる」等6つの目標を掲げ、市民の総意として宣言。 H3年6月14日
白 井 市	環境都市宣言	環境保全や環境問題に対する意識啓発を行い、市民、事業者、行政が一体となって「環境にやさしいまちづくり」を進めることを目的としてH8年10月6日に宣言を行った。
大 網 白 里 市	環境都市宣言	住民・事業者・行政が協働して環境と活力の調和した快適なまちを創り、次代に引き継ぐことを市民全員の恒久的共通認識とし、これまで以上に地球環境保全に取り組むための機運を熟成させるため、環境都市を宣言。H22年9月1日

### イ 条例の制定、環境基本計画等の策定

#### 【環境保全に関する基本的事項を定めた条例制定状況】

市町村名	名 称	制定日
千 葉 市	千葉市環境基本条例	H6.12.21 H22.3.23 改正
銚 子 市	銚子市環境基本条例	H13.9.27
市 川 市	市川市環境基本条例	H10.7.3
船 橋 市	船橋市環境基本条例	H9.3.31
館 山 市	館山市環境基本条例	H15.12.24
野 田 市	野田市環境基本条例	H8.7.31
茂 原 市	茂原市環境条例	H9.12.25
成 田 市	成田市環境基本条例	H9.3.31
佐 倉 市	佐倉市環境基本条例	H8.12.24
東 金 市	東金市環境基本条例	H12.12.27
旭 市	旭市環境基本条例	H17.7.1
習 志 野 市	習志野市環境基本条例	H11.9.28
柏 市	柏市環境基本条例	H13.9.28 H17.3.22 改正
勝 浦 市	勝浦市環境基本条例	H11.12.22
市 原 市	市原市民の環境をまもる基本条例	S48.3.31
流 山 市	流山市環境基本条例	H13.7.2
八 千 代 市	八千代市環境基本条例	H10.11.24
我 孫 子 市	我孫子市環境条例	H9.6.26 H17.9.30 改正
鴨 川 市	鴨川市環境条例	H17.2.11
鎌 ヶ 谷 市	鎌ヶ谷市環境基本条例	H20.3.24
君 津 市	君津市環境保全条例	H15.3.28

市町村名	名 称	制定日
富 津 市	富津市環境条例	H16. 3. 26
浦 安 市	浦安市環境基本条例	H15. 10. 1
四 街 道 市	四街道市環境基本条例	H9. 9. 29
袖 ケ 浦 市	袖ヶ浦市環境条例	H11. 12. 27 H18. 12. 21 改正
八 街 市	八街市環境基本条例	H10. 3. 25
印 西 市	印西市環境基本条例	H11. 3. 19
白 井 市	白井市環境基本条例	H12. 6. 30
富 里 市	富里市環境基本条例	H11. 3. 25
南 房 総 市	南房総市環境基本条例	H19. 12. 21
匝 瑳 市	匝瑳市環境基本条例	H18. 1. 23
香 取 市	香取市環境基本条例	H18. 3. 27
い す み 市	いすみ市環境基本条例	H17. 12. 5
大 網 白 里 市	大網白里市環境基本条例	H14. 3. 29
酒 々 井 町	酒々井町環境基本条例	H29. 6. 20
栄 町	栄町環境基本条例	H10. 12. 11
東 庄 町	東庄町環境基本条例	H15. 3. 7
九 十 九 里 町	九十九里町環境基本条例	H26. 12. 17
一 宮 町	一宮町環境基本条例	H18. 3. 14
睦 沢 町	睦沢町環境条例	H10. 6. 26
長 生 村	長生村環境条例	H12. 3. 10
長 柄 町	長柄町環境条例	H10. 12. 9
大 多 喜 町	大多喜町環境基本条例	H8. 12. 19
御 宿 町	御宿町環境保全条例	S48. 6. 27

#### 【公害規制に関する基本的事項を定めた条例制定状況】

市町村名	名 称	制定日
千 葉 市	千葉市環境保全条例	H7. 10. 2 H30. 3. 20 改正
銚 子 市	銚子市環境保全条例	H13. 9. 27
市 川 市	市川市環境保全条例	H10. 7. 3
船 橋 市	船橋市環境保全条例	H14. 12. 27
館 山 市	館山市公害防止条例	S47. 10. 2 H13. 3. 30 改正
木 更 津 市	木更津市環境保全条例	H12. 12. 20 H13. 9. 27 改正
松 戸 市	松戸市公害防止条例	S47. 4. 1
野 田 市	野田市環境保全条例	H8. 7. 31
茂 原 市	茂原市環境条例	H9. 12. 25
成 田 市	成田市公害防止条例	S47. 3. 30
佐 倉 市	佐倉市環境保全条例	H11. 9. 30
東 金 市	東金市環境保全条例	H13. 3. 7
旭 市	旭市環境保全条例	H17. 7. 1
習 志 野 市	習志野市環境保全条例	S45. 4. 1 H27. 3. 20 改正
柏 市	柏市環境保全条例	H13. 9. 28
勝 浦 市	勝浦市環境保全条例	H11. 12. 22
市 原 市	市原市生活環境保全条例	H10. 3. 23
流 山 市	流山市公害防止条例	S47. 6. 20
八 千 代 市	八千代市公害防止条例	S47. 4. 1
我 孫 子 市	我孫子市環境条例	H9. 6. 26 H17. 9. 30 改正
鴨 川 市	鴨川市環境条例	H17. 2. 11
鎌 ケ 谷 市	鎌ヶ谷市公害防止条例	S47. 10. 5
君 津 市	君津市環境保全条例	H15. 3. 28
富 津 市	富津市環境条例	H16. 3. 26
浦 安 市	浦安市環境保全条例	H20. 12. 25
四 街 道 市	四街道市公害防止条例	S47. 12. 21
袖 ケ 浦 市	袖ヶ浦市環境条例	H11. 12. 27 H18. 12. 21 改正
八 街 市	八街市環境保全条例	H10. 3. 25
印 西 市	印西市環境保全条例	H11. 3. 19
白 井 市	白井市公害防止条例	S46. 12. 22

市町村名	名 称	制定日
富 里 市	富里市公害防止条例	S47. 7. 4 H13. 3. 30 改正
南 房 総 市	南房総市公害防止条例	H18. 3. 20
匝 瑳 市	匝瑳市環境保全条例	H18. 1. 23
香 取 市	香取市環境保全条例	H18. 3. 27
山 武 市	山武市公害防止条例	H18. 3. 27
い す み 市	いすみ市環境保全条例	H17. 12. 5
大 網 白 里 市	大網白里市環境保全条例	H16. 6. 15
酒 々 井 町	酒々井町公害防止条例	S51. 6. 25
栄 町	栄町環境保全条例	H10. 12. 11
神 崎 町	神崎町公害防止条例	S47. 7. 10
多 古 町	多古町公害防止条例	S47. 5. 13
東 庄 町	東庄町公害防止条例	S47. 3. 17
九 十 九 里 町	九十九里町公害防止条例	S48. 3. 13 H7. 12. 15 改正
芝 山 町	芝山町公害防止条例	S47. 6. 16
横 芝 光 町	横芝光町公害防止条例	H18. 3. 27
一 宮 町	一宮町環境保全条例	H18. 4. 1
睦 沢 町	睦沢町環境条例	H10. 6. 26
長 生 村	長生村環境条例	H12. 3. 10
白 子 町	白子町公害防止条例	S47. 3. 17
長 柄 町	長柄町環境条例	H10. 12. 9
長 南 町	長南町公害防止条例	S46. 12. 20
大 多 喜 町	大多喜町環境保全条例	H8. 12. 19
鋸 南 町	鋸南町公害防止条例	S47. 3. 2 H9. 6. 23 改正

#### 【土地等の埋立て及び地質等の規制に関する条例制定状況】

市町村名	名 称	制定日
千 葉 市	千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H9. 9. 24 H28. 3. 22 改正
銚 子 市	銚子市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例	H17. 10. 7 H26. 1. 1 改正
市 川 市	市川市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H15. 6. 25
船 橋 市	船橋市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H14. 12. 27 H27. 12. 28 改正
館 山 市	館山市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H元. 3. 28 H27. 3. 23 改正
木 更 津 市	木更津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H9. 12. 20 H29. 9. 29 改正
野 田 市	野田市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H30. 6. 29
茂 原 市	茂原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H9. 12. 25
成 田 市	成田市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例	H16. 3. 31 H26. 3. 20 改正
佐 倉 市	佐倉市土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例	H9. 3. 28 H29. 12. 22 改正
東 金 市	東金市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例	H17. 9. 30 H25. 3. 1 改正
旭 市	旭市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H17. 7. 1 H28. 3. 23 改正
習 志 野 市	習志野市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10. 12. 24 H28. 12. 27 改正
柏 市	柏市土砂等埋立て等規制条例	H19. 12. 26 H27. 3. 25 改正
勝 浦 市	勝浦市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H23. 6. 27
市 原 市	市原市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例	H9. 9. 17 H16. 3. 16 改正
流 山 市	流山市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10. 3. 30
八 千 代 市	八千代市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H9. 12. 24 H27. 6. 29 改正
我 孫 子 市	我孫子市埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H15. 12. 25 H27. 3. 24 改正
鴨 川 市	鴨川市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H17. 2. 11
鎌 ヶ 谷 市	鎌ヶ谷市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H9. 12. 22
君 津 市	君津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H9. 12. 25 H24. 3. 28 改正
富 津 市	富津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H23. 3. 25
四 街 道 市	四街道市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H14. 2. 12 H27. 3. 30 改正
袖 ヶ 浦 市	袖ヶ浦市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H9. 12. 25 H16. 3. 30 改正
八 街 市	八街市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例	H17. 3. 25 H29. 4. 1 改正
印 西 市	印西市土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H28. 12. 22
白 井 市	白井市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10. 9. 17
富 里 市	富里市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H9. 12. 24 H17. 9. 30 改正
南 房 総 市	南房総市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H18. 3. 20
匝 瑳 市	匝瑳市土砂等の小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H18. 1. 23
香 取 市	香取市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H18. 3. 27 H30. 3. 15 改正
山 武 市	山武市残土の埋立てによる地下水の水質の汚濁の防止に関する条例	H18. 3. 27
い す み 市	いすみ市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H17. 12. 5

市町村名	名 称	制定日
大網白里市	大網白里市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例	S63. 4. 1
酒々井町	酒々井町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10. 3. 18 H29. 3. 24 改正
栄町	栄町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10. 3. 17
神崎町	神崎町土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例	H16. 6. 15
多古町	多古町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10. 3. 16
東庄町	東庄町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10. 9. 21
九十九里町	九十九里町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例	H10. 6. 12 H12. 3. 22 改正
芝山町	芝山町土砂等埋立て等規制条例	H30. 3. 21
横芝光町	横芝光町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H18. 3. 27
一宮町	一宮町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10. 4. 1
陸沢町	陸沢町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10. 3. 23
長生村	長生村小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10. 3. 9
白子町	白子町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10. 3. 17
長柄町	長柄町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10. 1. 1
長南町	長南町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例	H10. 3. 17
大多喜町	大多喜町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H28. 7. 14
御宿町	御宿町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H9. 12
鋸南町	鋸南町土砂等による土地の埋立て盛土及びたい積に関する条例	H9. 3. 19 H27. 3. 6 改正

### 【ポイ捨て防止条例制定状況】

市町村名	名 称	制定日
千葉市	千葉市路上喫煙等及び空き缶等の散乱の防止に関する条例	H22. 12. 21
銚子市	銚子市空き缶等の散乱及び飼い犬等のふんの放置の防止に関する条例	H29. 3. 22
市川市	市川市市民等の健康と安全で清潔な生活環境の保持に関する条例	H15. 9. 22 H21. 9. 24 改正
船橋市	船橋市路上喫煙及びポイ捨て防止条例	H16. 3. 31
館山市	館山市まちをきれいにする条例	H10. 3. 31
木更津市	木更津市まちをきれいにする条例	H8. 3. 29 H26. 12. 17 改正
松戸市	松戸市安全で快適なまちづくり条例	H15. 12. 19
野田市	野田市ポイ捨て等禁止及び環境美化を推進する条例	H27. 4. 1
茂原市	茂原市ポイ捨て防止条例	H12. 6. 29
成田市	成田市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に関する条例	H8. 12. 27
東金市	東金市清潔で美しいまちづくりの推進に関する条例	H12. 12. 27
旭市	旭市環境美化推進に関する条例	H17. 7. 1
習志野市	習志野市空き缶等の投棄、違反ごみ出し並びに飼い犬及び飼い猫のふんの放置をしないまちづくり条例	H14. 12. 27
柏市	柏市ばい捨て等防止条例	H9. 3. 28 H22. 3. 26 改正
勝浦市	勝浦市きれいで住みよい環境づくり条例	H14. 9. 26
市原市	市原市ポイ捨て行為の防止に関する条例	H9. 3. 18
流山市	流山市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例	H14. 6. 28
八千代市	八千代市ポイ捨て防止に関する条例	H10. 3. 25
我孫子市	我孫子市さわやかな環境づくり条例	H9. 6. 26 H16. 12. 28 改正
鴨川市	鴨川市まちをきれいにする条例	H17. 2. 11
鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷市ごみの散乱のない快適なまちづくりに関する条例	H17. 9. 30
君津市	君津市まちをきれいにする条例	H9. 3. 31
富津市	富津市まちをきれいにする条例	H9. 3. 27
浦安市	浦安市空き缶等の散乱防止等に関する条例	H9. 3. 31
四街道市	四街道市まちをきれいにする条例	H11. 3. 30 H24. 6. 29 改正
袖ヶ浦市	袖ヶ浦市まちをきれいにする条例	H9. 3. 28
八街市	八街市さわやかな環境づくり条例	H10. 6. 29
印西市	印西市歩行喫煙、ポイ捨て等防止条例	H19. 9. 21
白井市	白井市まちをきれいにする条例	H14. 9. 24
富里市	富里市ポイ捨て防止条例	H12. 3. 27 H19. 9. 9 改正
南房総市	南房総市環境美化推進に関する条例	H18. 3. 20
匝瑳市	匝瑳市まちをきれいにする条例	H18. 1. 23
香取市	香取市環境美化条例	H18. 3. 27
山武市	山武市清潔で美しいまちづくりの推進に関する条例	H18. 3. 27
大網白里市	大網白里市まちをきれいにする条例（第2章に制定）	H22. 3. 23
酒々井町	酒々井町ポイ捨て等防止条例	H29. 12. 28
神崎町	神崎町ポイ捨て防止条例	H13. 12. 18
多古町	多古町空き缶等の散乱防止に関する条例	H12. 12. 20

市町村名	名 称	制定日
東 庄 町	東庄町空き缶等の散乱防止に関する条例	H10. 3. 12
九 十 九 里 町	九十九里町環境美化条例	H25. 3. 25 H27. 3. 12改正
芝 山 町	芝山町をきれいにする条例	H13. 6. 18
横 芝 光 町	横芝光町ごみポイ捨て防止に関する条例	H19. 3. 15
一 宮 町	一宮町空き缶等の散乱及びポイ捨て防止に関する条例	H27. 3. 16
睦 沢 町	睦沢町ポイ捨て行為の防止に関する条例	H10. 6. 26
白 子 町	白子町環境美化推進に関する条例	H8. 6. 14
御 宿 町	御宿町のきれいな海浜環境を守る条例	H6. 9. 27
鋸 南 町	鋸南町環境美化推進に関する条例	H6. 12. 8

### 【水源保護条例制定状況】

市町村名	名 称	制定日
銚 子 市	銚子市環境保全条例 (条例の第3章第4節に水道水源の保護に関する規制について定めています)	H13. 9. 27
木 更 津 市	木更津市小櫃川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例	H6. 12. 22 H23. 12. 20改正
市 原 市	市原市水道水源保護条例	H7. 3. 31
君 津 市	君津市小櫃川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例	H7. 6. 30
袖 ヶ 浦 市	袖ヶ浦市小櫃川流域に係る水道水源の保全に関する条例	H7. 3. 30 H12. 3. 29改正
南 房 総 市	南房総市長尾川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例	H18. 3. 20
神 崎 町	神崎町水道水源保全条例	H13. 3. 19
多 古 町	多古町水道水源保全条例	H13. 12. 18
長 柄 町	長柄ダム水質保護条例	H8. 10. 1
御 宿 町	御宿町水源水質保全条例	H14. 10. 9
鋸 南 町	鋸南町水道水源保護条例	H29. 9. 15

### 【自然保護条例制定状況】

市町村名	名 称	制定日
船 橋 市	船橋市緑の保存と緑化の推進に関する条例	S48. 9. 29
松 戸 市	松戸市緑の条例	H12. 3. 29
野 田 市	野田市貴重な野生動植物の保護のための樹林地の保全に関する条例	H19. 4. 1
	野田市野生動植物の保護に関する条例	H27. 7. 1
習 志 野 市	習志野市自然保護及び緑化の推進に関する条例	S47. 7. 4
市 原 市	市原市緑の保全及び推進に関する条例	S48. 3. 31
流 山 市	流山市緑化推進及び保全に関する条例	S48. 3. 30
八 千 代 市	八千代市ふるさとの緑を守る条例	S50. 4. 1
君 津 市	君津市自然保護及び緑化の推進に関する条例	S52. 4. 1
四 街 道 市	四街道市緑の保全及び緑化の推進に関する条例	S60. 9. 30
袖 ヶ 浦 市	袖ヶ浦市水と緑のさとの設置及び管理に関する条例	H6. 3. 25 H21. 3. 31改正
	袖ヶ浦市緑の保全及び推進に関する条例	S49. 6. 21 H8. 12. 25改正

### 【その他の環境保全に関する条例制定状況】

市町村名	名 称	制定日
千 葉 市	千葉市環境影響評価条例	H10. 9. 24 H26. 3. 20改正
	千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例	H5. 3. 26 H27. 12. 21改正
	千葉市揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例	H19. 12. 19
	千葉市硫酸ピッチの生成の禁止に関する条例	H19. 12. 19
銚 子 市	銚子市空き地に係る雑草等の除去に関する条例	H7. 3. 17
市 川 市	市川市宅地における雨水の地下への浸透及び有効利用の推進に関する条例	H17. 3. 30
	市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例	H5. 3. 26
船 橋 市	船橋市環境共生まちづくり条例	H7. 6. 27
	船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例	H20. 3. 31 H24. 12. 28改正
	船橋市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例	H16. 3. 31 H23. 3. 31改正
	船橋市硫酸ピッチの生成の禁止に関する条例	H20. 3. 31
	船橋市揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例	H20. 9. 30

市町村名	名 称	制定日
松 戸 市	川をきれいにする条例	H4. 12. 22
	あき地の雑草等の除去に関する条例	S51. 4. 1
茂 原 市	茂原市空き地に係る雑草等の除去に関する条例	H12. 6. 29
成 田 市	成田市空き地に係る雑草等の除去に関する条例	S63. 3. 24
	成田市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例	H12. 3. 31
佐 倉 市	佐倉市快適な生活環境に支障となる迷惑行為の防止に関する条例	H15. 3. 14
	佐倉市空き地の雑草等の除去に関する条例	H16. 3. 26
東 金 市	東金市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	H6. 12. 27
習 志 野 市	習志野市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	H5. 12. 24
	空地に繁茂した雑草等の除去に関する条例	S43. 10. 15
柏 市	柏市産業廃棄物不適正処理防止条例	H19. 12. 26 H23. 3. 28 改正
	柏市硫酸ピッチ生成禁止条例	H20. 3. 27
	柏市揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組促進条例	H19. 12. 26 H23. 3. 28 改正
	柏市ダイオキシン類発生抑制条例	H13. 9. 28 H22. 3. 26 改正
	柏市不法投棄対策条例	H19. 3. 28 H22. 3. 26 改正
	柏市地球温暖化対策条例	H19. 3. 28 H28. 7. 8 改正
勝 浦 市	あき地の雑草等の除去に関する条例	S54. 3. 26 H13. 9. 28 改正
	勝浦市きれいで住みよい環境づくり条例	H14. 9. 26
市 原 市	市原市放置自動車の処理に関する条例	H17. 12. 19
	市原市雑草等の除去に関する条例	H19. 3. 15
	市原市廃棄物の適正な処理及び減量に関する条例	H6. 7. 5
流 山 市	流山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	H6. 3. 30
	流山市空き地の雑草等の除去に関する条例	H24. 3. 30
八 千 代 市	八千代市あき地に係る雑草等の除去に関する条例	S55. 3. 31
	八千代市不法投棄防止条例	H14. 3. 26
	八千代市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	H5. 12. 24
我 孫 子 市	我孫子市手賀沼沿い斜面林保全条例	H11. 4. 1
	我孫子市緑地等の保全及び緑化の推進に関する条例	S47. 12. 25、H13. 12. 28 改正
	我孫子市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例	S55. 9. 30、H24. 12. 28 改正
	あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例	S43. 11. 20、H25. 12. 27 改正
鎌 ヶ 谷 市	鎌ヶ谷市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	H6. 3. 31
	鎌ヶ谷市あき地の雑草等の除去に関する条例	H5. 12. 22
君 津 市	君津市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例	H7. 9. 11、H29. 3. 30 改正
	君津市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例	H15. 3. 28
富 津 市	富津市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例	H6. 3. 25 H24. 12. 19 改正
浦 安 市	浦安市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	H6. 3. 29
四 街 道 市	四街道市ダイオキシン類から大気を守る条例	H9. 12. 22
	四街道市空き地に繁茂した雑草等の除去に関する条例	H元. 3. 28 H16. 3. 31 改正
袖 ヶ 浦 市	袖ヶ浦市公害防止施設整備等促進条例	S46. 11. 3 H8. 12. 25 改正
	袖ヶ浦市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例	H5. 3. 26 H25. 3. 18 改正
八 街 市	八街市あき地の管理の適正化に関する条例	S47. 3. 11
印 西 市	印西市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	H8. 3. 26
白 井 市	白井市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	H6. 12. 22
	白井市あき地に係る環境衛生の保全に関する条例	H元. 3. 11
富 里 市	富里市雑草の除去に関する条例	H6. 3. 25
	富里市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	S47. 7. 4 H18. 3. 22 改正
南 房 総 市	南房総市空き地の雑草等の除去に関する条例	H20. 12. 22
	南房総市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	H18. 3. 20 H25. 12. 19 改正
香 取 市	香取市廃棄物の適正処理及び再利用の促進に関する条例	H19. 3. 26
	香取市生活環境向上施策推進基金条例	H26. 3. 25
山 武 市	山武市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	H18. 3. 27
	山武市清潔で美しいまちづくりの推進に関する条例	H18. 3. 27
い す み 市	いすみ市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	H17. 12. 5
	いすみ市あき地に係る雑草等の除去に関する条例	H17. 12. 5
大 網 白 里 市	大網白里市まちをきれいにする条例	H22. 3. 23
酒 々 井 町	あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例	S47. 9. 29
栄 町	あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例	S62. 3. 16

市町村名	名 称	制定日
栄 町	栄町廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	H10. 6. 24
神 崎 町	あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例	S52. 3. 12
	神崎町放置自動車の処理に関する条例	H18. 3. 8
多 古 町	あき地の雑草等の除去に関する条例	S52. 6. 18
	多古町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	S47. 6. 14
九 十 九 里 町	九十九里町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	H10. 12. 11 H15. 12. 12 改正
	九十九里町環境美化条例	H25. 3. 25 H27. 3. 12 改正
芝 山 町	芝山町一般廃棄物の処理及び清掃に関する条例	H16. 6. 21
横 芝 光 町	横芝光町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	H18. 3. 27
	横芝光町あき地の雑草等の除去に関する条例	H18. 3. 27
長 生 村	長生村空き地等の環境保全に関する条例	H13. 9. 28 H27. 3. 16 改正
	長生村空家等の適正管理に関する条例	H28. 3. 14
長 南 町	長南町を住みよくなる条例	S48. 6. 25
鋸 南 町	鋸南町あき地に係る環境衛生の保全に関する条例	H2. 3. 6
睦 沢 町	睦沢町空地の適正管理に関する条例	H28. 3. 11
	睦沢町空家等の適正管理に関する条例	H28. 3. 11

### 【環境基本計画策定状況】

市町村名	名 称	制定日
千 葉 市	千葉市環境基本計画	H7. 3 H23. 3 新計画策定
銚 子 市	銚子市環境基本計画	H16. 3
市 川 市	第二次市川市環境基本計画	H24. 3
船 橋 市	船橋市環境基本計画	H9. 3 H23. 3 改定
	船橋市一般廃棄物処理基本計画	H29. 2
木 更 津 市	第2次木更津市環境基本計画	H15. 3. 31 H28. 3 新計画策定
松 戸 市	松戸市環境計画	H10. 4
野 田 市	野田市環境基本計画	H23. 3 H29. 3 改訂
成 田 市	成田市環境基本計画	H30. 3
	成田市一般廃棄物処理基本計画	H30. 3
佐 倉 市	佐倉市環境基本計画	H10. 3
東 金 市	東金市環境基本計画	H13. 3. 30
旭 市	旭市環境基本計画	H19. 3 H29. 3 新計画策定
習 志 野 市	習志野市環境基本計画	H19. 3
	習志野市新エネルギービジョン	H19. 2
柏 市	柏市環境基本計画(第三期)	H9. 3. 31 H28. 3 改定
勝 浦 市	勝浦市環境基本計画	H15. 3. 31 H26. 3 新計画策定
市 原 市	市原市環境基本計画	H29. 3. 27
流 山 市	第2次流山市環境基本計画	H27. 3
八 千 代 市	八千代市第2次環境保全計画	H23. 3 H29. 3 改定
我 孫 子 市	我孫子市環境基本計画	H13. 3 H24. 5 改訂
鴨 川 市	第2次鴨川市環境基本計画	H29. 3
	一般廃棄物処理基本計画	H18. 3 H24. 3 改訂
鎌 ヶ 谷 市	鎌ヶ谷市第二次環境基本計画	H25. 3
君 津 市	君津市環境基本計画	H17. 3 H27. 3 改訂
	君津市一般廃棄物処理基本計画	H21. 3 H26. 3 改訂
富 津 市	第二期富津市環境基本計画	H29. 4
浦 安 市	浦安市第2次環境基本計画	H26. 3
四 街 道 市	第2次四街道市環境基本計画	H26. 6
	四街道市一般廃棄物処理基本計画	H28. 8
袖 ヶ 浦 市	袖ヶ浦市環境基本計画	H15. 3. 31 H25. 8 改訂
印 西 市	印西市環境基本計画	H15. 3. 31 H25. 3 新計画策定
白 井 市	白井市第2次環境基本計画(中間見直し版)	H27. 4
富 里 市	富里市環境基本計画	H14. 4. 1 H24. 4 新計画策定
南 房 総 市	南房総市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画	H20. 3 H24. 3 新計画策定

市町村名	名 称	制定日
南 房 総 市	南房総市環境基本計画	H22. 3
匝 瑳 市	匝瑳市環境基本計画	H23. 3. 8 H28. 3 改訂
香 取 市	香取市環境基本計画（中間見直し）	H26. 3
大 網 白 里 市	大網白里市環境基本計画	H18. 10. 1
御 宿 町	一般廃棄物（ごみ）処理基本計画	H10. 3. 27

### 【緑の基本計画策定状況】

市町村名	名 称	制定日
千 葉 市	千葉市緑と水辺のまちづくりプラン	H9. 12 H24. 3 新計画策定
市 川 市	市川市みどりの基本計画	H16. 3
船 橋 市	船橋市緑の基本計画	H9. 3 H19. 10 改定 H29. 3 改定
木 更 津 市	木更津市みどりの基本計画	H24. 4
松 戸 市	松戸市緑の基本計画	H10. 12 H21. 3 改定
成 田 市	成田市緑の基本計画	H9. 7 H22. 3 新計画策定
習 志 野 市	習志野市緑の基本計画	H19. 3 H27. 3 改定
柏 市	柏市緑の基本計画	H8. 3 H21. 6 改定
市 原 市	市原市緑の基本計画	H21. 3
流 山 市	流山市緑の基本計画	H18. 3. 31
八 千 代 市	八千代市緑の基本計画	H15. 3 H30. 3 改定版策定
我 孫 子 市	我孫子市緑の基本計画	H11. 6 H26. 3 改訂
鎌 ヶ 谷 市	鎌ヶ谷市緑の基本計画	H15. 2
君 津 市	君津市緑の基本計画	H15. 3
浦 安 市	浦安市緑の基本計画	H17. 4. 1 H26. 9 改定
四 街 道 市	四街道市みどりの基本計画	H18. 1
袖 ヶ 浦 市	袖ヶ浦市緑の基本計画	H7. 3
印 西 市	印西市緑の基本計画	H12. 3
白 井 市	白井市緑の基本計画	H9. 8
富 里 市	富里市緑の基本計画	H16. 3
大 網 白 里 市	大網白里市緑の基本計画	H15. 3. 18 H21. 3 改訂
白 子 町	白子町緑の基本計画	H12. 3

### ウ 地球環境保全のための事業

市町村名	名 称	内 容
千 葉 市	千葉市地球温暖化対策実行計画 （千葉市再生可能エネルギー等導入計画）	H24年3月に策定した「千葉市地球温暖化対策実行計画」を、国の地球温暖化対策計画（H28年5月）等を踏まえ、H28年10月に改定。温室効果ガス削減の目標達成に向けて、市民・事業者・行政が一体となって地球温暖化対策に取り組んでいる。 また、再生可能エネルギー等の導入については、実行計画の実施計画である「千葉市再生可能エネルギー等導入計画」（H25年3月策定）により推進している。
	千葉市地球環境保全協定	事業者と「地球環境保全協定」を締結し、省エネ対策や廃棄物の削減あるいはエコドライブの推進等、地球環境に配慮した自主的な活動を促進している。
	ちばしエコライフカレンダー	家庭において、地球温暖化対策や環境保全に対する意識の高揚を図るため、身近な取組事例や環境家計簿機能を盛り込んだ「ちばしエコライフカレンダー」を作成・配布した。
	千葉市地球温暖化防止アドバイザー派遣事業	地球温暖化防止に関する意識の高揚及び地球環境保全活動の推進を図るため、市民団体等が主催する学習会に市長が委嘱する地球温暖化防止アドバイザーを派遣する。
	住宅用再生可能エネルギー等設備設置費助成事業	市内の自らが居住する住宅に再生可能エネルギー等設備を設置する者にその費用の一部を助成する。システム1件につき1～20万円。
	事業用太陽熱利用給湯システム設置費助成事業	市内の高齢福祉施設等に太陽熱利用給湯システムを設置する当該事業者はその費用の一部を助成する。設置費の1/3上限100万円。
	中小事業者向け省エネルギー設備導入促進事業補助金	市内の事業所に省エネルギー設備を導入する中小事業者はその費用の一部を助成する。設置費の1/3上限100万円。
銚 子 市	住宅用太陽光発電システム設置費補助金	1kW当たり2万円以上4.5kW、9万円までとする。
市 川 市	環境保全協定	事業者が環境負荷低減を自ら継続的に実施するため、理念や手続きを示した環境保全協定と、温室効果ガスの排出抑制やグリーン購入の促進等の具体的な取組を示した細目協定からなる。H29年度末現在60事業所と協定を締結している。
	市川市環境活動推進委員（エコライフ推進員）制度	市から委嘱された30人の環境活動推進員（エコライフ推進員）が市民に対しエコライフ（環境にやさしい生活）への取り組みを提案し、実践を促すことで、市民レベルでの二酸化炭素の削減を図る。
	第二次市川市地球温暖化対策実行計画（事務事業編（暫定版））	市の施設から排出される温室効果ガスの排出量の抑制を目的とした計画で、本市が行う事務及び事業に関し、省エネルギーや省資源を推進している。（H25年3月策定、H29年3月改訂）

市町村名	名 称	内 容
市 川 市	スマートハウス普及促進事業	太陽光はH12年度、エネファーム、蓄電池はH25年度、太陽熱はH27年度から実施。 <補助金額> ・太陽光発電設備（既築の住宅に設置する場合で、エネルギー管理システム又は定置用リチウムイオン蓄電システムが設置されていること） 1kWあたり2万円、上限9万円、（市内事業者施工の場合は、1kWあたり2万5千円、上限112,500円） ・家庭用燃料電池システム 上限10万円 ・定置用リチウムイオン蓄電システム 上限10万円 ・太陽熱利用システム（強制循環型のみ 上限5万円）
	公共施設への再生可能エネルギー発電設備の導入	公共施設に太陽光発電などの再生可能エネルギー発電設備を導入し、環境学習や市民への啓発に活用している。
	市川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	H20年度に策定した市川市地球温暖化対策推進プランを、H27年度に改定。計画では、H32年度までにH25年度比で市域の二酸化炭素排出量を15%削減する目標を掲げ、市民、事業者、行政の各主体による取組を総合的かつ計画的に推進するとしている。
船 橋 市	船橋市地球温暖化対策実行計画（ふなばしエコオフィスプラン）	市事務事業における温室効果ガスの発生抑制のため、温対法に基づく実行計画としてH27年11月に改正し、再生可能エネルギーや省エネルギー設備の導入などを推進している。
	船橋市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進していくものとして、H24年3月に策定。温室効果ガスをH2年度比でH32年度までに30%減を中間目標に8つの施策の柱を設定し、市民、事業者、市の役割分担により推進している。
	住宅用太陽光発電システム・省エネルギー設備設置費補助金	H21年度から実施。太陽光発電システム2万円/kW 上限9万円、エネファーム10万円、定置用リチウムイオン蓄電池システム10万円、太陽熱利用システム（強制循環型）5万円、地中熱利用システム10万円。
	環境家計簿「ふなばしエコノート」	電気とガスの使用量から、家庭での二酸化炭素排出量を簡単に計算し、地球温暖化防止への意識を深めてもらうため、環境家計簿「ふなばしエコノート」を使いやすいものに改訂し出前講座等で配布している。
	船橋市地球温暖化防止活動推進員派遣制度	市内の市民活動団体や町会・自治会等が実施する学習会等に指導員又は講師として船橋市地球温暖化防止推進員を派遣している。
	緑のカーテンの促進	地球温暖化防止のため、公民館等の公共施設や家庭で緑のカーテンづくりができるよう、ゴーヤの苗3,600株を配布。市民等による取組を表彰する緑のカーテンコンクールを実施している。
	船橋市再生可能エネルギー等導入方針	市公共施設等への再生可能エネルギー設備の具体的な導入手順や時期を明らかにすることで、積極的な導入を推進し、もって地球温暖化防止、エネルギーの有効活用及び地域の防災対策に貢献することを目的にH27年3月に策定。同方針に基づき、公共施設における再生可能エネルギー設備の導入や、省エネルギー型の設備に更新するなどの改修事業を行っている。
館 山 市	館山市バイオマスタウン構想	H21年3月策定。市内でのバイオマス利活用方法、推進体制、利活用目標を定め、資源を有効活用した持続可能な循環型社会を目指している。
	館山市地域新エネルギービジョン	H15年2月策定。地域内に存在し利活用が期待される太陽光や風力などの自然エネルギーをはじめとする「新エネルギー」の導入促進の基本方針としている。
	館山市住宅用省エネルギー設備設置費補助金	住宅用の省エネルギー設備の設置に対し、補助金を交付した。
	館山市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）	H15年3月策定。市の事務事業により排出される温室効果ガスを削減することを目的とする計画を策定している。H30年度から第4次実行計画を実施。
木 更 津 市	第3次木更津市地球温暖化対策実行計画	H30年2月策定。本市が行う事務事業に関し、温室効果ガス排出削減の方策について実行計画として策定し、併せて、市民に対し地球温暖化対策に関する啓発、情報提供等を行うことにより温室効果ガスの排出削減に寄与することを目的とする。
	住宅用省エネルギー設備導入促進事業	地球温暖化の防止並びに家庭におけるエネルギーの安定確保及びエネルギー利用の効率化・最適化を図るため、住宅用省エネルギー設備の導入に対し助成を行う。
松 戸 市	松戸市地球温暖化対策実行計画	市民、事業者、行政が一体となって温室効果ガス削減に向けて取組むべき内容を記載したもの。従来の区域施策編と事務事業編を統合し、H28年3月に策定。
	松戸市クリーンエネルギー自動車導入促進事業	電気自動車及び燃料電池自動車を導入（購入・リース）する個人及び事業者に対し、電気自動車一台あたり3万円、燃料電池自動車一台あたり5万円を上限に補助。電気自動車はH22年度、燃料電池自動車はH27年度から実施。
	こどもエコクラブ支援事業	H12年度から実施。環境省の支援を受け、（公財）日本環境協会が全国規模で展開している環境活動のクラブ育成事業の地方事務局として情報提供など活動を支援する。H29年度 登録人数 384人
	松戸市住宅用省エネルギー設備設置促進事業	住宅用太陽光発電システムはH21年、家庭用燃料電池システム（エネファーム）、定置用リチウムイオン蓄電システムはH25、太陽熱利用システムはH27、地中熱利用システムはH28から実施。各省エネ設備の普及促進を図るため、H29年度は住宅用太陽光発電システムは出力1kWあたり2万円（上限9万円）、家庭用燃料電池システム（エネファーム）及び定置用リチウムイオン蓄電システムは各上限10万円、太陽熱利用システムは上限5万円、地中熱利用システムは上限10万円を補助。
	松戸市省エネルギー住宅等普及促進事業	市内にゼロエネルギー住宅（ZEH）及びライフサイクルカーボンマイナス住宅（LCCM）を購入等した個人に対し、ZEHは20万円、LCCMは80万円を上限に補助。H28年から実施。
	松戸市事業用省エネルギー設備等導入促進事業	市内の事業所にエネルギー管理システムの導入、ゼロエネルギービルの購入等及び省エネ診断による設備改修等の実施を行った事業者に対し、エネルギー管理システムの導入は40万円、ゼロエネルギービルの購入等は80万円、省エネ診断による設備改修等の実施は40万円を上限に補助。ただし、環境マネジメントシステム規格取得事業者は上限額の引上げあり。H28年から実施。
	燃料電池自動車用水素供給設備設置補助金	市内に燃料電池自動車用水素供給設備を設置するものに対して30万円を上限に補助。H27年から実施。
野 田 市	野田市地球環境温暖化対策実行計画	H19年4月策定（H29年8月第3次実行計画策定）。地球温暖化防止を推進するため、市が行う事務及び事業から排出される温室効果ガスの削減に取り組む。
	野田市住宅用省エネルギー設備設置補助金	住宅用省エネルギー設備の導入促進及び環境に配慮したエネルギー源の有効利用のため、省エネルギー設備を設置した方へ設置費用の一部補助。太陽光発電システム1キロワットあたり2万円（上限9万円）、家庭用燃料電池システム（エネファーム）10万円、定置用リチウムイオン蓄電池システム10万円、太陽熱利用システム5万円

市町村名	名 称	内 容
茂 原 市	茂原市地球温暖化対策実行計画	H19年4月1日策定。市役所の事務・事業により排出される温室効果ガス（二酸化炭素等）の排出量を、H15年度を基準年とし、H23年度までに7%削減することを目標。
	住宅用省エネルギー設備等促進事業	H27年4月1日から実施。住宅用省エネルギー設備等を設置した市民に対し、経費の一部を補助。太陽光発電システム（出力1kWあたり2万円、上限9万円）、家庭用燃料電池システム（上限20万円）、定置用リチウムイオン蓄電システム（上限10万円）、太陽熱利用システム（上限5万円）、地中熱利用システム（上限10万円）。
成 田 市	成田市環境保全率先実行計画	H14年3月策定（H20年3月 第2次計画策定、H25年3月 第3次計画、H30年3月 第4次計画（成田市役所エコオフィスアクション）策定）市自らが成田市環境基本計画に定める環境配慮行動を実践し、環境にやさしいエコオフィスづくりを推進するために実行計画を策定した。
	環境家計簿NARITA	H20年1月作成。市のホームページで公開するとともに、窓口やイベント等開催の際に配布。
	住宅用省エネルギー設備設置費補助金	環境負荷の低減を図り、地球温暖化防止等環境の保全に資することを目的として、住宅用省エネルギー設備を新たに設置した市民に対し、補助金を交付する。（H21年10月から実施） ・住宅用太陽光発電システム 太陽電池モジュールの最大出力1kWあたり3万円（上限12万円）（H25年10月から実施） ・住宅用燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム） 1設備あたり上限額10万円を補助 ・住宅用定置用リチウムイオン蓄電池 1設備あたり上限額10万円を補助 ・住宅用エネルギー管理システム機器（HEMS） 1設備あたり上限額1万円を補助 ・住宅用電気自動車等充電設備 1設備あたり上限額5万円を補助（H27年8月から実施） ・住宅用太陽熱利用システム 1設備あたり上限額5万円を補助（H28年5月から実施） ・住宅用地中熱利用システム 1設備あたり上限額10万円を補助 H30年度まで。
	省エネナビ市民モニター	家庭の電気使用量や排出CO2を計測する「省エネナビ」と「エコワット」を希望する市民に貸し出し。10台まで。
	成田市地球環境保全協定	H25年4月から実施。温暖化などの地球環境問題への対策として、事業者と市で協定を締結し、協働して環境保全活動を実施する。
佐 倉 市	環境家計簿	電気・ガス・ガソリンなどの使用量やごみの排出量から、家庭の二酸化炭素排出量を算出。市ホームページで公開するほか、イベント等で配布。
	佐倉市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	H20年3月策定の「佐倉市地球温暖化対策地域推進計画」を改定し、H28年3月策定。市域から排出される温室効果ガスの排出抑制のため、市民・事業者・市が取り組む施策等について定める。
	佐倉市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）	H26年3月策定の第一次計画の終了に伴い、第二次計画をH30年3月に策定。佐倉市役所の事務及び事業において温室効果ガス排出量の削減に取り組むための法定計画。
	佐倉市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金	太陽光発電システム（出力1kWあたり2万円、上限9万円）、家庭用燃料電池システム（10万円）、定置用リチウムイオン蓄電システム（10万円）、太陽熱利用システム（5万円）、地中熱利用システム（10万円）に対する補助。
	エコライフ推進員	市から委嘱された推進員（15名以内）が、市の施策への協力や自らの日常生活において、地球温暖化防止活動を行う。
東 金 市	東金市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）	H30年3月に策定。東金市の事務事業により排出される温室効果ガスの排出抑制についての実行計画。
	東金市住宅用省エネルギー設備設置費補助金	住宅用省エネルギー設備を設置する方に、費用の一部を補助する。 太陽光発電システム：太陽電池の最大出力1kWあたり2万円（上限9万円） 定置用リチウムイオン蓄電システム：上限10万円
旭 市	旭市地球温暖化対策推進実行計画	H20年3月策定。H26年3月改定。 本市の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出等の削減を行うことにより、地球温暖化対策の推進を図る。
	旭市住宅用省エネルギー設備設置費補助金	H22年度から実施。太陽光発電設備（2万円/1kW、上限10万円）、家庭用燃料電池システム（上限10万円）、定置用リチウムイオン蓄電システム（上限10万円）、太陽熱利用システム（上限5万円）、地中熱利用システム（上限10万円）
習 志 野 市	習志野市地球温暖化防止実行計画	H21年10月策定。地球温暖化防止を推進するため、市自らが事業者であるとの立場にたつて、自らの事務事業に伴って排出している温室効果ガス排出量の削減に向けた実行計画を策定。
	習志野市地球温暖化対策地域推進計画	H21年6月策定。国や県の地球温暖化対策・施策と連携して、温室効果ガスの排出削減のための総合的、計画的な施策を策定し、市民・事業者・市が主体的に地球温暖化防止を推進していく。
	住宅用太陽光発電システム設置費補助事業	H21年度から実施。住宅用太陽光発電システムを設置した市民に対し、経費の一部を補助。1kWあたり2.5万円、上限10万円。
	住宅用省エネルギー設備設置費補助事業	H25年度（H26年1月）から実施。住宅用省エネルギー設備を設置した市民に対し、経費の一部を補助。定置用リチウムイオン蓄電システム上限10万円、エネルギー管理システム（HEMS）上限1万円、電気自動車充電設備（V2H）上限5万円、太陽熱利用システム上限5万円（H27年度より追加）。地中熱利用システム（H28年度より追加）。
柏 市	家庭用燃料電池設置費補助事業	H26年度から実施。家庭用燃料電池を設置した市民に対し、経費の一部を補助。1台につき都市ガス利用の設備、上限30万円。LPガス利用の設備、上限10万円。
	第二期柏市地球温暖化対策計画	H26年3月策定。市域におけるCO2排出量をH17年度比H32年度までに3.8%削減とする計画。
	柏市エコアクションプラン	公共施設におけるCO2排出量をH24年度比H32年度までに15%以上削減する計画。
	エコハウス促進総合補助金	6つのメニューで、住宅のエコハウス化を総合的に補助。エコ窓改修、太陽光発電設備、HEMS、エネファーム、定置用リチウムイオン蓄電システム、太陽熱利用システム。
	太陽光発電設備設置運営事業（土地貸し）	未利用地であった小学校跡地を貸し付け、民間事業者が太陽光発電設備（500kW）を設置。
フットパス	戸外活動を促進し在宅消費エネルギーを削減するため、「フットパスコース」を整備し、ウォーキングイベントを開催。	

市町村名	名 称	内 容
勝 浦 市	第2次勝浦市地球温暖化防止対策実行計画	H26.3策定。市の事務及び事業に関して温室効果ガス排出量の削減に取り組む。H29年度までにH24年度比4%削減。
	勝浦市住宅用省エネルギー設備等設置補助事業	市内の住宅に省エネルギー設備等を設置する市民に対し補助する。(太陽光発電システム：1kW当たり2万円(上限9万円)、家庭用燃料電池システム：上限10万円、定置用リチウムイオン蓄電システム：上限10万円)
市 原 市	市原市地球温暖化対策地域推進計画	H30年3月策定。市民、事業者、市が地球温暖化の影響や対策の必要性を再認識するとともに、それぞれの役割を明らかにし、協働して着実に実行することにより、温室効果ガスを削減する。
	市原エコ・オフィスプラン[2013～2020]	H25年3月改訂。自らの事業事務に伴って排出される温室効果ガスを率先して削減等を図ることにより、市民、事業者の主体的な取組を促す。
	市原市住宅用省エネルギー設備等設置補助金交付事業	補助対象設備：太陽光発電システム、家庭用燃料電池システム、定置用リチウム蓄電池システム、太陽熱システム
	緑のカーテン事業	H21年度から実施。ツル性の植物を建物の外側に伸ばすことにより、二酸化炭素排出削減につなげる。H29年度実績：市内公共施設78ヶ所に設置支援。
流 山 市	流山市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)	H29年3月に第3期計画を策定。流山市の地域特性にあった地球温暖化対策により、温室効果ガス排出量の削減を目標として策定した。削減目標：2030年度までに、2007年度比で20%削減する。
	流山市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)	H28年3月策定。市役所から排出される温室効果ガスの排出抑制を目的とし、主な取組は庁舎等の省エネルギーの推進であり、市民や事業者に対しての率先垂範の役割を果たすものとして策定した。削減目標：2020年度までに2014年度比で10%削減する。
	緑のカーテン事業	自治会等を対象に地域ぐるみでの普及を図るため、自治会や公共施設などにゴーヤ苗9,057株、種を22,108粒配布。市民、事業者が設置した緑のカーテン写真及びゴーヤレシビコンテストを実施。
	住宅用省エネルギー設備設置補助事業	地球温暖化対策として、住宅用省エネルギー設備を設置する市民に対し、補助金を交付。太陽光発電設備：新築住宅1万5千円/kw (HEMS併設1万円上乗せ)、既存住宅2万5千円/kw (HEMS併設2万円上乗せ)、家庭用燃料電池システム(エネファーム)：10万円、定置用リチウムイオン蓄電システム：10万円 エネルギー管理システム(HEMS)：1万円、電気自動車充電設備：5万円、太陽熱利用システム：5万円 H29年度 交付件数169件 13,023,000円
	集合住宅・事業所用太陽光発電設備設置奨励金	平成29年度より開始。市内の集合住宅・事業所に太陽光発電設備を設置した者に奨励金を交付。(2.5万円/kw・上限30万円) H29年度交付件数1件 148,000円
八 千 代 市	八千代市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)	H29年3月策定。庁内の省エネ・省資源、廃棄物の減量化などに関わる取組を推進し、温室効果ガス総排出量を削減することを目的とする。H28年度から32年度までを計画期間とする第4次計画を展開している。
	エコアクション21	H21年3月認証取得。「エコアクション21」を活用し、地球温暖化対策実行計画の継続的な改善を目指している。
	八千代市地域新エネルギー・省エネルギービジョン	H22年2月策定。八千代市におけるエネルギー消費削減のため、新エネルギーの導入・省エネルギーの推進、地球温暖化対策に取り組んでいく。
	八千代市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金	住宅用省エネルギー設備等を設置する方に、費用の一部を補助する。太陽光発電設備：太陽電池の最大出力1kWあたり2万円(上限9万円) 家庭用燃料電池システム(エネファーム)：10万円 太陽熱利用システム：5万円 定置用リチウムイオン蓄電システム：10万円
我 孫 子 市	あびこエコプロジェクト4	第四次環境保全のための我孫子市率先行動計画・我孫子市地球温暖化対策実行計画としてH28年3月に策定。市が行う事務事業に関して、環境への負荷の低減、温室効果ガス排出抑制と、市民・事業者の環境に配慮した指針の普及を図る実行計画。
	我孫子市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金	環境への負荷の低減及びエネルギーの有効活用を図るため、住宅用省エネルギー設備等を新たに設置した者に対し補助金を交付する。太陽光発電システム(蓄電池またはHEMS併設に限る。住宅の新築工事と同時施工は対象外。1kW当たり2万円、上限9万円。市内事業者と契約の場合は3万円加算、ただし合計の上限10万円。)、太陽熱利用システム(上限5万円)、家庭用燃料電池システム(エネファーム)(上限8万円)平成30年度内に、国が実施する「家庭用燃料システム導入支援事業」において、設置するシステムを対象に補助金の交付決定を受けること。定置用リチウムイオン蓄電池システム(上限10万円)
鴨 川 市	鴨川市住宅用省エネルギー設備設置事業補助金	住宅用省エネルギー設備を設置する者に対し補助金を交付。住宅用太陽光発電設備：上限9万円 太陽熱利用システム：上限5万円 家庭用燃料電池システム(エネファーム)：上限8万円 定置用リチウムイオン蓄電システム：上限10万円 (H21年度から実施)
鎌 ヶ 谷 市	鎌ヶ谷市地球温暖化対策実行計画(区域施策)	地球温暖化対策を総合的、計画的に推進することを目的としてH22年3月策定。
	鎌ヶ谷市公共施設エコアクションプラン～鎌ヶ谷市地球温暖化対策実行計画(事務事業)～	H30年3月策定。本市の各施設等における事務事業の実施にあたり、温室効果ガス排出量等の削減に取り組む、地球温暖化対策を推進する。
	鎌ヶ谷市再生可能エネルギー・省エネルギー設備設置促進事業	以下の6設備の設置する者に対し、補助金を交付する。 ・太陽光発電システム・・・上限3万円(H22年度から実施) ・燃料電池システム(エネファーム)・・・上限15万円(H23年度から実施) ・リチウムイオン蓄電池システム・・・上限15万円(H25年度から実施) ・エネルギー管理システム(HEMS)・・・上限1万5千円(H25年度から実施) ・電気自動車充電設備・・・上限2万5千円(H29年度から実施) ・太陽熱利用システム・・・上限7万5千円(H28年度から実施)
君 津 市	第4次君津市地球温暖化対策実行計画	H29年3月策定。地球温暖化防止のため、本市が行う事務及び事業を対象として、温室効果ガスの排出量削減の推進に取り組む。計画期間：H29～33年度、削減目標：H27年度比10%削減

市町村名	名 称	内 容
君 津 市	君津市住宅用省エネルギー設備等導入補助事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅用太陽光発電システム 20,000円/kW、上限90,000円 (H17年度から実施)</li> <li>※但し、定置用リチウムイオン蓄電システムまたはエネルギー管理システム (HEMS) のうちいずれかの設備を併設し、かつ、既築住宅に設置する場合は対象となる。</li> <li>・家庭用燃料電池システム (エネファーム) 上限100,000円 (H25年度から実施)</li> <li>・定置用リチウムイオン蓄電システム 上限100,000円 (H29年度から実施)</li> </ul>
富 津 市	富津市住宅用省エネルギー設備等設置補助金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光発電システム 20,000円/kW・最大90,000円 (23年度から実施)</li> <li>ただし、太陽光発電システムは、一定の要件を満たすHEMSまたは定置用リチウムイオン蓄電システムを併設した既築住宅に設置した場合のみ</li> <li>・家庭用燃料電池システム (エネファーム) 最大80,000円 (29年度から実施)</li> <li>・定置用リチウムイオン蓄電システム 最大100,000円 (29年度から実施)</li> </ul>
浦 安 市	浦安エコホーム事業	<p>H15年度から実施。地球温暖化の防止、資源の有効活用、エネルギーの有効利用等地球環境の保全を図るため、自ら居住し、または居住しようとする住宅に対象設備を設置する方 (建売住宅を購入する場合を含む) に、その設置費用の一部の補助を行う。</p> <p>補助対象設備 (補助率・上限額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光発電システム (2万5千円/kW・上限額10万円)</li> <li>・家庭用燃料電池システム (上限額・10万円)</li> <li>・リチウムイオン蓄電システム (上限額・10万円)</li> <li>・エネルギー管理システム (上限額・1万円)</li> <li>・雨水貯留タンク (上限額・1万円)</li> <li>・太陽熱利用システム (上限額・5万円)</li> </ul>
	第4次浦安市地球温暖化対策実行計画	地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づく地方自治体実行計画 (事務事業編) をH29に策定。市の事務及び事業に関し、温室効果ガス排出の抑制等の措置により、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とし、H33年度までに11%削減を目標に計画を実施している。
四 街 道 市	四街道市地球温暖化対策実行計画	H26.6月策定。市の事務・事業を対象として、温室効果ガスの排出抑制に取組み、地球温暖化対策の推進を図る。
	住宅用省エネルギー設備等導入促進事業補助金	H29年度から実施。自らが居住する市内の住宅に省エネルギー設備等を設置した者に対し、補助金を交付する。①住宅用太陽光発電設備 (1kWあたり20,000円、上限60,000円)、②家庭用燃料電池システム (上限100,000円)、③定置用リチウムイオン蓄電システム (上限100,000円)
袖 ヶ 浦 市	第四次袖ヶ浦市地球温暖化対策実行計画	H29年3月策定。本市自らの事業活動に伴って排出される温室効果ガス総排出量を算定・把握し、温室効果ガスの排出抑制をする。対象となる事務事業：本市全ての事務事業で、公共事業委託等により管理されているものを除く。計画対象期間：H29～H33年度。
	袖ヶ浦市住宅用省エネルギー設備設置補助金	<p>太陽光発電システムを設置する市民の方に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。1kW当たり2万円 上限9万円</p> <p>燃料電池システムを設置する市民の方に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。上限10万円</p> <p>定置用リチウムイオン蓄電システムを設置する市民の方に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。上限10万円</p>
八 街 市	八街市役所地球温暖化対策実行計画	H23年3月策定。市の事務及び事業に伴う温室効果ガス排出量を基準年度 (H20年度) に比べてH27年度までに6%削減することを目指す。
	住宅用太陽光発電システム設置費補助金	H23年度から実施。自ら居住する市内の住宅に太陽光発電システムを設置した方、または、太陽光発電システムが設置された住宅を購入し自ら居住する方に1kW当たり2万円 (上限7万円) を交付。
印 西 市	第3次印西市市内エコプラン (地球温暖化対策実行計画)	市の事務及び事業に伴う温室効果ガス排出量を基準年度 (H22年度) に比べてH29年度までに5%削減することを目指す。計画期間 H25～29年度。
	印西市グリーン購入推進指針	製品ごとに購入する観点をまとめ、市内において推進する。
	印西市住宅用省エネルギー設備設置費補助金	<p>太陽光発電システム：1kW 当り 2万円 (上限7万円) ※既築の住宅にHEMS 又は蓄電池と併せて設置した場合は1kW 当り 2万円 (上限9万円) を加算補助。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽熱利用温水器：自然循環式は上限3万円、強制循環式は上限5万円</li> <li>・家庭用燃料電池システム (エネファーム)：上限10万円</li> <li>・定置用リチウムイオン蓄電池システム：上限10万円</li> <li>・地中熱利用システム：上限10万円</li> </ul>
白 井 市	グリーンカーテン事業	H23年度から実施。市公共施設において、グリーンカーテンを設置。(H29実績：53施設) また、ゴーヤとアサガオの種子を市民に無料配布。(13,000袋) グリーンカーテンコンテストの実施。
	白井市地球温暖化対策実行計画	地球温暖化防止のため、市が行う事務及び事業を対象として、温室効果ガスの排出量の削減に取り組む。
富 里 市	白井市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金	住宅用省エネルギー設備等を設置した人へ設置費の一部を補助する。 太陽光発電システム出力1kWあたり2万円 (上限9万円) 既築住宅で蓄電池又はHEMS併設のみ対象、燃料電池8万円、蓄電池10万円、太陽熱 (自然循環型を除く) 5万円
	富里市地球温暖化対策実行計画	H29年4月策定。市の事務・事業から排出される温室効果ガスを削減し、地球温暖化防止の推進を図る。
南 房 総 市	富里市住宅用省エネルギー設備設置補助金	地球温暖化の防止及び地域における再生可能エネルギーの導入促進を図るため、住宅用省エネルギー設備を設置する方に、その設置費用の一部を補助する。 太陽光発電システム：出力1kWあたり2万5千円 (上限10万円) 市内施工業者を利用した場合、出力1kWあたり3万円 (上限12万円) 家庭用燃料電池システム：限度額10万円 定置用リチウムイオン蓄電池システム：限度額10万円
	南房総市地球温暖化対策実行計画	H28年3月29日改正。本市の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出抑制のための計画を策定し、取組を推進することにより地球温暖化対策の推進を図る。
	南房総市エコライフカレンダー	市内小学4～6年生を対象とした環境ポスター及び中学生以上を対象とした環境標語を募集し、入賞作品を掲載した環境カレンダーを作成、小学校・中学校全児童生徒等に配布する。
	太陽光発電新技術等フィールドテスト事業	千倉保健センター屋上に太陽光発電設備を導入し、保健センターの電気の一部をまかなっている。
	南房総市バイオマスタウン構想	H21年3月策定。市内で発生するバイオマスの利活用方法や利活用目標を定め、資源を有効活用した持続可能な循環型社会を目指す。

市町村名	名 称	内 容
南 房 総 市	エコライフ体験学習(緑のカーテン)	H22年度から地球温暖化対策の一環で、緑のカーテンづくりの普及推進を図る。市内小、中学校及び市民に、ゴーヤやキュウリの苗を配布し、緑のカーテンを作り、自然の日よけによる効果を体験する。また、実った野菜を食べることで地産地消運動の推進を図る。
	住宅用省エネルギー設備設置費補助金	H23年度から太陽光発電システム補助から始まり、H29.6.30から県の補助要項に合わせて、次のエネルギー設備を設置する個人に対し補助金を交付する。 ・太陽光発電システム1kW当たり2万円(上限9万円) ・太陽熱利用システム(上限5万円) ・家庭用燃料電池システム(エネファーム)(上限10万円) ・地中熱利用システム(上限10万円) ・定置用リチウムイオン蓄電システム(上限10万円)
匝 瑛 市	第2次匝瑛市地球温暖化防止実行計画	H29年4月策定。市の事務及び事業に関して温室効果ガスの排出削減等の措置を行うことにより、地球温暖化対策の推進を図る。温室効果ガスの排出量を、基準年度(H27年度)に比べてH32年度までに4%以上の削減を目指す。
	緑のカーテン推進事業	H23年度から実施。アサガオ・ゴーヤの種を市内の家庭・事業所に無料配布した。市関連施設においても緑のカーテンを配置した。
	住宅用太陽光発電システム設置助成事業	H24年度から実施。住宅用太陽光発電システムを設置する者に対し、出力値1kWあたり補助金2万円(既築住宅上限9万円、新築住宅上限4万円)、奨励金1万円(既築住宅上限4万円、新築住宅上限2万円)を助成。
香 取 市	第2次香取市地球温暖化対策実行計画の策定	H30年3月策定。香取市の事務・事業における地球温暖化防止対策。実施期間：H30～39年。削減目標：市役所全ての施設から発生する温室効果ガス発生量を基準年度(2016年度)比39%削減する。
	香取市住宅用省エネルギー設備設置補助金	H23年度から太陽光発電システム補助から始まり、H25年度から県補助要綱に合せて、つぎの省エネルギー設備を設置する者に対し、補助金を助成している。 ・太陽光発電システム 1kW当たり2万円 上限(既築)9万円・(新築)4万円 ・家庭用燃料電池システム(エネファーム)上限8万円 ・定置用リチウムイオン蓄電システム上限10万円 ・エネルギー管理システム(HEMS)上限1万円 ・太陽熱利用システム上限5万円(平成27年8月から) ・薪ストーブ上限5万円(平成29年2月から)
香 取 市	太陽光発電事業	市自らが電気事業者となり、未利用の市有地を利用した太陽光発電事業を実施。
山 武 市	山武市地球温暖化防止推進委員会設置要綱	H21年12月16日制定。山武市の事務及び事業に関する山武市地球温暖化防止実行計画の策定及び推進をするため、山武市地球温暖化防止推進委員会を設置する。
	住宅用省エネルギー設備等設置補助金	H23年から実施。地球温暖化対策促進のため、住宅用省エネルギー設備等を設置する者に対し、補助金を交付します。・太陽光発電システム1kWあたり2万円(限度額9万円)・定置用リチウムイオン蓄電システム(限度額10万円)
い す み 市	いすみ市住宅用省エネルギー設備等設置事業補助金	家庭における地球温暖化対策促進のため、住宅用省エネルギー設備等を設置する者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付する。 太陽光発電システム：上限9万円・定置用リチウムイオン蓄電池システム：上限10万円
	地球温暖化対策実行計画	H29年3月制定。本市の各施設等における事務・事業活動を対象に温室効果ガス排出量の削減に努める。 計画期間：H29～33年度
大 網 白 里 市	地球温暖化対策実行計画	H28年7月制定。本市の施設等(市長部局及び教育部局事務の事業、出先機関等を含めた施設及び公用車)を対象に温室効果ガスの排出量の削減に努める。計画期間：H28～32年度
	住宅用省エネルギー設備等設置費補助金	H23年11月1日施行。住宅用省エネルギー設備を設置した市補助金交付基準を満たした者に対し、補助金を交付する。 ・太陽光発電システム1kWあたり2万円(限度額9万円) ・定置用リチウムシステム上限10万円
酒 々 井 町	酒々井町地球温暖化防止実行計画	H29年2月制定。町の事務・事業の実施に際し、温室効果ガスの排出抑制等の地球温暖化防止に向けた取組を計画的に実行する。基準年度(H28年度)。計画年度(H29～33年度)。
	住宅用省エネルギー設備等設置補助金事業	H29年4月から実施。町内の自らが居住する住宅に、住宅用太陽光発電システムを設置する者に対し、1kWあたり3万円(既築住宅は上限15万円、新築住宅は上限6万円)を補助する。家庭用燃料電池システム(エネファーム)または、定置用リチウムイオン蓄電池システムを設置する者に対し、1基あたり20万円を補助する。
栄 町	住宅用省エネルギー設備設置補助金	地球温暖化の防止並びに家庭におけるエネルギーの安定確保又はエネルギー利用の効率化及び最適化を図ることを目的とし、住宅用省エネルギー設備を設置する者に対し、補助金を交付する。 ・太陽光発電システム(H23年度から実施)：1kWあたり2万円(限度額9万円) ・家庭用燃料電池システム(H25年度から実施)：上限8万円 ・定置用リチウムイオン蓄電システム(H25年度から実施)：上限10万円 ・太陽熱利用システム(H27年度から実施)：上限5万円
神 崎 町	神崎町住宅用太陽光発電システム設置補助金	H23年度から実施。住宅用の太陽光発電設備を設置する者に対し補助金を設置する。 1kWあたり3万円(上限12万円)
多 古 町	多古町住宅用省エネルギー設備設置補助金	H23年10月1日施行。H29年4月1日全部改正 ・太陽光発電システム：上限18万円 ・太陽熱システム：上限10万円 ・地中熱システム：上限20万円 ・家庭用燃料電池システム：上限20万円 ・定置用リチウムイオン蓄電システム：20万円
	多古町地球温暖化対策実行計画	平成22年10月策定。多古町の事務事業の実施にあたり本計画に基づき温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けてさまざまな取組を行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。
東 庄 町	東庄町地球温暖化対策実行計画	H21年3月制定。本町の事務及び事業に関し、温室効果ガス等の削減に取り組み、地球温暖化対策の推進を図る。
	東庄町住宅用省エネルギー設備設置補助	H26年1月から実施。地球温暖化の防止並びに家庭におけるエネルギーの安定確保及びエネルギー利用の効率化・最適化を図るため、設置費の一部を助成している。対象設備：太陽光発電システム、家庭用燃料電池システム、定置用リチウムイオン蓄電システム、エネルギー管理システム
九 十 九 里 町	住宅用太陽光発電システム設置補助制度	H23年10月17日制定。地球温暖化の防止及び地域の再生可能エネルギーの導入促進を図るため、住宅用太陽光発電システムを設置する者に対し設置費用の一部を助成 補助率1kWあたり3万円を乗じた額とし、10万5千円を限度とする。

市町村名	名 称	内 容
芝 山 町	芝山町住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱	H23年9月20日策定。地球温暖化の防止及び地域における再生可能エネルギーの導入促進を図るため、住宅用太陽光発電システムを設置するものに対し、予算の範囲内において補助金を交付する。
横 芝 光 町	横芝光町住宅用省エネルギー設備等設置補助金	H27年12月1日制定。地球温暖化の防止及び地域における再生可能エネルギーの導入促進を図るため、太陽光発電システムは、1kW当たり2万円を乗じた額で、9万円が限度額（町内業者による施行の場合は1kW当たり3万円を乗じた額で、13万5千円が限度額）。太陽熱利用システムについては、5万円が限度額とする。
一 宮 町	一宮町住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱	H24年4月1日 施行。地球温暖化の防止及び地域における再生可能エネルギーの導入促進を図るため、住宅用太陽光発電システムを設置する者に対し、予算の範囲内において、一宮町補助金等交付規則及び告示に基づき補助金を交付する。補助金の額は1kW当たり3万円を乗じて得た額とし、10万5千円を限度とする。
	一宮町地球温暖化対策実行計画	H22年3月制定。一宮町の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等の取組みを実施することにより、町民・事業者の模範となり、地球温暖化防止に向けての自主的な取組みを推進することを目的とする。
	一宮町住宅省エネルギー設備設置補助金交付要綱	H25年9月27日制定。地球温暖化の防止並びに家庭におけるエネルギーの安定確保及びエネルギー利用の効率化・最適化を図るため、住宅用省エネルギー設備を設置する者に対し、補助金を交付する。 ・家庭用燃料電池システム（エネファーム） 上限10万円 ・定置用リチウムイオン蓄電システム 上限10万円 ・エネルギー管理システム（HEMS） 上限1万円 ・電気自動車充電設備 上限5万円
睦 沢 町	睦沢町地球温暖化防止実行計画	H23年7月策定 町の事務事業の実施にあたり本計画に基づき温室効果ガス排出量の削減目標に向け様々な取組みを行い、地球温暖化対策を推進する。
	睦沢町住宅用太陽光発電設備設置費補助金	H30年2月、新要綱により事業を実施し、4.5kWを上限とし1kWあたり40,000円の補助を行っている。
長 生 村	長生村役場地球温暖化対策実行計画	長生村の事務及び事業に関し、職員自らが温室効果ガス排出抑制等の取組を実施し、村民・事業者の模範となり、地球温暖化防止に向けて自主的な取組を推進することを目的としている。 (H21年4月策定・H26年4月改訂)
	長生村住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱	住宅用太陽光発電システムを設置する者に対し、補助金を交付。 1kWあたり3万円を乗じた額。上限10万5千円（H28年9月20日制定）
白 子 町	白子町地球温暖化対策実行計画	H23年3月策定。白子町の事務事業の実施に当たっては、本計画に基づき温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けてさまざまな取組を行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。
	住宅用太陽光発電システム設置補助金	H24年度から実施。住宅用太陽光発電システムを設置する方に対し、補助金を交付する。 太陽光発電システム最大出力に1kWあたり4万円を乗じた額（限度額 既設 18万円 新築 9万円）
長 柄 町	長柄町地球温暖化対策実行計画	H23年3月策定。長柄町の事務事業の実施に当たっては、本計画に基づき温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けてさまざまな取組を行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。
	住宅用太陽光発電システム設置補助金	H23年度から実施。既設住宅への住宅用太陽光発電システムを設置する方に対し、補助金を交付する。 太陽光発電システム最大出力に1kWあたり4万円を乗じた額（限度額18万円）
長 南 町	長南町地球温暖化対策実施計画	H22年3月制定。長南町の事務事業にあたって、本計画に基づいて温室効果ガスの削減目標にむけて様々な取組を行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的としている。
	長南町住宅用省エネルギー設備等設置補助金	H25年4月1日施行。家庭における地球温暖化対策促進を目的とし、設備設置する者に対し補助金を交付する。 ・太陽光発電システム 上限18万円 ・太陽熱利用システム 上限5万円 ・定置用リチウムイオン蓄電システム 上限10万円
大 多 喜 町	大多喜町住宅用太陽光発電システム導入促進事業補助金	H29年4月18日施行。家庭における地球温暖化対策促進のため、住宅用省エネルギー設備等を設置する者に対し、補助金を交付する。 ・太陽光発電システム 上限18万円 ・定置用リチウムイオン蓄電システム 20万円
御 宿 町	御宿町住宅省エネルギー設備設置補助金交付要綱	H25年10月2日施行。家庭における地球温暖化対策促進のため、住宅用省エネルギー設備を設置する者に対し、補助金を交付する。 ・太陽光発電システム 上限18万円 ・家庭用燃料電池システム（エネファーム） 上限10万円 ・定置用リチウムイオン蓄電システム 上限10万円 ・太陽熱利用システム 上限5万円
鋸 南 町	鋸南町住宅省エネルギー設備設置補助金交付要綱	H25年10月1日施行。地球温暖化防止並びに家庭におけるエネルギーの安定確保及びエネルギー利用の効率化・最適化を図るため、住宅用省エネルギー設備を設置する者に対し、補助金を交付する。 ・太陽光発電システム 上限9万円 ・家庭用燃料電池システム（エネファーム） 上限10万円 ・定置用リチウムイオン蓄電システム 上限10万円

## エ 保存樹木・保全緑地等

市町村名	名 称	内 容
千 葉 市	保存樹木・保存樹林	S46年度から市街化区域及びその周辺に存する一定の基準を満たした樹木・樹林を良好な都市環境の保全と都市の美観風致の維持を目的として、所有者の協力を得て「保存樹木」あるいは「保存樹林」として指定している。保存樹木 551本 奨励金 3,000円/本 保存樹林 約216.7ha 奨励金 10円/㎡
	市民の森	S48年度から市民に自然の恵みを十分享受できる憩いの場を提供するため風致や景観が優れている樹林地を市民の森として設置している。 9か所・約25.1ha 奨励金 20円/㎡（市街化区域）、10円/㎡（市街化調整区域）
	市民緑地	土地等の所有者が自らの土地を住民の利用に供する緑地として提供することを支援・促進すると共に、緑の保全・創出を推進する。 使用貸借契約（無償）を締結した場合、固定資産税は非課税、また、契約期間が20年以上の場合相続税は2割評価減となる。19か所 約19.7ha
市 川 市	緑地等保全事業	「市川市緑化対策事業補助金交付規則」を、「市川市緑地等保全事業補助金交付規則」に改称し、H26年4月1日に施行。緑地等保全事業に協力する者に、補助金を交付する。 <H29年度実績> 交付対象面積 38.8ha 補助額 11,336千円

市町村名	名称	内容
市川市	協定樹木管理事業	「市川市巨木等の保存等に係る協定に関する要綱」の規定に基づき、締結された保存樹木の3年に一度の剪定等（費用の1/2、上限3万円）に対する協定者への補助。 <H29年度実績> 交付対象樹木数 175本
船橋市	指定樹木等助成制度	支給基準 樹林30円/㎡、樹木5,000円/本、生垣100円/m ※市街化調整区域内は半額。 ※樹林については、固定資産税、都市計画税相当額を加算。 S48年9月29日制定 H29年度 支給総額 20,981千円
松戸市	松戸市緑の条例に伴う緑地保全事業	都市の自然環境を良好に保全するために、条例の基準に該当する樹林および樹木を指定し、助成する制度。 ・保全樹林地区 20円/㎡・年 ・特別保全樹林地区 30円/㎡・年 ・保護樹木 2,000円/本・年 H29年度実績 総支給額13,743,293円
野田市	野田市緑地保存に関する実施要綱	市民の森：助成金基準 90円/㎡ H29年度実績 支給額：1,187,621円 名木古木：助成金基準 2,000円～5,000円/本 H29年度実績 指定数：17本 支給額：57,500円
佐倉市	佐倉市名木、古木、樹林、草地等保存選定事業	市内に所在する名木、古木、樹林、草地等で樹齢100年以上の保存価値の高いもの等で、選定基準に該当するものを選定し、所有者等に対し報償金を交付している。（S50年7月1日制定） 名木、古木3,000円/本・年、樹林・草地3円/㎡・年（最低3,000円～最高30,000円）、選定件数100件 H29年度支給総額 472,770円
習志野市	保護地区等助成金	自然保護地区、都市環境保全地区及び保存樹木の指定を受けている所有者に対し助成金を交付。 自然保護地区：10,217㎡（年間：5,500円+11円/㎡） 都市環境保全地区：38,102㎡（年間：5,500円+11円/㎡） 保存樹木：12本（年間：3,000円/本）
柏市	柏市緑を守り育てる条例及び施行規則、要綱	(1) 固定資産税・都市計画税の免除 (2) 指定の基準 保護地区（700㎡以上の山林）、保護樹木（高さ12m以上、幹周り1m以上）
市原市	樹林保全地区等指定奨励金	市原市緑の保全及び推進に関する条例等に基づき、指定基準を満たす樹林や樹木に対して指定し、奨励金交付等を行う制度。 (1) 樹林保全地区：6円/㎡・年 固定資産税の免除有 (2) 保護樹木：市街化区域5,000円/本・年 その他区域3,000円/本・年 (3) 平成29年度交付額：5,010,496円 (4) 平成29年度末の指定状況：樹林保全地区618,369㎡（113地区） 保護樹木363本
流山市	保存樹木・樹林補助金	流山市緑化推進及び保全に関する条例に基づき、一定の要件（高さ、幹周など）を満たす樹木または樹林に対して保存樹林等の指定を行って補助する制度。 補助額：樹木3,500円/本、樹林15円/㎡（対象面積500㎡以上） H29年度末状況 保存樹木：116本（3本年度途中解除）、保存樹林：50,343㎡
八千代市	環境保全林保存樹木	・市街化区域内の樹林、寺社の樹林500㎡以上を有するもの。9ヶ所29,672㎡指定（H30年3月31日） ・保全林以外の樹林で幹周り1.2m以上高さ10m以上であり、樹容美観に優れていること。38ヶ所78本指定（H30年3月31日） ・緑化推進事業助成金（保全林30円/㎡、保存樹木3,000円/本） 支給総額1,124,160円（H29年度実績）
我孫子市	保存緑地・保存樹木の指定	我孫子市緑地等の保全及び緑化の推進に関する条例に基づく指定制度。（助成金+固都税額） 保存緑地助成金20円/㎡ 総面積226,159.69㎡ 保存樹木助成金1,500円/本 総本数198本（H29年度末現在）
	手賀沼沿い斜面林保全指定	我孫子市手賀沼沿い斜面林保全条例に基づく指定制度。（助成金+固都税額） 保全特別樹林 市街化区域60円/㎡ 調整区域40円/㎡ 合計29,346㎡ 保全樹林 市街化・調整区域30円/㎡ 11,043㎡ 手賀沼沿い保全樹木 5,000円/本 23本（H28年度末現在）
鎌ヶ谷市	保全林助成金 保存樹木助成金 ふれあいの森助成金	・保全林助成金：面積×30円（年額） 指定箇所：12箇所（39,110㎡） 総支給額：1,191,255円 ・保存樹木助成金：1本あたり1,500円（年額） 指定本数：12本 総支給額：18,000円 ・ふれあいの森助成金：面積×30円+都市計画税+固定資産税（年額） 指定箇所：10箇所（50,107㎡） 総支給額：2,910,005円 （H30年3月31日）
君津市	自然保護地区及び保存樹木等指定事業	自然環境を保護する観点から自然保護地区の指定（1,000㎡以上）や自然環境の確保及び美観風致を維持するため保存樹木の指定を行っている。 ・自然保護地区 対象地区総面積：26,219㎡ ・自然保存樹木 対象本数：23本
浦安市	保存樹木指定事業助成金	規則制定 S55年2月14日。保存樹木を制定し、樹木の保全と管理に要する経費を助成金として交付する。 規則改定 H25年4月1日。指定基準、補助額の改定。補助5千円/本・年（特例時1万円/本・年） 現在29団体（神社寺管理団地・個人） H28年度末 603本、29団体、総額 3,455,000円
	浦安市いけがき設置奨励事業補助金交付要綱	市内に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者で、いけがきを設置する者に対して、それに要する経費を補助する。 いけがき設置補助：1mあたり8,000円 上限160,000円 いけがき設置に伴うブロック塀の撤去補助（接道部）：1mあたり10,000円 上限100,000円 H29年度末実績 補助件数：52件、補助金総額：4,303,000円
四街道市	四街道市樹木・樹林等保存選定事業	要綱に基づき、保存樹木及び樹林を選定している。 選定箇所：樹木39本、樹林6箇所8,637㎡。（H29年度）
袖ヶ浦市	袖ヶ浦市生垣設置奨励補助金交付要綱	住宅用地に生垣を設置する者に対し、その経費の一部を補助金として交付している。補助金額2,000円/m H29年度実績 補助件数1件 補助金総額10千円
	袖ヶ浦市保存樹木等助成金交付要綱	条例に基づき指定した保存樹木等の保全をするために要する経費の一部を助成金として交付している。 助成額：樹木1,000円/本・年、樹林3円/㎡・年
白井市	白井市緑地保全事業	生活環境に必要と認められる良好な緑地を保存するため、保全緑地として指定を受けている所有者に対し、固定資産税・都市計画税相当額を負担する。特別保全緑地 総面積47,897㎡
	文化財保存・周知事業	市指定文化財（天然記念物）として樹木を指定しており、所有者に対し報償金を交付。 樹木指定件数2件 10,000円/件（年額）

## オ 自然環境保全のための協定制度

市町村名	名称	内容
千 葉 市	工場等緑化協定	敷地面積 500 ㎡以上を有する工場等の事業者と協議のうえ、緑化協定を締結する。 協定締結数 863 か所 敷地面積 約 1,587ha 緑化計画面積 約 232.4ha
	緑地協定	緑化による住みよいまちづくりのために、都市緑地法に基づく緑地協定の締結を推進する。 協定締結実績 175 地区 約 609.1ha
	市民緑地の維持管理に関する協定	市民が身近な自然とふれあえる場を創出するため、H18 年 8 月 1 日に制定した「千葉市市民緑地設置事業実施要綱」に基づき、地権者、活動団体、千葉市の三者にて市民緑地の維持管理に関する協定を締結する。 市民緑地 19 か所 19.7ha 協定締結団体 21 団体
	谷津田保全協定及び谷津田保全活動協定	千葉市の原風景であり、多様な生態系を有する谷津田の自然を保全するため、H15 年 7 月「谷津田の自然の保全施策指針」を策定した。また、「谷津田の自然の保全に関する要綱」を制定し、地権者との保全協定締結や保全区域の指定を進めるとともに、保全活動を積極的に行える団体と保全活動協定を締結した。 谷津田等の保全区域 25 地区 保全協定締結面積 53.3ha、保全活動協定締結団体 4 団体 (H29 年 3 月末現在)
市 川 市	都市緑地法による緑地協定	市街地の良好な環境を確保するため、都市緑地法に基づく緑地協定の締結を推進する H28 年度累計 市内 9 箇所 5.5ha
船 橋 市	保存樹木及び緑地保全・創出協定	敷地面積 500 平方メートル以上の開発行為及びその他の事業をしようとするものは市と緑地の協定を結び、緑化及び保全に努める。 H29 年度 協定件数 80 件 計画緑地面積 29,741 ㎡
野 田 市	野田市貴重な野生動植物の保護のための樹林地の保全に関する条例	H19 年 4 月 1 日制定。貴重な野生動植物の生息地又は生育地としての樹林地を保全するとともに、自然に恵まれた都市環境の形成を図り、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保を図ることを目的とする（保全樹林地の指定をした樹林地のうち保全協定をしたものに限って助成金 15 円/㎡+固定資産税相当額を交付する）。指定面積： 70,884 ㎡
成 田 市	緑化協定	「成田市緑化推進指導要綱」により、事業区域が 0.3ha 以上の場合、事前協議を行って緑化協定を締結。 ※事業区域が 1ha 以上（但し、住宅用地の場合は 10ha 以上）の場合は、上記要綱と「千葉県自然環境保全条例」に基づく緑化協定実施要綱に基づき、県・市・事業者の三者で緑化協定を締結。 ・反対給付の有無・・・無 ・二者協定実績（H29 年度）・・・7 件 緑化面積 4,482.6 ㎡ ・三者協定実績（H29 年度）・・・5 件 緑化面積 7,340.98 ㎡
佐 倉 市	緑化協定	佐倉市緑化要綱に基づく緑化協定の締結を義務付けている。3,000 ㎡以上の工場等については用途区分により敷地面積の 10%～20%の緑地の確保を、10,000 ㎡以上の住宅用地については 10%以上の緑化を義務付けている。
習 志 野 市	緑化協定	「習志野市自然保護及び緑化の推進に関する条例」により、敷地面積が 1,000 ㎡以上の工場については、敷地面積の 20%以上の緑地の確保を義務づけており、事業者に対し協定の締結を指導し、緑化に協力を求めている。
柏 市	緑地保存協定	敷地面積 500 ㎡以上の開発行為等を行った場合、事業者と緑地保存協定を締結している。 (H29 年度実績) 55 件 260,388 ㎡(敷地面積) 47,526 ㎡(緑化面積)
	柏市みどりの広場要領	(1) 緑の保護地区のうち、良好な樹林地を緑の広場として保全 (2) 所有者と土地使用賃貸契約を締結（5 年以上） (3) 事業実績面積(H29 年度末) 34,812 ㎡ (9 箇所)
	谷津田の保全に関する協定	谷津田の自然環境及び景観、生態系等の保全に協力いただける土地所有者の方と保全協定を締結。 (H29 年度実績) 133 件 198,598 ㎡
市 原 市	ゴルフ場に関する環境保全協定	協定中に自然環境の保全に関する条項を設け、ゴルフ場に対し自然環境に関する調査を義務づけ、ゴルフ場内の貴重種、希少動植物の保護対策を図っている。
	緑化協定	「市原市緑の保全および推進に関する条例」に基づき、3,000 ㎡以上の敷地を有する工場及び事業場等の所有者と緑化協定を締結している。 反対給付：無 H29 年度末協定面積 1,369ha
流 山 市	文学の散歩道整備事業における斜面樹林の保全協定	「水と緑の文化の創生事業」として江戸川・利根運河を中心とした水辺空間、文学の散歩道ルートの設定を行い、併せて新川耕地沿いの実測約 5kmにわたる斜面樹林の保全を図りながら整備計画したもの。面積約 7ha
	斜面樹林の保全協定	前ヶ崎地先、富士川沿いの東側に約 2 kmにわたって連続する斜面樹林は、地域の生活に根づいて、ふるさと流山の景観を今に伝え、市内でも有数の良好な緑の景観を誇っている。この先、長期にわたり斜面樹林の姿をとどめられるようその保全を図る。面積約 1.7ha
八 千 代 市	緑化協定	敷地面積 500 ㎡以上の工場や建築物又は開発行為をしようとする事業者は、市と緑化協定を結びそれぞれ緑化に努める。協定面積 208,555 ㎡ (H29 年度実績)
君 津 市	緑化協定	公害や災害の防止、その他、生活環境を維持するために土地所有者等と緑化に関する協定を締結。実績面積： 1,462,821.63 ㎡
富 津 市	緑化協定	敷地面積 500 ㎡以上の開発行為及びその他の事業をしようとするものは、「環境の保全に関する協定等の締結に関する指導要綱」に基づき市と緑化協定を締結し、緑化及びその保全に努める。
浦 安 市	緑化協定	浦安市宅地開発事業等に関する条例により、一定規模以上または特定の地区において緑地を保全する緑化協定を締結している。
	緑地協定	緑地や街の景観など良好な住環境を保全するため、都市緑地法に基づき、緑地の保全または緑化に関する協定を締結している。
袖 ヶ 浦 市	緑地保存協定	3,000 ㎡以上の土地を造成する者や工場等設置者と緑地確保基準による緑地の保全に関する協定を締結している。 (H30 年 3 月末現在) 実績 187ha (三者協定：70 事業所 二者協定：119 事業所)

## カ 自然環境保全のための基金

市町村名	名称	内容
千 葉 市	緑と水辺の基金	緑と水辺の都市づくりに生かすために S59 年 4 月 1 日に設置。公園整備や公園施設の管理運営、緑化推進事業、緑化意識普及事業等に充当している。(H29 年度末積立金額：3,018,490 千円)。
市 川 市	(公財) 市川市花と緑のまちづくり財団	H25 年 4 月 1 日 公益財団法人へ移行。広く市民等と協働し、緑地の保全及び取得と、花と緑によるまちづくりを推進する。

市町村名	名 称	内 容
木更津市	木更津市盤洲干潟保全基金	H4年9月設立。盤洲干潟保全及びその活動を図る。
松戸市	(公財)松戸みどりと花の基金	H2年3月27日設立。H24年11月1日公益財団法人へ移行登記。「緑と花のフェスティバル」の開催等、都市緑化に対する市民意識の普及・向上事業などを実施。基本財産4億7,000万円
野田市	野田市みどりのふるさと基金	みどりのふるさと野田を実現するために必要な事業
佐倉市	(公財)佐倉緑の基金	市民等の自発的、積極的な参加と協力を得て、自然保護、歴史的な自然景観の再現及び緑化推進を図る。S59年3月設立。※H24年4月1日に財団法人佐倉緑の銀行から移行。
東金市	みどりのふるさと基金	公園施設の維持管理、公園整備区域内の緑地の保全、その他良好な自然環境を形成すると認められる一帯の緑地の保全。213,379千円 (H29年度決算)
習志野市	習志野市緑のふるさと基金	H5年4月1日制定 緑豊かな街づくりの推進を図るための緑化普及啓発事業
柏市	(一財)柏しみどりの基金	・目標額 20億円 ・基本財産 5億円 (H7年4月3日設立)
市原市	緑化基金	緑化の推進と緑地の拡大を図るため、市原市緑化基金条例に基づき、S51年に設置(目標額35億円)。 ・H29年度末基金残高 632,116千円 ・H29年度に実施した緑化事業への繰入額 11,810千円
流山市	流山市ふるさと緑の基金	公園及び緑地の用地取得、公園及び緑地の整備又は管理運営。 H29年度末積立金額:500,143,893円
我孫子市	我孫子市緑の基金	設立S60年4月、我孫子市緑の基金条例に基づく積立金 H29年度末現在 93,300千円 公園用地確保、緑地保全事業に必要な経費に充てている。
鴨川市	鴨川市環境保全基金	H17年2月11日条例制定 基金として積み立てる金額は、積み立てる年度の一般会計歳入歳出予算で定める額とし、基金は、環境保全事業の費用に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。
鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷しみどりの基金	鎌ヶ谷しみどりの基金条例に基づく積立条例制定:S60年4月 公園の整備、緑化推進等緑の保全をする事業に充当している。
浦安市	浦安市みどりの基金	H22年3月31日制定 みどり豊かなまちづくりを推進することにより、みどり暮らしが調和する豊かな生活空間を整備するため、浦安市みどりの基金を設置している。 2,816,646円 (H29年度決算)
神崎町	自然と人とふれあいの緑基金	緑化と自然保護を推進し、自然と人のふれあいを通して、潤いのある人間味あふれる豊かなまちづくりを推進する。緑化啓発、各種植栽、花いっぱい運動、オニバス育成保護、プランター設置 他
一宮町	大塚実海と緑の基金	H24年3月7日条例制定。一宮町の大地と海を繋ぐ海岸線の自然の保護と再生活動に充当。

## キ 野生動植物の保護・育成等

市町村名	名 称	内 容
千葉市	市の鳥コアジサシの保護	市の鳥コアジサシの保護のため、生息実態調査や検見川の浜における営巣地の保護対策を実施した。
	大草谷津田いきもの里の整備	ふるさとの原風景であり、多様な動植物が生息・生育している谷津田の自然を保全し、市民が自然とふれあい、学ぶ場を提供するため、H17年度に入口広場や自然再生ゾーンなどを整備し、H18年5月に供用開始した。対象区域面積約26ha
	貴重な動植物の保護	千葉市の保護上重要な野生生物(レッドリスト)をH16年5月作成し、環境アセスメントや自然保護意識の高揚に活用している。また、在来生物の生息・生育環境を保全するため、特定外来生物(アライグマ、カミツキガメ)や有害鳥獣対策を実施している。
市川市	生物多様性いちはか戦略	生物多様性基本法第13条の規定に基づき、生物多様性の保全と持続可能な利用を地域から推進していくとともに、自然を軸とした様々な「つながり」の形成を図る。 上記に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、関係部署による「生物多様性いちはか戦略推進会議」を立ち上げるとともに、施策の成果を検証するため生物多様性モニタリングを進めている。
	イノカシラフラスコモ保護保全事業	じゅん菜池緑地には、環境省の絶滅危惧種Ⅰ類に指定された車軸藻の一種である「イノカシラフラスコモ」が自生している。そこで、専門家を交えた検討委員会で作られた知見に基づき、保護保全に取り組んでいる。
	行徳近郊緑地観察路の管理	行徳近郊緑地の一部に市民が自然に親しむ観察路・観察壁などを整備し、土曜・日曜・祝日に開放している。
船橋市	生物多様性ふなばし戦略	H29年3月策定。生物多様性基本法第13条に基づき、生物多様性地域戦略。長期目標年である平成62年度の将来像を「台地から海へ 水・緑・生命(いのち)と共に暮らす都市(まち)とし、台地から海に至る多様な自然環境の中で、人と生き物が共生している船橋を目指す。
松戸市	地域環境調査業務	H17年度から実施。市民ボランティアの調査員により、市内の野鳥を調査してもらい、(公財)日本鳥類保護連盟が作成した基準により、「環境度」として評価する。H29年度 5段階評価のC
野田市	コウノトリ保護増殖事業	コウノトリの分散飼育による保護・増殖に取り組む。 コウノトリと共生する地域づくり事業。H24年12月に多摩動物公園から2羽のコウノトリを譲り受け、飼育を開始し、H25年から H29年まで、5年連続繁殖に成功。H27年7月には関東初のコウノトリの試験放鳥を実施した。
	野田市野生動植物の保護に関する条例	H27年7月1日制定。野田市における生物の多様性のシンボルであるコウノトリに代表される野生動植物が生息し、又は生育できる良好な自然環境の保護及び再生に関する市及び市民等の責務等を定めることにより、市内の野生動植物の保護を図り、もって自然環境の保護及び再生の取組を推進し、豊かな自然環境を将来の子もたちに継承することを目的とする(良好環境の保護及び再生のために努めるべき、市の責務、市民等の責務、さらに野生動植物の捕獲や採取、撮影等の行為に関する遵守事項を規定する)。
佐倉市	ビオトープ創出事業	佐倉城址公園内にビオトープ(生物観察水路)を整備。(H10年度～) 印旛沼の水質浄化を推進する一環として、上手繰川の植生浄化施設を管理。(H16年度～) 直弥公園谷津田生態系保全区域に、木道や案内板などの水辺施設を設置。(H16年度～)
	ちばりサーチパーク保全ゾーン維持管理事業	H12年度から佐倉市に移管された保全ゾーン内のホテル水路等の維持管理を実施。
	カタクリ植生地の保護	カタクリ植生地の保護及び管理。(面積3,272㎡)
	佐倉市谷津環境保全指針	H18年3月策定。市内に残された谷津を多様な生態系と豊かな自然を有する環境資源と位置づけ、これを保全し活用しつつ、将来に継承していくための指針を示したもの。
習志野市	谷津干潟自然観察センターの運営管理	谷津干潟及びそこに飛来する野鳥を通して、自然の大切さに気づいてもらうため、来館者への解説や各種の行事を行っている。
	湿地交流	国境を越えて渡るシギ、チドリ類の保護と湿地の保全に向けた情報交換や啓発事業を協力して行うとともに、湿地保全に関わる人々の交流を支援することを目的に、オーストラリアのプリズベン市と湿地提携をH10年2月25日に調印。

市町村名	名 称	内 容
柏 市	柏市生きもの多様性プラン	H23年3月に、柏市の生きもの多様性の保全や回復、再生を目指し市民、事業者、行政が一体となって取り組むための計画を策定。
市 原 市	野生動植物保護地区指定奨励金	市原市緑の保全及び推進に関する条例等に基づき、学術上、貴重な動植物の生息地を保護地区に指定し奨励金交付等を行う制度。 (1) 野生動植物保護地区：6円/㎡・年 固定資産税の免除有 (2) 平成29年度交付額：12,396円 (3) 平成29年度末の指定状況：樹林保全地区2,066㎡(1地区)
	生物多様性いちはら戦略	私たちの命と暮らしの基盤である生物多様性を保全・再生し、未来の子どもたちに、より一層豊かな自然の恵みを引き継ぐために、平成29年3月に策定。
流 山 市	生物多様性なごれやま戦略	H22年3月策定。戦略に基づく施策・取組を推進。生物多様性の啓発イベントの開催、モニタリング調査を実施。
八 千 代 市	ほたるの里づくり	ホテルが生息できる環境の充実を図るため、「ほたるの里づくり実行委員会」を中心に、市民・企業・行政が協働でほたるの里の活用を行っている。
	八千代市谷津・里山保全計画	H23年3月策定。八千代市に残る貴重な自然環境である谷津・里山を将来にわたり、保全・再生・活用していくために、施策を展開していく。
富 津 市	天然記念物「高宕山のサル生息地」のサルによる被害防止管理事業	富津市と君津市が委託して実施している事業。天然記念物指定区域周辺のニホンザルによる農作物被害を防止して、人と自然の調和のとれた社会を実現することを目的とし、被害防止・生態調査・個体数管理・生息環境調査などを行っている。
四 街 道 市	ホテル自生地の保護（自然観察地整備事業）	自然観察地整備事業の一環として、ホテル自生地の自然観察、保護を目的とした休耕田の利用。
い す み 市	源氏ぼたるの保護	いすみ市ゲンジボタルの保護に関する条例により、保護するとともに地域住民の協力のもと河川の浄化を図り、現在では多くの源氏ぼたるが発生している。更に「源氏ぼたるの観賞のタペ」等のイベント実施により、環境保全の啓発に努めている。
	いすみ生物多様性戦略	豊かな生物多様性を保全・回復させ、環境と経済をつなぐ里山里海再生により、みんな元気に幸せに、いすみの自然と文化を誇りとしてくらす持続可能な社会を目指します。H27年2月策定
	ウミガメ保護監視事業	いすみ市の砂浜において、5月から10月までの間、市民からの連絡をうけて産卵の確認、卵の移設を行っている。H19年3月ウミガメ保護条例制定
	ミヤコタナゴ保護増殖事業	ミヤコタナゴ保護増殖施設を設置し、人工授精などを行っているほか、定点観察を実施、自然環境の中での生息状況の把握に努めている。
横 芝 光 町	コアジサシ・ハマヒルガオ・アカウミガメの繁殖地保護	防護柵を設置し、繁殖地への車両等の進入を禁止。
御 宿 町	ミヤコタナゴ保護増殖事業	生息環境の整備及び監視。

## ク 河川（湖沼）浄化事業

市町村名	名 称	内 容
千 葉 市	合併処理浄化槽設置事業	河川等公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。(S62年10月1日施行、H22年4月1日から単独浄化槽または汲取り便槽からの転換のみを補助対象とした。)
	河川浄化実践活動推進	生活排水対策に関する啓発活動や流域の水質浄化等のため、流域住民の中からその区域の核となる浄化推進員を選定し、市と市民が連携し河川の水質調査や清掃作業などの河川浄化活動を推進している。(花見川、都川、坂月川、鹿島川)
銚 子 市	合併処理浄化槽設置促進事業	単独処理浄化槽または汲み取り便所から合併処理浄化槽に転換する者に対し補助金を交付することにより、合併処理浄化槽の整備促進を図り、生活排水による公共用水域の水質汚濁防止を目的とする。
	河川浄化業務	河川名：小畑川・赤池川 浄化の方法：EM菌の散布
市 川 市	中小河川等水質調査	市内5河川(赤池川、滑川、清水川、八幡川、高田川) 合計20カ所
	市川市環境活動推進員(エコライフ推進員)制度	市から委嘱された30人の環境活動推進員(エコライフ推進員)が、自ら生活排水対策を実践するとともに、真間川流域をはじめ下水道未整備区域を中心に啓発活動を行っている。
船 橋 市	都市排水路(春木川流域)浄化施設整備	河川に流れ込む生活排水を浄化するため、H3年～5年度に春木川に流入する水路3ヶ所に都市排水路浄化施設(市川市浄化施設1～3号機)を設置した。
	合併処理浄化槽設置補助金交付事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、高度処理型合併処理浄化槽の設置促進を図るため、合併処理浄化槽の設置に対して補助を行う。(S63年4月1日施行。H24年4月1日から単独浄化槽、くみ取り便槽からの転換設置に限定)
館 山 市	浄化槽普及事業	公共用水域の水質保全のため、合併浄化槽への切り換えに対し、一部補助を行った。
	河川水質調査	市内の主要河川において、水質調査を実施し、汚染の有無等の確認を行った。
木 更 津 市	合併処理浄化槽設置促進事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
松 戸 市	浄化施設維持管理業務	坂川水系に設置した河川浄化施設の維持管理を行う。水質改善により、順次施設停止予定(施設数8箇所→5箇所停止、稼動3箇所) 河川名(場所)：坂川1箇所、新坂川2箇所 浄化の方法等：曝気付プラスチック接触酸化法、曝気付球状砕石接触酸化法、曝気式疎間接触酸化法
	合併浄化槽設置整備事業費補助金	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため、単独浄化槽または汲み取り便所から合併処理浄化槽に設置替えをする者に補助金を交付する。また放流先がない場合の処理装置を併せて設置する者には上乗せ補助を実施。
野 田 市	生活排水処理施設	木間ヶ瀬新宿地区からの生活排水を浄化し、水質汚濁防止を図る。

市町村名	名称	内容
茂原市	合併処理浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
成田市	合併処理浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。また、印旛沼の水質改善のため印旛沼流域を対象として、高度処理型合併処理浄化槽設置の推進を図る。さらに、合併処理浄化槽からの放流水の適当な放流先の整備又は確保がされていない区域において、合併処理浄化槽の設置に伴い放流先のない場合の処理装置を設置する場合の費用に対する補助制度を設け、合併処理浄化槽の設置促進を図る。
	合併処理浄化槽維持管理費補助事業	合併処理浄化槽を設置している者に対して維持管理費補助金を交付することにより、適正な維持管理を推進し、公共用水域の水質浄化を図る。対象人数 5～50 人槽
	集中処理浄化槽修繕工事補助事業	住宅団地に設置されている集中処理浄化槽の修繕工事を行う地域団体に対し修繕費用の補助を実施することにより、適正な維持管理を推進し、公共用水域の水質浄化を図る。
佐倉市	合併処理浄化槽維持管理費補助金	浄化槽の適正な管理の推進を図り、もって公共用水域等の水質保全を図ることを目的とし、合併処理浄化槽の適正な維持管理を行う者に補助金を交付し、公共用水域の水質浄化を図る。
東金市	浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
	浄化槽維持管理促進事業	生活排水による河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の適正な維持管理を行う者に補助金を交付し、公共用水域の水質浄化を図る。
旭市	合併処理浄化槽設置事業	公共用水域の水質汚濁の防止を目的とし、合併処理浄化槽設置者や単独処理浄化槽及び汲取便槽から合併処理浄化槽への転換者への補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
	生活排水処理施設(飯岡地区)	飯岡海岸地区からの生活排水の処理施設を維持管理し水質汚濁防止を図る。
柏市	合併処理浄化槽設置奨励補助金交付事業	公共用水域への家庭雑排水による水質汚濁を防止するため、単独浄化槽及びくみ取り便所を廃止して合併浄化槽を設置する工事費の一部を補助する。手賀沼流域・利根川流域・江戸川流域
勝浦市	合併処理浄化槽設置促進事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助金を交付する。
	河川水質調査	市内河川 12 箇所を年 2 回、浜勝浦川を年 6 回、水質調査を実施。
市原市	合併処理浄化槽設置事業	生活排水による河川の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽設置者に補助金を交付し、その設置促進を図る。水道水源地である高滝ダム流入地域については、他の地域より高い補助金を交付。単独処理浄化槽・くみ取り便槽から合併処理浄化槽に転換する場合は、転換上乗せ補助を実施。
流山市	合併処理浄化槽設置事業	生活排水による江戸川及び手賀沼の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽設置者に補助金を交付し、その設置促進を図る。
	水質浄化施設維持管理事業	生活排水による公共用水域の汚濁を防止するため、都市下水路に浄化施設を設置し水質の浄化を図る。
八千代市	高度処理型浄化槽設置整備事業	生活排水による公共用水域の汚濁を防止するため、高度処理型浄化槽設置者に補助金を交付し、設置促進を図る。さらに、単独処理浄化槽及び汲み取り便所から転換する場合には上乗せして補助する。
	生活排水対策	イベント等での啓発を行う。H29 年 3 月に生活排水対策推進計画を策定した。
我孫子市	移設式沈殿槽	手賀沼に流入する排水路のうち 2 排水路(根戸・宿幹線)の流末に沈殿槽を設置し、ごみや浮遊物を回収する。
	高度処理型浄化槽設置整備事業	H16 年度から実施。生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、高度処理型合併処理浄化槽を設置するものに対し、補助金を交付する。転換については上乗せ補助を実施する。
鴨川市	E・M菌放流、配布	市内の河川や排水路の浄化を目的に、定期的に放流及び各家庭に配布放流を行い、水質浄化効果と意識の高揚を図る。
	河川、排水路水質調査	市内河川、排水路等の水質調査を実施。
	鴨川市家庭用小型合併処理浄化槽設置事業補助金	生活排水を原因とする河川等の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽設置の補助制度により水質浄化を図る。(H28.4 月から単独処理浄化槽またはくみ取り便所からの合併処理浄化槽への転換設置のみに補助限定)
鎌ヶ谷市	合併処理浄化槽設置整備事業	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、住宅の既存単独処理浄化槽又は汲み取り便所を高度処理型合併処理浄化槽に設置換えるものに補助金を交付する。
	家庭雑排水共同処理施設事業	大津川に流入する家庭雑排水の浄化のための処理施設の設置。(浄化方法:回転方式)
君津市	合併処理浄化槽設置促進事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置を促進するため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
	河川水質調査	小糸川、小櫃川、御腹川、亀山湖において月 1 回水質調査を実施。
富津市	浄化槽転換事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、単独処理浄化槽またはくみ取り便所から合併処理浄化槽への転換を促進するため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
浦安市	河川等水質測定	猫実川、堀江川、境川及び見明川における水質測定を定期的に行っている。
四街道市	合併処理浄化槽普及促進事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、高度処理型合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
	河川水質調査	市内 4 河川における水質調査を定期的に行っている。
袖ヶ浦市	合併処理浄化槽設置補助事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
八街市	河川水質調査	S58 年度から鹿島川流域で 7 地点、高崎川流域で 6 地点において年 2 回水質調査を実施。
	合併処理浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
印西市	合併処理浄化槽設置整備事業	公共用水域の家庭雑排水による水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
	河川水質調査	市内の河川 9 地点において年 4 回水質調査を行っている。
白井市	合併処理浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため、補助制度を設け公共用水域の水質浄化を図る。
	河川水質調査	市内の河川等 5 地点において年 4 回水質調査を実施。(二重川・下手賀沼・神崎川・金山落)
富里市	小型合併処理浄化槽設置整備事業	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため小型合併処理浄化槽設置者に補助金を交付し設置促進を図る。さらに単独浄化槽から合併処理浄化槽に転換を行なった場合、上乗せ補助を実施。

市町村名	名 称	内 容
富 里 市	合併浄化槽修繕工事補助事業	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため地域団体が行う合併処理浄化槽の修繕工事に補助金を交付する。
	家庭雑排水共同処理施設	高崎川と根木名川の水質浄化を行うため市内5箇所に家庭雑排水共同処理施設を設けている。
	河川水質検査	市内の河川（根木名川、高崎川、木戸川、江川）の9箇所を年3回水質検査
南 房 総 市	合併処理浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため、補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
	家庭雑排水共同処理施設	家庭雑排水共同処理施設：富浦地区、岡本川 処理方法はバイオモジュール方式、豊年川 処理方法はバイオモジュール方式、白浜地区 白浜共同処理施設 処理方法は接触酸化方式
	EM菌放流・配布	白浜地区及び富山地区の河川や排水路にEM菌活性液を定期的に放流及び配布し水質浄化を図る。
	河川等水質検査	市内河川及び海域の水質検査（34地点）
匝 瑛 市	合併処理浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
	水質浄化対策事業	大利根用水西幹線未流部に流れこむ都市水路の処理水質基準値をBOD20mg/lと定め、水路の水質浄化を図る。
	EMによる水質浄化作業	市域中心部を流れる大利根用水路へのEM菌活性液の放流及び同用水路周辺の家庭、事業所等への配布を行い、水質浄化を図る。
香 取 市	合併処理浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
	都市排水路浄化施設の設置	黒部川に流入する都市排水路4ヵ所にバイオモジュールシステム等の浄化施設を設置、計画処理推量500m <sup>3</sup> /日、BOD除去率60%以上。稼働休止中。
山 武 市	河川水質検査事業	市内12ヶ所の河川水質検査を行なう。（作田川、境川、木戸川）
	浄化槽等設置補助事業	浄化槽設置者の負担軽減と普及を図るため、補助金を交付する。
い す み 市	家庭用小型合併処理浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
	家庭雑排水共同処理施設	準用河川ビチャ川に設置し、河川の浄化を図っている。（S60年に設置）
	河川水質調査	市内河川の水質調査（23ヶ所・年2回）、工場排水水質調査。（3ヶ所・年2回）
大 網 白 里 市	合併処理浄化槽設置整備事業	公共用水域の水質汚濁を防止するため、補助対象区域において補助金制度（単独・汲み取りからの転換）を設けている。
酒 々 井 町	町内河川水質検査	印旛沼に流入する河川（高崎川・江川・中川）及び印旛沼中央排水路の水質調査を実施。
	生活排水対策浄化槽推進事業	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、下水道未整備地域で高度処理型合併処理浄化槽を設置する者に対し補助金を交付。
栄 町	合併処理浄化槽施設整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
神 崎 町	合併処理浄化槽設置促進事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
多 古 町	多古町合併浄化槽設置整備事業	生活排水による公共用水域の水質汚濁防止を目的とし、合併浄化槽の整備促進を図るため補助金を交付する。H15年3月26日告示第30号
東 庄 町	合併処理浄化槽施設設備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
	河川水質検査	黒部川・桁沼川の水質検査を年4回実施
九 十 九 里 町	合併処理浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
芝 山 町	河川水質調査	町内の河川（木戸川、高谷川）の8ヶ所を年2回の水質検査。
	合併処理浄化槽設置整備事業	生活排水による河川等の公共用水域における水質汚濁防止を図るための補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
横 芝 光 町	合併処理浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度（単独等からの転換）を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
一 宮 町	一宮町小型合併処理浄化槽等設置事業	生活排水による公共用水域の水質汚濁防止に資することを目的に、小型合併処理浄化槽の設置を行う者に対し、補助金を交付する。
睦 沢 町	特定地域合併処理浄化槽整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的として、合併処理浄化槽の設置促進を図るため、町が事業主体となり設置及びその後の維持管理を行う。
	合併処理浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的として、合併処理浄化槽の設置促進を図るため、特定地域合併処理浄化槽整備事業に該当しない箇所を対象に、補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
	水質汚濁防止	河川・堰8地点、水路4地点、河川底質1地点の水質調査を実施
長 生 村	合併処理浄化槽設置事業	生活雑排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、補助金を交付する。（H2年4月1日制定）
	河川、排水路の水質検査	内谷川、幸治川、排水路の水質検査を実施している。
	生活排水処理施設	七井土地区、金田地区、岩沼地区からの生活雑排水を浄化し水質汚濁防止を図る。
白 子 町	合併処理浄化槽設置整備事業	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、公衆衛生の向上及び生活環境の保全を図るため、合併処理浄化槽設置者に対し補助金を交付。
	コミュニティ・プラント施設整備事業	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、公衆衛生の向上及び生活環境の保全を図るため、コミュニティ・プラント施設を整備。
	町内河川等水質検査	町内河川等23箇所の水質検査を実施。
長 柄 町	長柄町設置型浄化槽整備及び管理に関する条例	町が事業主体となり合併処理浄化槽を設置し、その後における維持管理を行う。H15年12月5日
	河川水質検査	町内の河川9ヶ所の水質検査を行う。

市町村名	名 称	内 容
長 南 町	川をきれいにする運動	水と緑に囲まれた美しい景観と豊かな自然及び伝統ある郷土を守り、美しいふるさとづくりに努める。
	合併処理浄化槽設置整備事業	農業集落排水事業区域を除き小型合併処理浄化槽の設置について補助金を交付している。単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換補助している。
大 多 喜 町	合併浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
御 宿 町	生活排水処理	堺川生活排水処理施設（接触ばっ気方式）
	清水川浄化対策推進会議設置要綱	生活雑排水等により汚染されつつある清水川の水質を浄化し、水をとりにくく環境を改善することにより、きれいでうおいのある生活環境を創造する。H3 年 3 月 30 日制定
鋸 南 町	合併処理浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
		H6 年 6 月 1 日

## ケ 水辺環境保全・親水等の事業

市町村名	名 称	内 容
千 葉 市	身近な水辺モデル事業	水辺環境を保全・回復し、市民が水辺に親しみ、ふれあう場を提供するため、H16 年度に坂月川上流の休耕田を活用したビオトープを整備した。H17 年度からボランティア団体が主体となる管理運営のもと、供用を開始した。
	地下水浄化事業推進基金事業	汚染地下水の浄化対策として、H11 年 4 月、事業者からの寄付金と市の一般財源により地下水浄化事業推進基金を設立し、地下水浄化事業を推進している。
船 橋 市	ふなばし三番瀬クリーンアップ	ふなばし三番瀬海浜公園での砂浜清掃と自然観察を通して、三番瀬に対する理解と関心を深め、もって三番瀬の保全を図る。 H29 年度 荒天中止
木 更 津 市	河川清掃・矢那川清掃	官・民参加により小櫃川（武田川）・鳥田川・小浜川・畑沢川・矢那川周辺の河床、河岸等の清掃を行う。
松 戸 市	水辺の施設整備業務	市民参画の基で進めてきた坂川再生の水循環系の再生のため、景観及び環境の整備を行う。
	川をきれいにする啓発業務	河川愛護の啓発や河川清掃活動等に対する支援を行う。
成 田 市	江戸川松戸フラワーライン整備業務	江戸川河川敷に市民参加を得ながら水辺空間を形成するため、花畑による環境整備を行い、この作業を通して河川愛護精神を育成する。（行政との協働）
	ふるさと川づくり事業	ふるさと川づくり事業により整備した根木名川（東和田～土屋）及び取香川（東金山～関戸）について、成田市のシンボルとなる優れた河川環境の維持のため、毎年の草刈りや清掃作業を行っている。
	河川愛護	地域と一体となった良好な河川環境の保全・創出のため、利根川隣接地域や市内の準用河川の堤防敷について流域の住民による清掃活動を推進している。
佐 倉 市	印旛沼クリーンハイキング	空き缶等のごみを拾いながら、印旛沼の水辺をハイキングする。また、麻賀多神社の獅子舞（成田市指定文化財：無形民族文化財）、環境啓発などを行う。 H29 年度：荒天のため中止。
	佐倉市印旛沼浄化推進運動	印旛沼浄化への意識強化を図るため、印旛沼周辺の清掃及び啓発事業を実施。H 29 年度は、497 名参加、計 230kg の散乱ごみを収集。
柏 市	畔田谷津環境保全整備事業	ちば環境再生基金の助成を受けて、田んぼ池や水路等を造成し、市民協働で保全整備を行っている。
流 山 市	名戸ヶ谷ビオトープの活用	H14 年に整備した名戸ヶ谷ビオトープにおいて市民参加による運営管理及び環境学習活動や自然の保全啓発を行っている。
	手賀沼水環境保全協議会の水質保全対策事業	手賀沼及び流域の総合的な水環境の保全について、関係者の意識の共有と連携協働した取組の推進を図り、もって恵み豊かな手賀沼の再生と流域住民の良好な生活環境を保全する。
我 孫 子 市	河川環境用水導水事業	一級河川 大堀川防災調節池と準用河川宮園調整池は北千葉導水路より、準用河川神明掘は江戸川より河川維持用水の分水を受け、水量及び水質の向上・改善を図る。
	古利根沼水辺清掃	市民参加による古利根沼周辺の清掃。
印 西 市	手賀沼ふれあい清掃	市民参加による、手賀沼及び手賀沼公園の水面と沼周辺の清掃作業。
	河川美化緑化事業	市が手賀川の堤防を占用し、ソメイヨシノを植樹し水辺の景観作りを実施。
香 取 市	四季の花壇の設置	黒部川河畔の堤防を利用して、住民参加型の花壇を設置し、親水の一助としている。
	黒部川河川清掃	市民・事業者の参加による、黒部川周辺の清掃活動の実施
栄 町	長門川酒直機場周辺の清掃	町民参加による長門川酒直機場周辺の清掃活動を実施
横 芝 光 町	栗山川周辺環境ボランティア	栗山川の自然環境を守るため、町、ボランティアによる清掃及び不法投棄の防止を図る。
一 宮 町	一宮川等流域環境保全推進協議会事業	長生郡市内の自治体・企業・団体が構成され、河川の清掃や水質の調査を実施している。
	一宮川をきれいにする会事業	一宮川の堤防の草刈りや清掃を実施。
睦 沢 町	生き物観察会	鎮守川の清掃事業のなかで、川の淵を塞ぎ止めた川弘後、どんな生き物が生息しているかを観察する。
長 生 村	長生地区九十九里海岸クリーン対策協議会事業	毎年 9 月に九十九里海岸に捨てられたごみの回収作業を行う。
白 子 町	長生地区九十九里クリーン対策事業	長生地区の海岸環境保全と海浜動植物の保護を図り、優れた海岸景観を保持するための活動として毎年 9 月に海岸に漂着した可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみの回収作業を実施。
	白子集団施設地区管理事業	白子町シルバー人材センターに委託し、随時、海岸や自然公園の清掃作業を実施。
長 柄 町	稚魚放流事業	町内児童における稚魚の放流を行う。水辺環境の保全、愛護精神の育成を養う。長柄町山根 豊田川支流

## コ 地下水（湧水）保全・名水保全整備等の事業

市町村名	名称	内容
千葉市	千葉市水環境保全計画	地下水汚染や地盤沈下等の地下水に係る施策を、地下水の持つ機能的側面や資源的側面にも考慮し、水質と水量を含めた水循環の観点から総合的・体系的に取り組むため、H18年3月に計画を策定し、地下水保全対策の推進を図ってきた。H23年度から従来の水環境保全計画と包括した新たな水環境保全計画に基づき、引き続き、良好な地下水の保全を推進している。
市川市	雨水の地下への浸透及び有効利用の推進	水循環保全及び都市型水害抑制を目的にH17年7月に条例を施行し、宅地における雨水の地下浸透及び有効利用について市と市民の責務を明らかにし、建築行為の際には雨水浸透施設等の設置を指導している。 (市川市宅地における雨水の地下への浸透及び有効利用の推進に関する条例 H17年3月30日制定)
館山市	地下水水質調査	有機塩素系化合物および硝酸性窒素、亜硝酸性窒素による地下水汚染の有無を確認するため調査を実施。
木更津市	地下水汚染調査	地下水汚染対策として地下水の水質調査を実施。
松戸市	湧水保全業務	市内の貴重な湧水を整備・保全することにより、良質な河川水源を確保するとともに、身近な自然に触れ合える場を提供し、自然湧水を市民自ら大切にすることを育てる場として活用を図る。(保全箇所5箇所)
	雨水浸透施設設置業務	洪水流量の軽減と地下水の涵養を目的に、市役所及び支所・小中学校に、雨水貯留タンク及び浸透マスを先導的に設置し、水循環の認識を高める。
成田市	地下水水質調査	地下水汚染対策として地下水の水質調査を実施。
	地下水汚染に係る浄水器設置補助事業	対象物質（硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ヒ素、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー））による汚染が確認された飲用地下水を浄化するために浄水器を設置する者に対し補助金を交付するほか、浄水器を設置した日から5年を経過し、かつ、当該浄水器の所要の機能が失われている場合は補助金を再交付する。(H27.1.30改正)
	地下水汚染除去対策事業	テトラクロロエチレンによる地下水汚染に対し、揚水バッキ処理、地下空気吸引等の汚染除去対策を実施する。
佐倉市	雨水貯留浸透施設設置工事補助金	治水対策の一環として、雨水貯留タンクや雨水浸透マスを住宅に設置する際の補助金交付制度をH15年10月より施行。<H29年度実績>助成件数 貯留施設 11件、浸透施設 1件
	地下水汚染に係る浄水器設置費補助金	上水道未整備地域で、硝酸性窒素・亜硝酸性窒素、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン及びシス-1,2-ジクロロエチレンが地下水の環境基準に適合していない世帯に、浄水器設置費の一部（設置費の2分の1（上限10万円、千円未満切捨て））を補助する。
東金市	地下水水質調査	有機塩素化合物による汚染の有無を確認する。
旭市	地下水汚染に係る浄水器設置費補助金	上水道未供用区域にて硝酸性・亜硝酸性窒素による地下水汚染が確認された世帯に対し、浄水器の購入・設置費の2分の1（上限：10万円）を助成する。
習志野市	地下水汚染対策事業	有機塩素系化合物による地下水汚染の状況を調査し、汚染原因者に対して汚染物質の除去等を指導することで、貴重な地下資源である地下水の保全を図る。併せて、ほう素・ふっ素についての調査を実施する。
柏市	湧水地の維持管理	湧水地の草刈・清掃及び老朽化した木道などの修繕を実施。
勝浦市	地下水水質調査	市内2箇所実施。
市原市	地下水水質分析	地下水汚染対策として、市内17ヶ所の地下水の水質調査を実施。
流山市	地下水水質調査	市内5か所で地下水の水質調査を実施
八千代市	地下水汚染対策・調査	地下水汚染の著しい地域の浄化対策を推進するとともに、地下水汚染の実態把握をするため観測井戸等の水質調査を実施した。
我孫子市	地下水水質調査	過去に揮発性有機化合物（VOC）等による地下水汚染があった地域における地下水（井戸水）水質の調査。汚染物質が検出されている井戸における「定期調査」と、その周辺の井戸における「概況調査」を実施。
鴨川市	地下水水質調査	地下水汚染対策として、地下水の水質調査を実施。
君津市	地下水水質調査	有機塩素化合物による地下水汚染状況のため実施。年3回（6月、10月、2月）測定項目（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、クロロエチレン）
富津市	地下水水質調査	有機塩素系化合物及び硝酸性窒素による地下水の汚染状況の確認をする。
四街道市	地下水水質調査	有機化合物等による地下水の汚染状況を把握するため、地下水の水質調査を実施。
	地下水汚染防止対策事業	テトラクロロエチレン検出井戸等の水質調査や揚水爆気処理による汚染除去対策を実施。また、トリクロロエチレンによる地下水汚染範囲の確認調査を実施。
八街市	地下水水質調査	市内65ヶ所の井戸を選定し、水質調査を実施。
印西市	地下水汚染対策事業	有機塩素系化合物による地下水汚染防止対策として解明調査及び除去対策を行う。
	地下水水質調査	市内5箇所を選定し、地下水の水質調査を行い、汚染状況を把握する。
白井市	地下水汚染対策事業	有機塩素系化合物による地下水汚染の状況を把握するため水質調査を実施する。
	地下水水質調査	市内の飲用井戸10ヶ所を選定し、水質調査を実施する。
富里市	浄水器設置補助金	居住する住宅の敷地に隣接する道路に上水道配管が埋設しておらず、地下水の他に飲料水の確保が困難であり、当該地下水に含まれる硝酸性窒素等が環境基準に適合していない方に対し、浄水器の購入設置費の1/3（上限7万円）を補助する。
匝瑳市	地下水水質調査	市内7ヶ所の地点を抽出し、その付近の井戸水を検査することにより、地下水の水質状況を把握する。
香取市	地下水汚染対策事業	有機塩素系化合物による地下水汚染対策として、浄化施設の設置・定期的なモニタリングを実施。
	地下水水質調査	市内で選定した箇所の水質調査を実施。
山武市	地下水水質検査事業	市内で選定した箇所の水質検査を行なう。
いすみ市	地下水水質検査	市内地下水の水質検査（25ヶ所）
神崎町	地下水水質調査	町内工業団地内の観測井からトリクロロエチレンの汚染濃度、範囲を追跡調査する。
	飲料水水質検査補助事業	飲料水の安全性を確保し、健康の保持を図るため自主的に水質検査を行うものに対し、補助金を交付する。
東庄町	地下水汚染防止対策事業	町内5ヶ所の井戸を選定し、水質検査を実施。
九十九里町	地下水検査事業	3ヶ所実施。
芝山町	飲料水の水質検査費用助成事業	家庭用井戸で日常生活の飲料用として使用する水の水質検査を実施したものに、その経費の一部を助成。

市町村名	名 称	内 容
芝 山 町	浄水器設置又は井戸掘替費補助事業	安全な飲料水を確保するため、「硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、亜硝酸態窒素、ヒ素」が水質基準を超えた場合。浄水器設置費用または井戸の掘替費用の一部を補助
一 宮 町	地下水汚染水質調査	町内 10 箇所の井戸の水質を調査する。
長 南 町	地下水水質調査	熊野の清水を含め地下水水質調査 6ヶ所調査実施する。
大 多 喜 町	地下水汚染防止対策事業	有機塩素系化合物（4項目）による地下水への水質汚濁の状況を確認するため調査を実施。

## サ リサイクル・分別収集

市町村名	名 称	内 容
千 葉 市	家庭ごみの5種21分別収集	家庭ごみの5種21分別収集を実施。現在、可燃ごみ、不燃ごみ、有害ごみ（5種類）、資源物（ビン（3種類）、缶、ペットボトル、古紙・布類（6種類）、木の枝、刈り草・葉）をゴミステーションで収集している。また、粗大ごみを戸別収集（電話及びインターネットによる申込み（有料））している。
	集団回収	自治会、子供会、老人会等が、資源物（古紙・布類）を自主的に回収する活動に対し補助金を交付している。
銚 子 市	一般廃棄物の分別収集	ステーション収集（10分別） 可燃、不燃、ビン、カン、ペットボトル、プラスチック製容器包装、新聞、雑誌、段ボール、紙製容器包装。拠点回収 牛乳パック、白色トレイ。
市 川 市	12分別収集	H14年10月から家庭ごみの12分別収集を実施。 収集区分：燃やすごみ、燃やさないごみ、有害ごみ、プラスチック製容器包装類、ビン、カン、新聞、雑誌、ダンボール、紙パック、布類、大型ごみ（大型ごみは戸別有料収集）
	生ごみ堆肥化事業	小学校等の給食から出る生ごみを各施設に設置してある生ごみ処理機により一次処理したものを、堆肥の原料として使用していたが、現在、東日本大震災に伴う放射性物質の影響により堆肥の製造を中止している。
船 橋 市	有価物回収	週1回、新聞、雑誌、ダンボール、雑がみ、紙パック、古着の回収を実施。
	資源ごみ回収	週1回、ビン・カン、金属類、ペットボトルの回収を実施。
館 山 市	ごみの分別収集	H27年4月から、分別区分を見直し、10品目の分別収集を実施した。 種類：燃せるごみ、粗大ごみ、金属類、ガラス類、プラスチック製容器包装（白色トレイ、発泡スチロール含む）、ペットボトル、新聞、雑誌、ダンボール、飲料用紙パック。
	エコキャップ運動	ペットボトルのキャップを収集し、売却収益を寄付した。
木 更 津 市	12分別収集	可燃ごみ、不燃ごみ、びん・かん・ペットボトル、容器包装プラスチック、雑誌、雑紙、段ボール、新聞、紙箱、紙パック、衣類、粗大ごみの12分別収集を実施。
	資源回収推進事業	資源回収を実施した団体及び協力業者に対して助成金を交付している。
松 戸 市	8分別収集	①燃やせるごみ②リサイクルするプラスチック③その他のプラスチックなどのごみ④陶磁器・ガラスなどのごみ⑤粗大ごみ⑥有害ごみ⑦資源ごみ⑧ペットボトル（粗大ごみのみ有料）
	リサイクル活動奨励金制度	リサイクル活動を推進する団体及び回収業者に対し、奨励金を交付する。（紙類等・缶・ガラスびん類・ペットボトル）
野 田 市	資源再利用促進助成金制度	資源再生利用促進助成金制度
	リサイクルフェア	毎年10月に3Rの推進として、フリーマーケット、古本市、ポスター展を開催。
茂 原 市	リサイクル展示場	粗大ごみの中からまだ使用できるものを展示し、市民に提供する。
	資源ごみ回収	ビン・カン・ペットボトル・古紙・ダンボール・衣類を資源ごみとして回収。
成 田 市	分別収集	・H24年10月から9分別：可燃ごみ、プラスチック製容器包装（プラマークのあるもの）、ペットボトル、ビン・カン、金物・陶磁器・ガラス類、有害ごみ、紙類、衣類・布類、粗大ごみ ・使用済み天ぷら油拠点回収を実施。
	リサイクル運動推進事業	地区住民等で構成するリサイクル実施団体（自治会・子供会等）に、資源物の回収量に応じて奨励金を交付している。
	リサイクルプラザ維持管理運営事業	リサイクルプラザにおいて、びん・缶類、鉄くず等を分別、再資源化。他に自転車・木製家具等をリサイクルし、市民に販売している。また、フリーマーケットを開催し、リサイクル品を販売している。
佐 倉 市	分別収集	全13種類（もやせるごみ、うめたてごみ、金属類・小型家電、ビン、カン、紙製容器包装、プラスチック製容器包装、粗大ゴミ、ペットボトル、廃食油、廃乾電池、廃蛍光管、インクカートリッジ）の分別
	資源リサイクル	金属類・小型家電、ビン、カン、紙製容器包装、プラスチック製容器包装、粗大ゴミ、ペットボトル、廃食油、廃乾電池、廃蛍光管、インクカートリッジ
	資源回収報償金	ビン、カン、古紙、古繊維、紙パック 3円/1kg
	ペットボトル回収	拠点回収（23ヶ所）により、ペットボトル回収を実施。
	グリーンリサイクル	公園、緑地、街路樹の剪定枝と刈草をチップ化し、リサイクルを行う。（委託事業）
東 金 市	分別収集	7分別（可燃ごみ、ビン類、金属類、カン、ペットボトル、乾電池、蛍光灯類）。粗大ごみは一部事務組合にて有料収集。
	リサイクル	市内8ヶ所にリサイクル倉庫を設置し、新聞、雑誌、雑がみ、ダンボール、布類を回収。
	ごみ資源化推進事業	資源ごみ回収を行った団体に対し、奨励金を交付。
	廃食用油リサイクル	家庭から排出される食用油を拠点回収。
旭 市	分別収集	可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ（缶・ビン・ペットボトル・プラスチック製容器包装類・紙・布類）及び粗大ゴミ（直接搬入）に分類。
	資源ごみ集団回収促進事業	資源ごみ回収を実施した団体に対し、奨励金を交付する。（5円/kg）
	リサイクル情報コーナー	一般家庭において不用になった生活用品の譲渡又は譲受けを希望する市民に対し、その情報交換の場を提供して、リサイクル意識の啓発及び高揚を図る。
	使用済小型家電の回収	家庭から排出される使用済小型家電について市内5か所の公共施設に設置した専用ボックスによる回収を平成26年10月1日から開始した。
習 志 野 市	ごみの分別収集	燃えるごみ、燃えないごみ、有害ごみ、資源物（ビン・缶、ペットボトル、新聞・チラシ、雑誌・雑紙、段ボール、飲料用紙パック、古着類）、粗大ごみに分類。燃えないごみとビン・缶、ペットボトルはリサイクルプラザ内の前処理施設で選別、圧縮、梱包等の処理を行っている。

市町村名	名 称	内 容
習 志 野 市	有価物回収運動奨励事業	ごみの減量化と再資源化を促進するため、実施団体への奨励金（4円/kg）、回収業者への補助（4円/kg）を実施。
	使用済小型家電の回収	家庭から排出される使用済小型家電について市内10か所の公共施設に設置した専用ボックスによる回収をH27年2月13日から開始した。
	リサイクルプラザ事業	リサイクルプラザ内の再生施設では、木製家具等をリサイクルし、市民に提供している。（委託）また、リサイクルに関する各種教室などの啓発事業も行っている。（直営）
柏 市	資源回収事業（旧柏地域） 〃（旧沼南地域）	資源品（古紙・古布・金属類・ビン・ペットボトル）の収集及び選別加工を委託。 資源ごみ（古紙・古布・金属類・ビン）及びペットボトルの収集及び選別加工を委託。
	プラスチック分別資源化事業	プラスチックごみ回収は、旧柏地域は直営及び委託、旧沼南地域は委託。圧縮保管は委託。
	柏市リサイクルプラザ家具・自転車修繕等事業	柏市リサイクルプラザリボン館において、家具の修理及び販売を委託により実施。
	使用済み小型家電リサイクル事業	回収ボックスの設置による拠点回収を行い、福祉事業所にて解体したのち資源化。
勝 浦 市	分別収集	ごみの16種類分別収集を実施（燃やせるゴミ、空き缶・ガラス類、金物類、ペットボトル、衣類、新聞紙、ダンボール、飲料用紙パック、雑誌類、無色ビン、色付きビン、粗大金物、廃乾電池、粗大ゴミ、プラスチック製容器包装、その他プラスチック）。
	廃食用油のリサイクル	市内4カ所に回収箱を設置し、家庭から出る廃食用油を回収。
市 原 市	分別収集	H24年10月からペットボトルについて従来の拠点回収に加え、ステーション収集を開始した。また、蛍光管の有害ごみとしての分別収集を開始し、17分別を実施している。（燃やすごみ、燃やさないごみ、スプレー缶、ライター、灰・ガレキ、廃乾電池、蛍光管、粗大ごみ、資源物（雑誌、段ボール、紙パック、新聞紙、雑がみ、缶、びん、布類、ペットボトル））※資源物の収集は委託。
	資源回収推進事業	資源回収を実施した団体及び協力業者に対し助成金を交付している。
流 山 市	集団回収	自治会等のリサイクル団体に資源物の回収量に応じて報償金を支給し、再生資源登録業者には奨励金を交付する。
	5種分別収集	家庭ごみの正しい分け方・出し方は、「燃やすごみ」、「容器包装プラスチック類」、「ペットボトル」、「燃やさないごみ」、「有害危険ごみ」の5種分別を実施。このほか、有料、予約制で粗大ごみの戸別回収を行っている。
	リサイクルプラザ・プラザ館事業	ごみ減量・資源化に関する講座、ごみ減量化促進ポスターコンクール、ガレージセール等を開催。家庭から出された家具と自転車を修理再生し、安価で販売している。
八 千 代 市	分別収集	分別収集（可燃ごみ、不燃ごみ、有害ごみ、粗大ごみ、ビン、缶、ペットボトル、新聞、雑誌、ダンボール、布類、紙パック）
	食品トレイ回収	H12年7月から公共施設等で拠点回収実施。
	リサイクルフェア	リサイクルやごみ減量を啓発するイベント。
	フリーマーケット	不用品のリサイクルの場を提供。
	集団回収	資源回収団体に奨励金、回収業者に特別協力金を交付している。
	廃食油リサイクル	清掃センター及び拠点回収場所に持ち込まれる廃食油をバイオマス燃料に再生する。
我 孫 子 市	資源化事業	資源の分別収集を10種16分別で実施。（古紙類、古繊維類、びん類、缶類、金属類、その他プラ、食用油、有害再生物、ペットボトル、剪定枝木）H19年6月から学校等の公共施設から出る給食残渣の資源化を実施。H20年1月から、一部地域の一般協力家庭の生ごみの資源化を実施。資源の収集、処分は委託。 剪定枝から放射性物質が検出されたため、H24年7月から「燃やせないごみ」に変更。資源化の再開は未定。
	クリーンフェスタ開催	リサイクルの流れや廃棄物処理の実状と排出されるごみについて市民とともに考え、ごみの減量とリサイクルの推進を目的としてH15年度から実施している事業で、フリーマーケット、パネル展示などを実施。（放射性物質を含む汚泥や焼却灰を敷地内に保管していることから24年度から開催を中止。現在、汚泥や焼却灰の保管はしていないが、新築建設の計画で現有施設の解体工事を順次着工するため再開は未定。）
鴨 川 市	資源ごみ集団回収推進事業	資源ごみ回収団体に対し、補助金を交付。（1円/kg）
	リサイクルマーケット	フリーマーケット形式で、各家庭の不用品を持ち寄り、有効利用を図る。
	分別収集	ごみの12種類分別収集を実施している。（燃やせるごみ、金物類、ガラス・セモノ類、有害ごみ、空きカン、空きビン、ペットボトル、乾電池、古紙、布類、発泡スチロール・白色トレイ、粗大ごみ）
鎌 ヶ 谷 市	ごみの分別収集	分別の種類：燃やすごみ、プラスチック製容器包装類、ペットボトル、燃やさないごみ、資源になるもの、粗大ごみ
	リサイクルフェア	リサイクル啓発イベントで、リサイクル製品の販売やパネル展示を開催。（年1回）また、フードドライブを実施している。
	有価物回収運動	ごみの減量化と再資源化を図るため、実施団体（PTA）及び回収団体（有価物資源組合）に対し回収量に応じた奨励金を交付する。
	使用済小型家電の回収	市内にある公共施設6か所及びクリーンセンターしらさぎ（柏市藤ヶ谷）に回収ボックスを設置し、使用済小型家電の回収及びリサイクルの実施。
	インクジェットカートリッジの回収	インクジェットプリンター用のカートリッジ里帰りプロジェクトに参加し、クリーン推進課窓口で、インクジェットプリンターカートリッジの回収及びリサイクルの実施。
君 津 市	リサイクルプラザ事業	H9年4月から君津市リサイクルプラザを設置 減量化施設の種別・内容等 リサイクルプラザ：粗大ごみ及び不燃ごみの破砕・分別・圧縮
	資源ごみ分別収集事業	分別の種類・品目 生きびん、透明びん、茶びん、その他びん、アルミ缶、スチール缶、新聞、雑誌、段ボール、飲料用紙パック、雑紙、繊維類、PETボトル、容器包装プラスチック 14品目 リサイクル事業：直営・委託 透明びん、茶びん、その他びん、PETボトル、容器包装プラスチック、剪定木：委託
	資源ごみ集団回収推進事業助成金	自治会、婦人会、老人クラブ、子ども会、PTA等の市民団体及び協力業者に対し助成金を交付。助成金・団体2円/kg、組合1円/kg
	資源ごみ回収事業推進協力団体交付金	家庭から排出される資源ごみの分別収集活動に対し、自治会に回収量に応じ協力金を交付。
富 津 市	資源ごみ回収活動推進助成金	資源ごみの回収を実施したPTA、婦人会、子供会、老人クラブ等に対して、助成金を交付。
	分別収集	可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、容器包装プラスチック、粗大ごみの分別収集を実施。
浦 安 市	分別収集	5分別（可燃、不燃、粗大、有害、資源）資源物は紙類、びん、缶、ペットボトル

市町村名	名 称	内 容
浦 安 市	牛乳パック、白色発泡トレイ、紙製容器包装回収、小型家電リサイクル事業	市役所、各公民館で回収箱を設置。
	集団資源回収	自治会、子供会、PTA等の団体が紙類や繊維類の資源回収を行った場合、その回収量に応じて補助金を交付。(7円/kg)
	廃食用油、古着・古布回収	市役所、各公民館で月1回収。
四 街 道 市	分別収集	11分別(可燃ごみ、プラスチック・ビニール類、不燃ごみ、有害ごみ、粗大ごみ、資源物(びん類)、資源物(缶類)、資源物(古紙)、資源物(繊維)、資源物(ペットボトル)、資源物(廃食用油))
	再資源化物集団回収補助事業	子供会などの集団回収実施団体及び実施団体が回収した資源物を適正なりサイクルルートにのせる資源組合に対して、回収量等に応じて補助金を交付。
袖 ヶ 浦 市	資源回収活動推進事業	資源回収を実施した団体に対して助成金を交付している(4円/1kg)。
	分別収集	可燃・不燃・粗大・ビン・カン・紙・布・ペットボトル・有害ごみ・使用済小型家電
八 街 市	分別収集	可燃、不燃、カン、ビン、ペットボトル、粗大ごみ、古紙、プラスチック製容器包装、金物・小型家電・硬質プラスチック、有害ごみ、粗大ごみ
	資源回収実施奨励金	資源回収実施団体(区、町内会、子供会等)に対し、奨励金を交付。回収品目:古紙類、スチール缶、アルミ缶、びん類。
	使用済植物性食用油の回収	H22年1月から実施。毎月第2水曜日に拠点回収。
印 西 市	廃食油リサイクル	家庭から排出される食用油を市内15ヶ所にて拠点回収。
	有価物集団回収奨励金	子ども会、高齢者クラブ等の団体による集団回収に対し、奨励金を交付する。
	使用済小型家電リサイクル	市内17ヶ所に回収ボックスを設置し使用済小型家電を回収。
	分別収集	資源物(缶、ビン、布、紙、ペットボトル、プラスチック製容器包装)の分別収集。
白 井 市	資源回収運動奨励金事業	子ども会、PTA等の団体による集団回収に対し、奨励金を交付する。
	リサイクルマーケット	市役所駐車場を利用し、年2回開催している。
	廃食油リサイクル	出先機関等に回収バケツを設置し、集まった廃食油をインク原料等としてリサイクルする。
	分別収集	資源物(缶、ビン、布、紙、ペットボトル、プラスチック製容器包装)の分別収集。
	生活用品交換広場事業	家庭で不用になった品物を有効活用するため、市民に情報を提供。
富 里 市	使用済小型家電回収事業	出先機関等に回収ボックスを設置し、集まった小型家電を電子部品等としてリサイクルする。
	リサイクルフェア	毎年11月、ごみの減量・資源の有効利用啓発イベントとしてフリーマーケットやパネル展示を開催。
	資源回収運動	資源回収実施団体に対して奨励金を交付する。
南 房 総 市	分別収集	収集場所による収集8分別(可燃ごみ、不燃ごみ、ガラスびん、ペットボトル、乾電池、蛍光灯、水銀入り体温計、紙パック)粗大ごみの個別収集(有料・電話申込みによる予約及び申請)
	バイオディーゼル燃料製造事業	ごみの減量化・資源化及び地球温暖化対策の一環で、市民や市内学校給食センター、保育所などから廃食用油を回収し、公用車(ごみ収集車)の軽油代替燃料としてバイオディーゼル燃料を製造し活用している。
	ペットキャップ運動	市民等よりペットボトルのキャップを回収し、リサイクルによる売却益を寄付して発展途上国の子供たちにワクチンを届けるといふもので、市が回収拠点となり運動を啓発・推進している。
匝 瑛 市	資源ごみ集団回収促進事業	市民団体による集団回収に対し補助金を交付する。
	ごみの分別収集	3分別(可燃、不燃、資源)で収集。さらに資源ごみは種類ごとに分かれる。
香 取 市	使用済小型家電の回収	H26年度から、市内7ヶ所に回収ボックスを設置し、有用金属を含む使用済小型家電の回収を行っている。
	分別収集	可燃ごみ、不燃ごみ、資源物(ビン・缶・ペットボトル・紙類・布類・プラマーク)の収集を実施。
	フリーマーケット	イベント開催時に実施。
山 武 市	リサイクル情報コーナー	家庭で不用になった物で、リサイクルできる物について、情報を市民に提供し、リサイクル意識の高揚を図る。
	再資源化物回収奨励金	自治会、PTA等の資源ごみの回収を実施した団体に対して、奨励金を交付
い す み 市	資源回収運動奨励金	自治会、PTA、子供会等の団体による資源回収に対し、奨励金を交付する。(3円/kg)
	リサイクル倉庫事業	リサイクル倉庫を設置し、段ボール・新聞紙等の回収を実施。
大 網 白 里 市	ごみの分別収集	市及び委託業者により、可燃ごみ、不燃ごみ(ガラス・せともの類・金属類)、資源ごみ(カン・ビン・ペットボトル・古紙類)の分別収集を実施。
	分別収集	分別収集については7種類(可燃ごみ、ビン・ガラス、カン、ペットボトル、金属類、乾電池、蛍光灯・体温計)
	資源再生利用促進奨励金交付事業	S57年4月1日適用 資源の収集を市内の区・自治会その他の営利を目的としない各種団体で実施した場合奨励金を交付する。
	廃食用油回収事業	H14年から実施。家庭で使用された食用油を市内3ヶ所で回収。
	リサイクル回収倉庫	H20年5月から売払い実施 市内4ヶ所設置(雑誌、新聞、ダンボール、飲料用紙パック、衣類、一部で雑がみ回収)
酒 々 井 町	生ごみ堆肥処理機設置費補助事業	生ごみの減量化を図るため、生ごみ処理機やコンポスト容器・EM容器を購入し、設置した住民に補助金を交付する。①機械式処理機:1世帯1基②コンポスト容器:1世帯2基③EM容器:1世帯2基 ④家庭用小型剪定枝破砕機1基:購入額の1/2で、1基あたり20,000円を限度とする。
	資源回収報償金	登録団体が行う資源回収に対し報償金を交付。
栄 町	ペットボトル回収事業	協力店(2店)で回収し、リサイクルを実施。
	蛍光管、乾電池回収事業	ごみ集積所、協力店(蛍光管5店、乾電池6店)及び役場で回収し、リサイクルを実施。
神 崎 町	分別収集	全8種類(もやせるごみ、もやせないごみ、ビン、カン、粗大ごみ、ペットボトル、廃蛍光管、廃乾電池)
	分別収集	5分別(可燃、不燃、資源、有害、粗大)で収集。資源ごみとしては、8分別(びん、カン、ペットボトル、紙類、布類、紙パック、プラスチック、白色トレイ。)
神 崎 町	再資源化物回収協力奨励金	実施団体が計画を定め常時又は定期的に行う再資源化物回収活動に対し、1kg当り3円の奨励金を交付。
	資源物回収所設置	資源物回収所を設置し、新聞紙、チラシ、ダンボール、牛乳パック、衣類を回収している。

市町村名	名 称	内 容
多 古 町	分別の種類	可燃、資源8分類(プラスチック容器類、びん類、缶類、ガラス類、ペットボトル、金属類、衣類、紙類)、不燃、粗大
	3R推進運動(リサイクル推進事業)	年2回(10月、3月)古紙・衣類・携帯電話を回収する。
	小型家電回収ボックスの設置	庁舎を含めた町内7か所に小型家電回収ボックスを設置し、使用済小型家電の回収を実施。
東 庄 町	フリーマーケット	リサイクル啓発事業として年1回開催。
	分別収集	可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ(ビン・カン・ペットボトル・紙類・衣類)の分別収集。
九 十 九 里 町	資源回収運動	P T A、子ども会等の団体による資源回収運動について、奨励金を交付する。(3円/kg)
	ごみ分別収集	可燃ごみ、カン、ビン、金属類、乾電池、ペットボトル、蛍光灯類、粗大ごみの分別。
	リサイクル	町内3箇所にリサイクル倉庫を設置し、新聞、雑誌、ダンボールを回収。
芝 山 町	廃棄物資源化回収事業	P T A、子供会等の団体による資源回収に対し、補助金を交付。(3円/kg)
	町内一斉清掃	年1回住民による町内一斉清掃を実施。
	リサイクルの日	年1回(10月)古紙を回収する。
横 芝 光 町	分別収集	光地域では、3分別(可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ)で収集。横芝地域では、4分別(可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、有害ごみ)で収集。
一 宮 町	エコキャップの回収	役場庁舎と公民館の2箇所に回収箱を設置し、町民からペットボトルキャップを回収し、途上国の子どもたちにワクチンを届けるというもの。
陸 沢 町	資源ごみ収集	長生郡市広域市町村圏組合で実施 分別種類 ビン・缶・ペットボトル・古紙・ダンボール・衣類 委託で実施。
長 生 村	資源ごみ収集	長生郡市広域市町村圏組合で実施。 分別種類 ビン・缶・ペットボトル・古紙・ダンボール・衣類を月1回ステーション回収。
白 子 町	資源ごみ収集	長生郡市広域市町村圏組合で実施。 分別種類 ビン・缶・ペットボトル・古紙・ダンボール・衣類を月1回ステーション回収。
長 柄 町	資源ごみの定期回収	長生郡市広域市町村圏組合で実施。 分別種類 ビン・缶・ペットボトル・古紙・ダンボール・衣類をゴミステーションにて回収。
長 南 町	資源ごみ収集	資源ごみをゴミ集積所で月1回収集(ビン・カン・ペットボトル・古紙・ダンボール・雑紙・衣類・紙バック等)
	入歯リサイクル	役場に入歯回収ボックスを設置して入歯の金属を「日本入歯リサイクル協会」に送りユニセフに寄付している。
	リサイクルマーケット	住民に地球温暖化防止の意識高揚を図り、ゴミ減量化・再商品化・3Rを推進するため長南フェスティバルの中でリサイクルマーケットを開催している。
大 多 喜 町	町内一斉清掃	美しいふるさとづくり運動の一環として、年1回住民参加による町内一斉清掃を実施。
御 宿 町	リサイクル事業	カン、ビン、ペットボトル・発泡トレイをそれぞれ3種類に分別し、毎週水曜日に回収。町内23か所にリサイクルステーションを設置し、水曜日に回収。
鋸 南 町	町内一斉清掃	年1回住民による町内一斉清掃を実施。
	分別収集	鋸南地区環境衛生組合にて分別収集実施。(可燃・紙布類・かん類、ビン類・ペットボトル・粗大ごみに分別)

## シ ごみ減量化対策

市町村名	名 称	内 容
千 葉 市	生ごみ減量処理機購入費補助事業	販売価格(税込)の1/2、上限3万5千円、同一住居あたり5年で1基まで補助
	生ごみ肥料化容器購入費補助事業	販売価格(税込)の2/3、上限4千円、同一住居あたり5年で2基まで補助
	段ボールコンポスト購入費補助事業	販売価格(税込)の2/3、上限4千円、同一住居あたり1年で2基まで補助
	ごみ減量のための「ちばルール」推進事業	「地域特性を踏まえた「ちば型」の資源循環型社会を実現するために、実効性の高く、かつ法的な規制による強制力を伴わない自主ルール「ちばルール」に基づき、市民、事業者及び行政(千葉市)の三者がそれぞれの役割と責任のもと、「レジ袋削減・簡易包装の推進」「エコ製品取り扱ひの拡大」「事業者による廃プラスチック類の自己回収」等を展開している。
	千葉市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の推進	3用地2清掃工場運用体制に移行することを踏まえ、2つの清掃工場で安定的かつ継続的にごみ処理を図るとともに、低炭素社会を考慮した循環型社会を構築するため、さらなるごみの減量・再資源化を目指す。
	家庭ごみ手数料徴収制度	家庭ごみの減量・再資源化の推進及びごみ処理費用負担の公平化のためにH26年2月1日から導入。 【対象】可燃ごみ・不燃ごみ 【手数料額】0.8円/ℓ ・可燃ごみ 450(36円/枚)、300(24円/枚)、200(16円/枚)、100(8円/枚) ・不燃ごみ 200(16円/枚)、100(8円/枚)
銚 子 市	生ごみ処理機等購入費補助	市内で生ごみ処理機等を購入した市民に補助金を交付。これまでの電動式処理機に加え、コンポストへも補助を拡大。
	銚子市使用料及び手数料条例	可燃袋(150相当)177円/10枚、可燃袋(200相当)206円/10枚、可燃袋(300相当)319円/10枚、可燃袋(450相当)466円/10枚、不燃袋(450相当)466円/10枚、資源ごみ袋(200相当)103円/10枚、資源ごみ袋(450相当)187円/10枚
市 川 市	ごみ減量化・資源化協力店制度	簡易包装・マイバッグ運動等のごみ減量に取り組む販売店を協力店として指定し、消費者と共にごみ減量運動を展開している。
	市川市廃棄物減量等推進員(じゅんかんパートナー)制度	H5年度から事業実施。市から委嘱された推進員が、ごみの発生抑制(リデュース)、再利用(リユース)、再生利用(リサイクル)といった3Rの推進やごみの減量について、市民と市が協働で推進するために設置された。 <H29年度実績>じゅんかんパートナー179人 報酬1,000円/月
	生ごみ堆肥化容器等補助事業	家庭から排出される生ごみの減量及び資源化を促進するため、生ごみ堆肥化容器等の購入費の一部を補助している。 <H29年度実績>コンポスト容器:43基、ミニ・キエーロ:2基 ※1基当たりの補助金額は、購入費の半額(上限3,000円)
	指定ごみ袋制度	燃やすごみ、燃やさないごみ、プラスチック製容器包装類、ビン、カンについて指定ごみ袋制度を導入している。(ビン、カンについては、透明または半透明の袋に入れての排出も可)
船 橋 市	生ごみ処理機購入費助成	コンポスト容器等:1世帯につき2基まで購入価格の1/2 上限3,000円で助成。

市町村名	名 称	内 容
船 橋 市	指定ごみ袋	可燃ごみ、不燃ごみについて指定袋制を実施。 金額は各小売店に任せているため把握していないが、収集料金は無料。
	粗大ごみの有料化	H14年10月から実施。360円～
館 山 市	可燃物用指定袋制度	可燃ごみについて指定袋制を導入（H14年7月～）。 H29.4.1から料金改定。45ℓ（60円/枚） 30ℓ（40円/枚） 15ℓ（20円/枚）
	粗大ごみ収集の有料化	H25年4月から実施。粗大ごみ1点につき500円。
木 更 津 市	30・15運動	会食や宴会等で残される料理を減らすため、「乾杯後30分間は席を立たずに料理を味わい、お開き前15分間は自席に戻って料理を残さない」を市民や飲食店等に呼びかけている。
	指定ごみ袋制度	可燃ごみ、不燃ごみ、びん・かん・ペットボトル、容器包装プラスチックについて指定ごみ袋制度を導入し、分別排出の徹底を促している。
	生ごみ肥料化容器等購入設置助成金制度	コンポスト容器は、1世帯2容器まで、密閉容器は1世帯3容器まで助成。助成額は、1容器につき購入価格（消費税等を除く）の1/2の額で6,000円を限度。 機械式生ごみ処理機は、1世帯1機までで購入価格（消費税等を除く）の1/2の額で25,000円を限度。
	粗大ごみ収集の有料化	H13年4月から実施。粗大ごみ1点につき800円。
松 戸 市	小動物の死体の収集の有料化	S49年4月から実施。H10年4月から1体につき2,000円。
	生ごみ処理容器等購入費補助事業	家庭用生ごみ処理容器等の購入者に対し、購入費の一部を補助する。 生ごみ処理容器 購入金額の1/2（上限6,000円） 生ごみ減量化機器 購入金額の1/3（上限20,000円） （H29年度実績） 1,025,000円
野 田 市	指定ごみ袋制度	年間120枚分の指定ごみ袋引換券を各家庭に無料配布。足りなくなった場合は有料で購入。（200:85円/枚、300:125円/枚、400:170円/枚）
	ごみ減量協力店制度	市内店舗でトレイ回収など13項目を対象に協力をお願いしている。
	生ごみ堆肥化装置購入助成金制度	堆肥化装置の購入に対して助成金を交付。
	剪定枝等無料回収	市内一般家庭から排出される剪定枝、落ち葉、草を電話予約により無料戸別回収。
茂 原 市	茂原市生ごみ堆肥化容器設置推進事業	家庭から出る生ごみの減量化を図るため、コンポスター・EM容器について補助額を差し引いた価格で販売。
	生ごみ処理機購入費補助事業	生ごみ処理機の購入価格の1/2を助成。（上限18,000円）
成 田 市	指定ごみ袋	半透明の指定ごみ袋（5種類）、収集料金：無
	家庭用ごみ減量器具設置費補助事業	一般家庭から排出されるごみの自己処理を促進し、ごみの減量化を図るため、機械式生ごみ処理機、生ごみ処理容器、コンポスト容器の購入に対して助成している。
佐 倉 市	生ごみ処理器補助制度	コンポスト容器補助 購入費の1/3（上限2,000円） 生ごみ処理機補助 購入費の1/4（上限10,000円） 発酵菌容器補助 購入費の1/3（上限2,000円）
	指定ごみ袋	ポリエチレン製の指定袋（もやせるごみ、うめたてごみ、カン、ビン、紙製容器包装、プラスチック製容器包装）
東 金 市	生ごみ堆肥化装置設置事業	コンポスト等の生ごみを堆肥化する容器の購入者に対し、補助金を交付する。限度額2.5万円
	指定ごみ袋制の導入	可燃ごみ袋（45ℓ:35円/枚、30ℓ:25円/枚、20ℓ:15円/枚）不燃ごみ袋の価格については、販売先で決定。
旭 市	生ごみ処理機等購入費補助	家庭から排出される生ごみの減量化及び再資源化を促進するため、生ごみ処理機等を購入する者に補助金を交付する。購入価格の1/2以内で、電動生ごみ処理機20,000円、生ごみ堆肥化容器3,000円を上限。
	ごみの有料化	可燃用（大300:450円/10枚、小150:250円/10枚）、不燃用（450円/10枚）、資源用（カン、ビン、ペットボトル、プラスチック製容器包装類 各250円/10枚）
	ごみ減量化と3R推進のまち宣言事業	ごみを限りなく減らし、環境にやさしい資源循環型社会を目指すため、「ごみ減量化と3R推進のまち」を宣言し、市民や事業者による積極的な3R行動への取り組みを支援する。
	旭市廃棄物減量化推進員の設置	一般廃棄物の適正処理、分別排出及び資源化を推進し、一般廃棄物の減量化を図る。旭市廃棄物減量化推進員設置要綱（H25年4月1日制定）
習 志 野 市	清掃活動の推進・啓発事業	習志野市をきれいにする会の開催と環境美化推進員を対象とした廃棄物等に関する講習会の開催を行う。
柏 市	生ごみ処理容器等購入費補助事業	生ごみ処理容器購入者に対し、補助金を交付。 ・コンポスト、微生物等を利用した生ごみ処理容器：本体購入価格の1/2、上限1万円 ・機械式の生ごみ処理容器：本体購入価格の1/3、上限1万円
	指定ごみ袋制度	指定ごみ袋制度：有 （旧柏地域：可燃ごみ、容器包装プラスチック類）（旧沼南地域：燃やすごみ、プラスチック系ごみ）
勝 浦 市	生ごみ処理容器等補助事業	ゴミの減量化推進事業の一環として、条件にあった生ごみ処理容器等の購入者に対し補助金を交付する。
	ゴミの有料化	H20年7月から実施。 ・可燃用指定ごみ袋 200：20円/枚、300：30円/枚、400：40円/枚 ・可燃ごみの自己搬入 10kgあたり手数料40円
	粗大ゴミの有料化	H20年7月から実施。 ・戸別収集 1点あたり500円（粗大ごみ処理券購入） ・自己搬入 10kgあたり手数料60円
市 原 市	生ごみ肥料化容器及び処理費購入費補助制度	生ごみ肥料容器：購入価格（1基）の1/2で限度額3,000円、1世帯あたり2基まで。 生ごみ処理機：購入価格（1基）の1/3で限度額20,000円、1世帯あたり1基まで。
	ごみ減量化・リサイクル推進店	ごみ減量化、リサイクルに取り組んでいる店舗をエコショップとして認定。
	多量排出事業者の減量指導	事業系一般廃棄物を多量に排出している事業者に対し、適正な処理を図るべく管理責任者の選任、減量計画書の提出を義務づけている。
	指定ごみ袋	燃やすごみ、燃やさないごみについて指定袋を導入。価格は販売先で決めている。
流 山 市	粗大ごみ有料化	H14年4月から実施。戸別収集 1点あたり1,230円、自己搬入 10kgあたり200円
	循環型生ごみリサイクル事業	学校給食から排出される食べ物残渣を堆肥にする大型生ごみ処理機を導入し、資源循環型ネットワークを構築するとともに、ごみ減量・資源化に向けてできることを児童生徒に認識してもらう事業。
	リサイクル推進店	資源物の店頭回収やレジ袋削減、簡易包装などの取り組みを積極的に行う店舗を「リサイクル推進店」として認定し、循環型社会の形成を目指す。
	廃棄物減量等推進員	循環型社会の構築へ向け、地域のごみ減量リーダーとして自治会から推薦された方を、「廃棄物減量等推進員」として市長が委嘱する。

市町村名	名 称	内 容
流 山 市	多量排出事業者の減量指導	一定規模以上の事業用建築物を有する事業者に、事業系一般廃棄物減量計画書の作成・提出を義務付け、ごみ減量を図る。
	剪定枝の資源化	市内で発生した剪定枝を堆肥化し販売していたが、福島第一原発事故の影響により、現在は休止。
八 千 代 市	廃棄物減量等推進審議会及び推進員制度	審議会は学識経験者、事業者、市民他で構成。推進員は自治会推薦。
	生ごみ堆肥化容器等購入費補助	購入費の6割補助で限度額はコンポスト式3,000円、電気式20,000円。
	ごみ減量協力店制度	一定の要件を備えたごみ減量協力店を募り、協力店と認定することにより、市民と事業者との相互協力によるごみの減量化及び再資源化を促進する。
	指定ごみ袋制度	H12年7月1日から実施。(40ℓ→24円/枚、30ℓ→18円/枚、20ℓ→12円/枚、10ℓ→8.5円/枚)ただし、10ℓはH23年8月から
	粗大ごみ有料化	H17年7月1日から実施。
我 孫 子 市	生ごみ処理容器等購入補助金事業	生ごみの減量化を図るために、購入者に対して助成金を交付。 機械式生ごみ処理機・コンポスト容器・ボカシ容器 (いずれも本体価格の2/3、上限5,000円)
	ふれあい工房	ごみの減量化、リサイクル活動の拠点とし、高齢者によるリサイクル技術の指導等を実施。 粗大ごみとして回収した家具を修理し、バザーで販売。木工教室や紙バックで和紙づくりなど各種リサイクル教室の開催。おもちゃの病院やリフォーム・リペア相談なども実施。
	我孫子市再資源化事業	一般家庭から排出される資源を回収した団体に対し、その回収量に応じて奨励金を交付。 古紙、古繊維、空きびん、金属類(缶含む)を対象に5円/kg、1世帯当たり10円/月
	ごみ減量・リサイクル推進事業所認定制度	H16年4月からリサイクル活動を実施している各事業者、認定とともに実施する事業所を「ごみ減量・リサイクル推進事業所」として認定し、広報やHPで市民にPRしている。
鴨 川 市	生ごみ肥料化容器購入推進事業	コンポスト容器購入費補助金(購入費の1/2の額、上限3,000円)。 生ごみ処理器購入費補助金(購入費の1/2の額、上限30,000円)。 EM生ごみ処理器購入費補助金(購入費の1/2の額、上限3,000円)。
	ごみ有料化制度	燃やせるごみ50円/45ℓ袋、20円/20ℓ袋(袋代別)
鎌 ヶ 谷 市	指定ごみ袋制	燃やすごみ、プラスチック製容器包装類について指定袋制を実施。
	粗大ごみの有料化	H8年10月から有料化を実施。粗大ごみ1点につき、直接持ち込み：430円・戸別収集：860円
	買い物袋の持参推進運動	市内にある推進運動加盟店にてレジ袋を辞退するとスタンプを1つ捺印し、一定数のスタンプが集まると市指定ごみ袋又はオリジナル買い物袋と交換している。
	生ごみ処理容器等購入費助成制度	家庭から排出される生ごみの減量及び資源化を促進するため、生ごみ処理容器等の購入費の一部を補助している。
君 津 市	指定ごみ袋制度	可燃・不燃ごみについては、指定ごみ袋を購入する(ミニ袋は可燃のみ)。 ミニ袋10円/枚、小袋20円/枚、中袋30円/枚、大袋40円/枚 ※1袋10枚入りで販売している。
	剪定木等処分委託	剪定木の処理手数料 50kg以下の場合は10kgあたり80円 50kgを超える場合は10kgあたり170円
	生ごみ肥料化容器購入設置助成金	生ごみ肥料化容器を購入し、設置する方に助成金を交付。購入金額の1/2 限度3,000円、1世帯2容器まで。
	家庭用生ごみ処理機購入費助成金	家庭用の生ごみ処理機を購入する方に助成金を交付。購入金額の1/2、限度額20,000円、1世帯5年度につき1基まで。
富 津 市	指定ごみ袋	可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、容器包装プラスチックを指定ごみ袋で回収する。
浦 安 市	事業系少量一般廃棄物指定収集袋	燃やせるごみ・燃やせないごみ45ℓ袋290円、22.5ℓ袋140円、資源物(びん・缶・ペットボトル用)45ℓ袋各140円、22.5ℓ袋各70円、紙類用70円
四 街 道 市	買い物袋持参運動	買い物袋を持参して協力店で買い物をする、1回につき1枚シールがもらえる。シールを20枚集めると、可燃ごみ指定袋(小)5枚と交換できる。
	エコショップ認定制度	ごみの減量やリサイクル等環境に配慮した取組みを行っている市内小売店をエコショップとして認定する。
袖 ヶ 浦 市	ごみ指定袋制事業	燃せるごみ、燃せないごみ共通(40ℓ：16円/枚 30ℓ：13円/枚 20ℓ：11円/枚)
	粗大ごみ有料化事業	戸別収集 1点あたり500円または1,000円、自己搬入 10kgあたり100円
	生ごみ肥料化容器等購入設置助成金事業	生ごみ肥料化容器 購入額の1/2 上限3,000円 機械式生ごみ処理機 購入額の1/2 上限25,000円
八 街 市	指定ごみ袋制度	可燃ごみ(特大・大・小)、カン、ビン、不燃ごみ、ペットボトル、プラスチック製容器包装、金物・小型家電・硬質プラスチック、乾電池
印 西 市	生ごみ処理容器等購入費補助制度	生ごみ処理容器：購入金額の2/3、上限3,000円の補助 生ごみ処理機：購入金額の2/3、上限40,000円の補助
	指定ごみ袋制度	可燃、不燃、プラスチック製容器包装の指定袋を導入。
	リサイクル情報広場の設置	不用品情報コーナーの設置。
	ごみの分別出前講座	町内会等各種団体や児童館、小学校等での出前講座の実施。
	ノーレジ袋デーの制定	毎月5日を「ノーレジ袋デー」に制定。
	マイバッグ普及促進協力店制度	市内においてマイバッグの持参を積極的に推進している店舗を広く市民等に推奨し、その活動を支援する。
白 井 市	廃棄物減量等推進員(クリーンアドバイザー、クリーンパートナー)	町内会からの推薦によるクリーンパートナー(113名)、市の事業等に協力するクリーンアドバイザー(10名)を委嘱。
	生ごみの減量を図るため、生ごみ処理容器等の購入者に対し助成金を交付している。	生ごみ処理容器等購入費助成金事業
	指定ごみ袋制度	可燃ごみ(大、中、小)、不燃ごみ(小)、資源ごみ(大)の3種
富 里 市	粗大ごみ有料化	粗大ごみ1点について、品目により350円～1,750円 H19年4月1日から開始
	指定ごみ収集袋	可燃ごみ、可燃ごみ(小)、不燃ごみ、ガラスびん、ペットボトルの5種類。 価格は販売先で決定し、収集料金及び処理手数料は含まない。
	生ごみ堆肥化容器等購入設置助成金	生ごみ堆肥化容器等購入者に対し、助成金を交付する。 生ごみ堆肥化容器：購入費の1/2(100円未満切り捨て) 上限3,000円 生ごみ堆肥化機器：購入費の1/2(100円未満切り捨て) 上限25,000円
	エコショップ認定制度	ごみの減量・リサイクル活動を積極的に実施する小売販売店を富里市ごみの減量・リサイクル協力店と認定し、消費者と店舗等との相互協力によるごみの減量・リサイクル運動の促進を図る。
南 房 総 市	ごみ指定袋	可燃ごみ 45ℓ：520円/10枚、30ℓ：420円/10枚、20ℓ：310円/10枚、10ℓ：160円/10枚

市町村名	名 称	内 容
南 房 総 市	レジ袋削減運動 (3つの買い物運動)	3つの買い物運動(簡易包装普及・過剰レジ袋お断り・買い物袋持参)として、環境学習会参加者等にエコバックを配布し、広報紙やホームページを活用して、啓発普及を実施している。
匝 瑳 市	指定ごみ袋制度	可燃ごみ袋大・不燃ごみ袋各1枚40円、可燃ごみ袋小・資源ごみ袋大・資源ごみシール各1枚20円、資源ごみ袋小1枚10円
	粗大ごみの戸別収集	粗大ごみは原則として処分場に市民が直接搬入することになっているが、自己搬入の困難な家庭に対して戸別収集を実施している。基本料金2,000円+400円/100kg
	生ごみ処理機等購入に対する補助	家庭から排出される生ごみの減量化を図るため、生ごみ堆肥化容器及び生ごみ処理機の購入者に対し補助金を交付する。
香 取 市	生ごみ処理容器等購入設置補助金交付制度	生ごみ処理容器等の購入設置に対して補助金を交付。 生ごみ処理容器(購入金額の1/2、限度額3,000円) 生ごみ処理機(購入金額の1/2、限度額20,000円)
	指定ごみ袋制度	可燃ごみ袋(大:30円、小:20円) 不燃ごみ袋(大) ビンカン(大、小) ペットボトル(大)
	リサイクル拠点施設の整備	香取市循環型社会形成推進地域計画(H24年10月改訂)に沿って、香取市リサイクル拠点施設を建設。 施設名:佐原清掃事務所、設置場所:香取市大崎1900番地、処理能力:4.7t/日(ストックヤード414㎡) 再資源化物の収集や枝木の破砕(チップ)及び発泡スチロールを減容処理することにより、資源化を推進する。
山 武 市	家庭用生ごみ堆肥化装置設置補助事業	生ごみの減量化を目的とし、生ごみ堆肥化装置の設置者に対し、補助金を交付する。(1/2以内、2万円限度)
い す み 市	指定ごみ袋	可燃ごみ袋 大(450)50円/枚、中(200)30円/枚 資源ごみ・不燃ごみ袋 大(450)20円/枚、中(200)10円/枚
大 網 白 里 市	家庭ごみ処理の有料化事業	H21年10月1日施行 一組あたり 可燃ごみ袋 特大:350円 大:250円 小:150円
	ごみ減量化推進事業	環境負荷の少ない資源循環型社会の構築を目指すため、ごみ問題の現状を広く住民に理解してもらえるように情報を提供し、ごみ減量・資源化の啓発活動を行う。そのため、ホームページの情報充実、3R啓発用パンフレットや市広報誌で周知をしていく。
	粗大ごみの有料戸別収集	粗大ごみについては有料制による戸別収集。
酒 々 井 町	指定ごみ袋	可燃・不燃・ビン・カンの4種指定
	生ごみ減量器具購入設置費補助事業	生ごみ処理機補助 購入金額の1/2 上限20,000円 コンポスト容器 購入金額の1/2 上限3,000円
	粗大ごみ有料化	有料戸別収集(処理券500円、処理袋250円)
栄 町	栄町生ごみ減量化機器等購入設置助成金交付要綱	生ごみ減量化機器 購入価格の2/3 上限30,000円 1世帯1基 生ごみ処理容器(EM容器) 購入価格の2/3 上限2,000円 1世帯2基
	資源回収運動奨励金交付要綱	再生可能な有価物の資源化を積極的に推進する為、資源回収団体に(自治会・子供会等)資源回収運動奨励金を交付することにより、廃棄物の資源化等に対する意識の高揚を図ることを目的とする。種類:紙、繊維類、金属類、ガラス・陶器類
	廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	手数料・燃やすごみ袋 大47円 中26円 小16円、資源物袋 大20円 中15円 小10円、資源物シール 20円、燃やさない・有害ごみ袋 中31円 小16円、粗大ごみシール 110円
神 崎 町	指定ごみ袋	可燃(大)、不燃、ビン・カン、ペットボトル 1袋35円 可燃(小) 1袋20円の4種指定
	生ごみ処理容器等購入設置補助金	生ごみ処理容器等購入した者に対し、その費用の一部を補助 コンポスト補助 1個につき3千円 1世帯2個まで 生ごみ処理機補助 購入価格の1/2で上限25千円 1世帯1基まで EM菌容器補助 1個につき千円 1世帯4個まで
多 古 町	生ごみ処理機等設置事業	生ごみ処理機 購入価格の1/2 25,000円を限度 1世帯1基(7年度につき1基) 生ごみ処理容器 購入価格の1/2 3,000円を限度 1世帯2基(1年度につき2基)
	指定ごみ袋有料化	可燃ごみ袋 大(300)40円/枚、小(150)20円/枚 不燃ごみ袋(400)40円/枚 資源ごみ袋 大(400)20円/枚、小(200)10円/枚 資源ごみシール 20円/枚
東 庄 町	生ごみ減量化促進事業	家庭用生ごみ処理機及びコンポストを購入し、設置する者に対し、購入額の1/2(3万円を限度)として、補助金を交付。
	指定ごみ袋制度	可燃ごみ(指定袋有 有料):大40L30円/枚、小25L20円/枚 不燃ごみ・資源ごみ(指定袋有 無料):市場価格 紙類・衣類(指定袋無 無料)
九 十 九 里 町	環境浄化推進事業	コンポスト及び家庭用生ゴミ処理機の購入者に対し、購入額の1/2(限度額:コンポスト3,000円、生ゴミ処理機10,000円)
	指定ゴミ袋制度	燃えるゴミ専用袋、空き缶専用袋、不燃物専用袋の指定
芝 山 町	ごみ処理手数料	一般家庭から出るごみの収集に手数料を徴収する。可燃ごみ一袋1枚40円、小1枚30円、不燃・資源・有害1枚20円、粗大ごみステッカー1品200円
	生ごみたい肥化容器等購入設置助成金	生ごみたい肥化容器等を購入した者に対し助成金を交付。 生ごみたい肥化容器(コンポスト・密閉容器)購入費の1/2(100円未満切捨て)5,000円限度。 生ごみたい肥化機器(電気式生ごみ処理機)購入費の1/2(100円未満切捨て)20,000円限度。
横 芝 光 町	指定ごみ袋の有料化	光地域は、可燃(大)40円/枚、(小)20円/枚、不燃ごみ40円/枚、資源(大袋)20円/枚、資源(小袋)10円/枚、資源(シール)20円/枚。 横芝地域は、可燃(大)40円/枚、(小)30円/枚、不燃ごみ20円/枚、資源ごみ20円/枚、有害ごみ20円/枚、粗大ステッカー200円/枚(粗大処理料は1品200円)。
	資源再生利用奨励金	H18年3月27日制定。ごみの減量化を図るため、再生可能な有価物を回収した子供会やPTA等の団体に対し、資源再生利用奨励金を交付する。回収対象物品は、紙類・繊維類・アルミ類(3円/kg)、廃食用油(20円/ℓ)
一 宮 町	一宮町生ごみ肥料化容器購入設置費補助事業	生ごみ肥料化容器を購入し設置した者に対し、予算の範囲内においてその費用の一部を補助することにより、生ごみの減量化及び再資源化を図ることを目的とする。
長 生 村	生ごみ処理機購入費補助金	生ごみ処理機を購入した者に対して購入額(消費税及び地方消費税を除く)の1/2の補助金を交付。上限3万円(H14年3月22日制定)

市町村名	名 称	内 容
白 子 町	生ごみ処理容器等購入費補助金	一般家庭から排出される生ごみの減量化を図るため、生ごみ処理容器等を購入し設置した者に対し補助金を交付。(コンポスター:購入額の1/2、限度額3,000円、1世帯2年度につき2基以内・生ごみ処理機:購入額の1/2、限度額20,000円、1世帯5年度につき1基)
長 南 町	ごみ減量化対策施設設置整備補助	コンポスト 購入価格×1/2で2,500円上限(2基まで) EMポリバケツ 購入価格(2個セット)×1/2で2,000円上限(2セットまで) 電気式生ごみ処理機 購入価格×1/2で15,000円上限
大 多 喜 町	指定ゴミ袋	収集可燃ゴミ 有料 袋 大50円 小30円 (町指定ゴミ袋の容量を(大)は36Lから45Lに変更、色は白半透明から黄色半透明に変更。)
	生ごみ処理容器等購入事業	一般家庭から排出される生ごみの減量化を図るため、生ごみ処理容器等を購入し設置した者に対し補助金を交付。家庭用生ごみ処理機の購入者に対し1世帯あたり1台まで補助(上限額25,000円/基)、生ごみ処理容器(コンポスト)の購入者に対し1世帯あたり2台まで補助(上限額2,500円/基)。
御 宿 町	ごみ減量化対策事業	生ごみの肥料化、減量化に係る容器購入補助金交付事業 コンポスト:購入額の1/2以内、限度額3,000円とし一世帯2個まで 手作りコンポスト:作製に係る経費の1/2以内、限度額10,000円とし一世帯1個まで 生ごみ処理機:購入額の1/2以内、限度額30,000円とし一世帯1基まで 指定袋有(H24.10/1~) 燃やせるごみ専用袋 450:50円/1枚 200:30円/1枚(購入金額の中に一部手数料を添加している) 資源ごみ・不燃ごみ専用袋 450:15円/1枚 200:7円/1枚(処理手数料の添加なし)
鋸 南 町	指定ゴミ袋	可燃ゴミ1枚あたり200:31円、450:52円
	雑がみ分別収集	家庭から排出される古紙のうち、新聞、雑誌、段ボール、飲料用紙パックのいずれの区分にも入らない、紙箱、紙袋等の紙を分別し、資源ごみとして出してもらおう。

## ス 環境学習関連事業

市町村名	名 称	内 容
千 葉 市	千葉市環境保全・創造の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本方針	市民、事業者、学校、地域、民間団体、市などの各主体が、環境保全・創造の意欲の増進、環境教育及び環境保全活動を進めていく上で方向性を示すとともに、それを推進するために市が進める施策を位置づけている。<H17年3月策定>
	環境学習モデル校指定事業	学校における環境学習の推進を図るため、市内の小学校6校及び中学校6校(各区1校)を環境学習モデル校として指定し、その活動を支援することで学校における環境学習の活性化を図った。
	ちばし環境フェスティバル	市民に環境保全に対する意識を高めていただくため、「環境月間」・「環境の日」にあわせ、千葉市地球温暖化対策地域協議会と共同で講演会等の普及啓発活動を実施した。
	環境教育教材等作成事業	小学校(4~6年生)を対象とした「ちばキッズエコエコ大作戦」(9,500部)及び中学生を対象とした「環境学習ハンドブック」(8,700部)を作成し、配布した。(配布対象:公立の小学4年生及び中学1年生全員)
	ごみ分別スクール	ごみ減量の意識向上や実践行動の普及のため、小学校4年生を対象に、3R等についての参加体験型環境学習を実施した。<H29年度実績> 実施校112校 参加者数8,384人
	ごみ出しチェック隊「ヘラソーズ」	ごみ分別スクールを受講した児童が、スクール受講後も引き続きごみの減量・リサイクルに対して関心を持ち続けられるよう、各家庭でごみの分別やリサイクルに繋がる行動を一週間繰り返し行い、チェックシートを付ける取組を実施した。H29年度は花見川区・稲毛区内の小学生を対象に実施。 <H29年度実績> 実施校20校 参加者数1,115人
	「へらそうくんルーム」	幼少期から3Rの考え方に慣れ親しむため、保育所(園)、幼稚園に通う未就学児を対象に、3R教育図書の紙芝居の読み聞かせや、ごみ分別ゲーム等を行った。 <H29年度実績> 実施か所12か所 参加者数491人
	ごみ処理施設見学ツアー	小学4~6年生とその保護者を対象とした、ごみ処理施設見学ツアーを実施。 <H29年度実績> 実施回数1回 参加人数15組30人
	今すぐ実践!ごみ減量講習会	廃棄物行政に関する興味・関心を高めるため、町内自治会等の地域団体等を対象に、ごみの分別や減量方法等について講習会を開催した。<H29年度実績> 実施回数71回
	生ごみ資源化アドバイザー養成講座	生ごみの減量・資源化に関する知識を地域に市民に広く周知するため、生ごみに関する専門知識を有し、地域団体等に助言を行う役割を担う「生ごみ資源化アドバイザー」を養成する講座を開催した。 <H29年度実績> 受講者数12人
エコレシビリティ講習会	可燃ごみの多くを占める生ごみを減らすため、高校生等を対象に、生ごみとして捨てられてしまう野菜の皮などを無駄なく活用する調理法等を学ぶ講習会を開催した。<H29年度実績>3校 参加者数100人	
銚 子 市	市民ふれあい講座「ごみの出し方・分け方・リサイクルについて」	市民・学校からの要望により、生活環境課から講師(職員)を派遣し出前講座を実施
市 川 市	いちかわ子ども環境クラブ	地域で環境学習や実践的な活動を行っていることもその保護者が、グループとして加入しており、市ではその活動を支援するため、環境情報や環境学習の場を提供している。 <H29年度末実績>登録団体数 21団体 登録者数 230人
	自然環境講座	子どもから大人まで幅広い世代が市川市内の自然環境へ関心を持つきっかけを提供し、自然環境保全の担い手となる市民を養成することを目的として開催している。 市内の自然環境を訪れ、講師から参加者へ生きものや自然の特徴について解説する。 <H29年度実績>開催回数 10回 参加者数 延べ120人
	大学との包括協定に基づく環境学習の推進	千葉商科大学との包括協定に基づき、「環境学習講師人材育成研修」を受講した学生(18名)が、小学校4年生を対象とした環境学習(授業)を実施した。(実施校7校24クラス782名) また、和洋女子大学との包括協定に基づき、学生が環境学習用教材「環境かるた」の絵札(イラスト)を作成し、環境かるた大会を実施した。(かるた大会の参加者99人)

市町村名	名 称	内 容
市 川 市	学校等での環境学習の推進	市内の学校に対して、各教科や総合的な学習の時間等で、環境学習に取り組んでもらうために、自然環境、ごみとリサイクル、地球温暖化等に関する授業の支援や本市作成の冊子類の配布等を行っている。 ＜H29年度実績＞ 学校における環境学習の実施 8校 27クラス 878名
	事業者に対する環境学習	環境問題への取り組みを推進し、企業と行政で情報の共有を図るため、企業主催の環境情報交流会に参加し、講演等を実施している。・H29年度は企業より依頼が無かったため、実施していない。
	リサイクル施設見学ツアー	分別や減量など、ごみに関する意識を高めてもらうため、リサイクル施設（ごみ処理施設）の見学ツアーを実施した。 ＜H29年度実績＞ 親子対象 実施回数1回 参加人数19人 市民対象 実施回数1回 参加人数18人
船 橋 市	夏休みセミのぬけがら調査	夏の代表的な昆虫であるセミのぬけがらを調べることにより、身近な自然への関心を深める目的で実施している。講師と共に、ぬけがらを収集・分類し、標本を作成する。(H29年度) 全2回76名(1回雨天中止)
	ふなばし環境フェア	市民・企業・行政が一体となって環境意識向上を図るため、日頃の活動のパネル展示や体験実演等を行うほか、市本庁舎内で環境パネル展を実施。(H29年度) 約4,400人
	三番瀬の生き物がし	貴重な干潟である三番瀬に住む生き物に触れることにより、干潟の自然浄化能力や生態系について学び、身近な自然への関心を深め、もって自然環境保全思想の醸成を図る。(H29年度) 37名
	環境新聞「エコふなばし」の配布	地域から世界規模での環境問題を取り上げ、市民等の環境保全活動の促進を目的に、年1回各戸配布する。
	自然散策会	H27年4月にリニューアルした自然散策マップを基に、市内の豊かな自然を講師による生物等の解説を聞き、楽しみながら歩く。(H29年度) 全3回雨天中止
館 山 市	環境美化ポスター募集	市内小学生より募集し、表彰及び市内公共施設、商業施設に展示。
	春のごみゼロ週間	5月～6月に期間を設け、地区町内会、団体が市内清掃を実施した。
	ごみの分別と出し方のマナーに関する出前講座	町内会や清掃事務所などを対象に、ごみの分別方法について理解を深め、実践していただくことを目的とした出前講座を設けている。
	鏡ヶ浦クリーン作戦	市民、企業、団体に呼び掛け、鏡ヶ浦(館山湾)を中心とした海岸清掃を実施した。春と夏、その他海岸の状況により実施した。
	秋のごみゼロ週間	10月～11月に期間を設け、地区町内会、団体が市内清掃を実施した。
木 更 津 市	リサイクルフェア	H29年10月15日にリサイクルフェアを実施。リサイクル促進ポスターコンクール、資源ごみの回収、3Rクイズ・ゲームエコドライブシュミレーター(環境にやさしい運転のシュミレーター)の実施、堆肥の配布、3R啓発パンフレットの配布。
	環境学習会	ごみの減量化及び適切な分別を図るため、市民からの要望に応じて環境学習会を実施。
松 戸 市	ごみツアー	清掃施設を広く市民に見学してもらい、清掃事業に対する関心と理解を深める。 (H29年度 89名参加)
	環境学習講座	市内の小中学校を対象に環境問題に関する様々な出前講座を実施。 ・H29年度は延べ36回実施し、延べ参加者数は2,620人
	里やまボランティア入門講座	松戸市の緑を守り育む「緑の担い手づくり」を目的として、市民団体ネットワークと中間支援組織、そして行政の3者協働によるプロジェクトです。H15年度より 15回開催しました。(H29年度未現在)
茂 原 市	夏休み体験学習	平成29年8月18日、24日実施。人力発電等に挑戦し、地球温暖化についての学習を実施した。 参加人数：小学生 48名、スト温長生 3名
成 田 市	環境講演会	講師を招き、環境保全についての講演会を開催する。 H29年度 講師「収納王子コジマジック」テーマ「笑って学べる収納セミナー」参加人数：81人
	環境学習会	印旛沼に関する施設見学や成田市の自然を観察し、環境への理解を深めるための学習会を実施した。 H29年度(4回開催) 参加人数：74人
	リサイクル教室・フリーマーケット	一般廃棄物の減量化、資源化啓発のため、リサイクルプラザにおいてリサイクル教室・フリーマーケット等を開催する。 H29年度フリーマーケット2回開催、参加者：422人。リサイクル教室6回開催、参加者：52人。
佐 倉 市	水辺観察会	市内の水辺環境について、講義及び野外活動を実施。(H29年度 1回実施 21人参加)
	印旛沼公開講座	(公財)印旛沼環境基金との共催による印旛沼に関する環境学習講座。 (H29年度 5回開催 延べ277人参加)
	生きもの見つけ隊	環境保全活動を市民協働で実施している市内の谷津において、中学生以下を対象とした生きもの観察会を開催。(H29年度 3回開催 延べ47人参加)
	親子で学ぼう印旛沼	(公財)印旛沼環境基金との共催で、家族連れを対象に観光船を利用した印旛沼観察会を開催し、親子で楽しみながら印旛沼の水質や自然について理解を深めてもらう。(H29年度 1回開催 59人参加)
旭 市	まちづくり出前講座「ごみの減量とリサイクルへ身近なことから始めよう」	市民(10人以上で構成された団体、グループ等)からの要望により、環境課から職員を派遣し出前講座を実施する。
習 志 野 市	環境フェア	市民に環境問題について考えていただく機会を提供することを目的に、地元企業と協働で毎年6月に開催。
	環境教育の実践	市内小学校4年生を対象にクリーンセンター、リサイクルプラザ、谷津干潟自然観察センター等の見学を通して環境教育の実践を行っている。H29年度 16校参加 参加者数 1,498人
	リサイクル体験教室	ごみの減量及びリサイクル促進のため、リサイクルプラザにおいてリサイクル体験教室を開催。 H29年度 22回開催 参加人数 253人
	谷津干潟の日 (谷津干潟自然観察センター)	国指定鳥獣保護区である谷津干潟がH5年6月10日にラムサール条約登録湿地に認定され、H9年に市民と行政が共に協力して都市と自然との共生を目指した保全を図るため、6月10日を「谷津干潟の日」とし、H11年に習志野市環境基本条例にて規定。 毎年6月に市民によるゴミ・アオサ回収や講演会などのイベントを開催。H29年度は9,148人が参加。
	観察会(谷津干潟自然観察センター)	初心者を対象とした観察会、子供向けの観察会、体の五感を活用する自然体験観察会などを開催。 H29年度 参加者延べ人数 850人
	講座(谷津干潟自然観察センター)	鳥のフィールドサイン講座、干潟の恵みでおにぎらず体験教室、上達が実感できるぬり絵教室など、多様なテーマで多くの人を楽しめる講座を実施。H29年度 参加者延べ人数 203人
	展示(谷津干潟自然観察センター)	野鳥写真家の写真展、谷津干潟に生息する生きものを題材にした作品展などを開催。

市町村名	名 称	内 容
柏 市	柏市リサイクルプラザ市民啓発事業	柏市リサイクルプラザにおいて、ごみの減量・リサイクルに関する各種講座や教室などの啓発事業を委託により実施。
	手賀沼流域フォーラム	「身近から考える生物多様性」をテーマに講演会を実施。
	手賀沼船上探鳥会	手賀沼に生息、飛来する野鳥の観察をとおして、自然環境の保全への意識高揚を図る。NPO法人かしわ環境ステーションへの委託により実施。
	市内巡回写真展	「柏の生き物こんなにいるいろ」をテーマに、市内3箇所写真展を開催。
	手賀沼船上見学	手賀沼や流域河川の浄化のため、市内小学生を対象に手賀沼船上見学を実施。
	かしわ環境フェスタ	「遊んで学ぼう！エコのこと」をテーマに、体験型ブース、エコカー展示、ステージイベント、エコスタンブラリー等、子供から大人まで楽しみながら学ぶことができる環境イベントを開催。
勝 浦 市	環境学習会	「海と川のつながる所にすむカニ〜夏休みの自由研究に〜」をテーマに講演会・観察会を実施。 参加人数：20人 予算：30千円
市 原 市	市原市環境学習基本方針	H20年2月策定。環境学習の推進に向けて「環境を自らの課題としてとらえ、その解決に向けて行動できる人づくり」を目指す。
	いちほら環境フェスタ	各種団体による環境保全活動、ごみ減量化、リサイクル等の展示・実演、フリーマーケット等を行う。来場者4,000人、予算1,804千円
	自然観察会	いちほら自然教室(18)、巨木めぐり(25)、昆虫教室(37)、水辺の観察会(22)、野鳥観察会(16)、 予算93千円 ※()内は参加人数
	環境保全推進絵手紙展	環境をテーマにした絵手紙を市内在住、在勤、在学者から募集し、入賞者を表彰する。 H29年度応募総数1,648通、予算213千円
	市原市子ども環境フォーラム	H30年2月7日開催。小学校1校参加。予算156千円
	エコラボいちほら	体験型の環境学習。H29年度は廃油を利用してキャンドルを製作(全2回、参加者13人)。予算0円
流 山 市	市民環境講座	市民環境講座：4回実施。参加人数327人。
八 千 代 市	親子環境教室	テーマ：「竹灯ろう作りと桑橋の里山体験」 開催日：H29.10.21 参加者：16名
	環境作品展～八千代の自然・グリーンカーテン～	八千代市の自然風景や生き物、谷津・里山やほたるの里、グリーンカーテンなどをテーマにした写真や絵画などを展示した。(H29年9月21日～9月29日実施) 来場者997名
	里山楽校	H23年度から開催。受講者19名。市内の里山において、チェーンソーの安全講習や竹林整備に必要な技術や知識などを学んだ。
	里山シンポジウム in やちよ	里山保全に関する講演会を開催し、保全活動や生物多様性について学び考えた。 H30.3.4開催 参加人数50名
	ごみ減量学習会(小学校・自治会)	市内小学校において14回及び自治会等において5回、ごみ減量や適正分別に関する学習会を開催した。 (参加人数計1,481人)
我 孫 子 市	手賀沼船上学習	手賀沼の現状を知るとともに、自然への関心向上のため、おもに市内小学校高学年を対象に実施している。 (H29年度は374人が参加)
	夏休みの環境学習	夏休み期間中、小学生を対象に様々な環境学習会を実施。(H29年度は5回実施、参加者74人)
鴨 川 市	学校花壇コンクール	市内小中学校の児童・生徒が整備した花壇を対象に花壇コンクールを実施。 H28年度は小中学校11校が対象
	施設見学会	市内小学生のごみ処理施設、し尿処理施設の見学会。
鎌 ケ 谷 市	環境講座等	環境保全啓発事業として、自然観察会、工作教室、展示会等を実施。 H29年度は14回(内、子ども環境講座は7回)実施。 延べ参加人数270人。
	第9回かまがや環境フェア	市民・事業者・市が協働で生活環境・自然環境・地球環境理解を深め、行動することを目的に、ワークショップ、かまがやみどりのカーテンコレクション、かまがや小中学校みどりのカーテン総選挙、環境保全団体等によるパネル展示を実施。来場者は約650人。
	ごみ分別出前講座	市民からの依頼を受け、ごみの分別についての講義及び参加者からの質疑応答に応える。
	環境美化に関するパンフレットの配布	小学校1年生及び4年生向けに環境美化を身近な所から考えてもらう内容のパンフレットを作成、配布を実施。
	食品ロス関連のパンフレットの配布	毎年、クリーンセンターしらさぎの施設見学を行っている小学校3年生向けに食品ロスについて考えてもらうパンフレットを作成、配布を実施している。
君 津 市	エコスクール認定事業	H18年4月から実施 市内の小中学校で君津市環境マネジメントシステムに準じた取り組みとして、環境方針を定め、行動内容・役割分担などを計画することで、PDCAサイクルを構築し、学校の自主的な環境配慮の取り組みを奨励する。
富 津 市	エコスクール	環境についての学習会
浦 安 市	環境フェア	市民に環境問題を身近なものに感じていただくための啓発を目的とし、一人ひとりが自発的に環境保全活動に取り組む機会となるよう啓発を行う。 <H29年度実績> 来場者数 7,500人
	環境ポスター展	市内小・中学生を対象に、環境全般に関するポスターの募集及び展示をする。 <H29年度実績> 出展数 383点
	環境学習講座等	市民の環境問題などについての意識を高め、自ら進んで環境に配慮した行動を学んでいくため、「子ども環境学習体験講座」や「森林と親しむ講座」等を行う。
	環境学習基本方針	H22年3月策定。家庭や地域、市民活動団体、学校、事業者、行政の連携と協働のもとで、環境学習に対する意識を高め、環境に配慮した行動の推進を図るための考え方や方向性を示すことを目的とする。
袖 ケ 浦 市	環境学習講座	年4回実施 参加者合計：124人
	自然散策会	春の自然散策会：6月3日、秋の自然散策会：12月12日 参加者合計：29人
	環境啓発活動	平川公民館まつり 開催日：H29年11月11,12日 実施内容：環境学習講座の案内、環境啓発物品の配布等
印 西 市	いんざい自然探訪	市内の自然環境とそこに生息する生物の実態を知ってもらい、市民の環境保全に対する意識の高揚を図る。 H29年度：5回開催、参加人数 97名

市町村名	名 称	内 容
印 西 市	環境フェスタ 確認	環境月間に合わせイベントを開催し、環境団体や企業がブースを設け、ごみ減量や環境保全に関する啓発を行う。 15 団体参加。
	ごみ・リサイクル施設見学会	ごみの分別や減量など、ごみに関する意識を高めてもらうため、市内リサイクル施設（ごみ処理施設）を見学するバスツアーを実施。 【廃棄物減量等推進員向け：11名／親子向け：27名／市民向け：17名】
白 井 市	第 16 回環境フォーラム	H30年2月1日～2月8日開催、「自らの手で守ろうふるさと白井の自然と環境」をテーマに展示を行った。
	ごみ処理・リサイクル施設見学会	ごみ処理施設及びリサイクル中間処理施設の見学会を開催することにより、ごみ減量化・資源化に対する市民意識の高揚を図る。
富 里 市	環境美化ポスター展	小学校5年生を対象にポイ捨て防止に関するポスターの募集と展示を行う。
	夏休みちびっ子リサイクルセミナー	小学校4～6年生を対象に環境学習を通じてリサイクルの知識の習得を図る。
南 房 総 市	市民環境学習会	一般市民や事業者を対象に、身近な環境問題について市民が参加しやすい休日を利用し、学習会を実施。 (H29年度 H30.2.3開催 参加者35人)
	学校環境学習会	小・中学校に千葉県環境学習アドバイザー等の講師を派遣し、環境学習を行っている。 (H29年度3校152人)
	環境ポスターコンテスト	市内小学4～6年生を対象に環境ポスターを募集し、コンテストを実施。入賞作品を公共施設に展示し、市民等に啓発・推進を行う。入賞作品は、市が作成するエコライフカレンダーに掲載する。 (H29年度 応募数662点)
	環境標語コンテスト	中学生以上の市民等を対象に環境標語を募集し、コンテストを実施。入賞作品を公共施設に展示し、市民等に推進・啓発を行う。入賞作品は市が作成するエコライフカレンダーに掲載する。 (H29年度 応募数636点)
香 取 市	香取市環境フォーラム2017	H29年6月18日(日) テーマ：循環型社会の形成と地域の身近な自給エネルギーについて考える 内容：基調講演：50年ぶりの林業のビジネスチャンスとバイオマス利用 事例発表：「千葉県の森林・林業と北総の森林」・「炎を暮らしの中へ（薪ストーブの実演展示）」 同時開催イベント：環境川柳、環境パネル展、環境活動団体活動報告、環境学習紹介 参加人数：70人 予算額：350千円
	自然観察会	H29年5月21日(日)・11月12日(日) 参加人数：43人 予算額：30千円
	ホテル観察会	H29年7月7日(金) 市内生息箇所にて地元小学生とその保護者を対象とした観察会を実施 参加人数：39人 予算額：13千円
栄 町	ごみの分別講習会	住民の方に家庭ごみを適正に分別して頂くために町内会・自治会・イベント等に出向きごみの分別講習会を実施。町内会等11箇所 約400人、イベント2箇所 約500人
多 古 町	家庭教育学級内での環境学習	年1回、こども園の園児を対象に環境学習を実施。クイズやストップザ温暖化体操を行い環境について学ぶ。
	イベントにおける中学生のごみ分別活動	あじさい祭において、中学生によるゴミ分別隊を組織し、分別方法を学びながら、会場内のゴミの収集を行う。

## セ 環境保全活動への助成

市町村名	名 称	内 容
千 葉 市	地域環境保全自主活動事業補助	市内で環境保全活動を自主的に実施している団体に対し、対象事業を行うために要した経費から、参加費等を控除した額の1/2(上限10万円)を補助する。
	低公害車導入補助事業	H4年4月1日から実施。ごみ収集事業者、貨物・旅客運送事業者などを対象に、天然ガス・ハイブリッドのトラック・バスなどの低公害車の導入費用の一部を補助する。
銚 子 市	環境保全活動費補助	市民等で構成する団体が行う環境保全活動に要する経費の一部を補助する。(H20年3月3日制定)
	地域環境保全活動支援	産業廃棄物の不法投棄防止活動を実施している自主警備団に対し支援を行う。(H12年10月制定)
市 川 市	環境活動団体支援事業	市川市内の環境活動団体の自発的な環境活動を推進するため、登録団体に対し、教材の貸出、環境情報の提供等の支援を行っている。 <H29年度末> 登録団体数 33 団体
	雨水貯留浸透施設設置助成事業	地下水涵養、水資源の有効利用のため、雨水小型貯留施設(雨桶取付型、浄化槽転用型)、雨水浸透施設(浸透樹、トレンチ)を設置する市民に助成を行っている。 <H29年度実績> 助成件数 貯留施設 8件 浸透施設 0件
	合併処理浄化槽設置整備事業	生活環境の保全と公衆衛生の向上のため、高度処理型合併処理浄化槽を設置するものに対し補助を行うもので、一基あたりの補助金額は756千円を限度としている。 <H29年度実績> 補助設置基数 5基
船 橋 市	雨水浸透ます等設置事業補助金	雨水の流出抑制と健全な水循環の再生を図るため、船橋市内の住宅等の敷地に雨水貯留浸透施設等の設置又は工事を行うものに対し、雨水浸透ます等設置事業補助金を交付するものである。昭和63年4月1日制定。
館 山 市	自然環境保全活動団体支援事業	市内において、環境保全活動(環境保全、動植物の保護・観察・研究等)を行っている団体に対し補助金を交付。
木 更 津 市	木更津市盤洲干潟保全事業	市民が盤洲干潟の自然とふれあえるよう、またその保全意識を高めることができるよう自然環境保護団体の活動に対し補助金を交付する。
松 戸 市	松戸市地区環境美化組織連合会事業補助金	地域の環境美化活動を自主的に行うことを目的とした町会・自治会が集まって構成する松戸市地区環境美化組織連合会に対し補助金を交付し、組織の運営及び活動内容の充実を図る。補助金額320千円 (H29年度57町会 32,058世帯)
	水質浄化活動団体等に対する助成金	市内河川の水質浄化活動(周辺美化も含む)を支援するため、その活動に要する経費について補助金を交付する。構成員数20名以上(助成金は経費の1/2以内で5万円を限度とする)補助金額600千円(H29年度12団体)
野 田 市	野田市環境美化負担金	街の環境浄化を図るため、不法投棄物清掃、下水清掃及び市道等の雑草除去を行ったものに対し、環境美化負担金を交付する。一人あたり250円、使用車両1台につき500円。
茂 原 市	容器包装廃棄物等回収報償金事業	自治会、子供会、婦人会、老人会、学校及びPTAが行う資源ごみ回収事業に対し、報償金を交付。
成 田 市	地域環境啓発事業助成金	なりた環境ネットワークの会員が行う環境保全活動、環境学習活動、アダプト制度等への助成・支援として、5万円を限度に学習用具・清掃用具等の提供を行う。

市町村名	名 称	内 容
成 田 市	雨水貯留施設設置費補助事業	水資源の有効な利用、雨水の流出の抑制及び水質汚濁の防止を図り、健全な水循環の保全に資することを目的とする。(小規模雨水貯留施設:3万円を限度とする。浄化槽転用型雨水貯留施設:10万円を限度とする。)
	じんかい集積所等設置費補助金	じんかい集積所等の設置を奨励するため、集積所の新設及び改造、資源物回収所の新設及び改造並びに移動集積カゴの設置に対し区・自治会等に補助金を交付する。
東 金 市	ごみ集積場設置補助金	ごみ集積場を管理し、又は管理しようとしている住民団体が集積場を設置又は改修した場合に補助金を交付する。補助額:設置にかかる費用の3分の1の額で、25,000円を限度。
旭 市	きれいな旭をつくる会補助事業	きれいな旭をつくる運動を推進するため、環境美化活動を推進する地区への助成を行う。
柏 市	柏市市民公益活動補助制度	・柏市民公益活動補助金 市内で市民公益活動を行う設立5年未満の市民公益活動団体を対象に立ち上げ及び連携事業の財政的支援の手段として補助金を交付。 活動事業費の5/10への補助割合で上限10~50万円。
		・柏市民公益活動支援補助金 市内で市民公益活動を行う基金登録団体に対し、自身の団体への基金に積み立てられた寄附金額が1千円以上であれば積み立てられた寄附金額を上限に補助。
勝 浦 市	環境ポスター・標語の表彰	市内小中学校の児童生徒(ポスター・標語)から作品を募集し、優れた作品を表彰、紹介することにより、広く環境保全の意識高揚を図る。
市 原 市	3R推進月間ポスター表彰	3R推進月間(10月)にあわせ、市内小中学校を対象にごみの減量化とリサイクルをテーマにしたポスターを募集し、優秀作品を表彰している。
	清掃事業功労者への感謝状贈呈	清掃事業の推進及び環境美化等に貢献した者に対し感謝状を贈呈する。
我 孫 子 市	我孫子市雨水貯留タンク設置補助金	市内に所有する家屋等(建築物)の敷地に、150リットル以上の雨水貯留タンク(雨水流出を抑制し、浸水被害の軽減効果施設。)を設置しようとする者に補助。補助額:1基30,000円(2基以上50,000円)を限度。
鴨 川 市	生活環境整備促進事業補助金	地域の環境美化活動を通じ住民の連帯意識の高揚と健康で明るい地域づくりを積極的に実施する団体に補助金を交付する。
	ごみ集積施設整備事業補助金	地域で設置するごみ集積施設に要する費用の一部を補助することにより、環境美化と衛生的な処理の普及を図る。(1施設につき購入費の1/2の額。上限25,000円)
鎌 ヶ 谷 市	ごみの散乱のない快適なまちづくり推進団体への支援	H17年9月30日制定。市の推進団体としての登録を行った市内の道路等の清掃活動等を行っている団体へ清掃用具等を貸与している。
	ごみの散乱のない快適なまちづくり推進団体表彰	H17年9月30日制定。市内の道路等の清掃活動等を行っている団体及び個人に対し、実績(未成年団体は1年、成人団体及び個人は3年)に応じて表彰し、快適なまちづくりを推進する。
富 津 市	環境美化事業補助金	環境美化活動を積極的に実施する市内の団体に補助金を交付する。
浦 安 市	三番瀬を保全する市民の活動への支援	市民団体が主催する三番瀬クリーンアップ大作戦やミニクリーンアップに対して支援を行う。
四 街 道 市	環境美化表彰	市内において環境美化活動を行い、その推進に顕著な功績のあった者を表彰することにより、その功績をたたえ環境美化意識の高揚を図る。被表彰者:個人・団体10名以内
	小規模雨水利用設備設置補助事業	雨水の有効利用を推進するため、自らが居住する住宅に小規模雨水利用設備を購入し、設置した市民に対し補助金を交付する。
富 里 市	不用品集積所設置補助金	不用品集積所の設置に要する費用の一部を補助することにより、生活環境の保全を図り、市民生活の向上を図る。費用の1/3の額 上限18,000円/1カ所
南 房 総 市	ごみ集積場整備事業補助金	家庭から排出される一般ごみを円滑かつ衛生的に収集することにより環境美化及び衛生的な処理の普及を積極的に推進するため、ごみ集積場を整備する市内の行政区に対し、補助金を交付。1施設につき事業に要する経費の1/2以内とし、25,000円を限度。
	環境美化活動推進事業の補助	H22年7月制定。市の環境保全のため、市内の行政区又は地区で行う環境美化、景観美化、衛生環境美化に関する活動に対し、予算の範囲内で交付金を交付する。 区域の世帯数に200円を乗じ、行政区に対しては上限50,000円、地区に対しては上限500,000円とする。
香 取 市	香取市環境保全活動ネットワーク事業補助金	市内で活動する環境保全団体の連携を促進し環境保全活動のネットワーク化を図る。 対象団体:かとり市環境ネットワーク等 補助金額:1/2 最大100,000円
	香取市河川環境保全事業補助金	黒部川地域の豊かな自然環境を保全し、ふるさとの川として次代に継承するため、補助金を交付する。 対象団体:黒部川をふるさとの川にする会 補助金額:1,000,000円
山 武 市	不法投棄防止活動団体支援事業	環境活動に要する経費、パトロール車の維持に要する経費などに対し補助金を交付する。(補助対象経費の1/2以内 ・環視活動に要する経費 上限50,000円 ・看板の設置に要する経費 上限100,000円)
栄 町	ごみ集積所設置助成金	地域で設置するごみ集積所の設置、改築又は修繕に要する費用の一部を助成することにより生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。1集積所の費用の1/2の額 上限4万円
東 庄 町	不法投棄廃棄物処理費補助金	地域の環境衛生を図るため、不燃物置場・リサイクルステーションに不法に投棄された処理経費に対し、補助金を交付する。不燃物置場を設置している区が対象。
	環境衛生改善施設費補助金	地域の環境衛生を図るため、町民が共同で管理する環境衛生改善施設に対し補助金を交付する。
横 芝 光 町	資源ごみ集積所施設整備事業	地域で発生する資源ごみの適正な管理、環境保全を図るため、資源ごみ集積所施設の整備に対して補助金を交付。補助金額は、整備に係る工事費の全額。(上限、新築30万円・増改築20万円)
一 宮 町	一宮町海岸環境保護活動補助事業	大家実海と緑の基金条例第1条の趣旨に賛同し、海岸等の環境保護活動を開始しようとする団体又は既に開始している団体に補助金を交付する。
白 子 町	環境美化活動推進事業助成金	町内の環境美化及び水質保全活動を実施している団体に対し助成金を交付。
長 柄 町	不燃物等収集ステーション整備事業補助金	町民の生活環境の向上を図るとともに、町の自然環境保全の推進を図る。 施設の設置に要する経費の2/3以内で予算の範囲内 <S51年1月11日告示>
長 南 町	不法投棄の情報提供に関する協定	郵便局と不法投棄等に関する協定を締結し、不法投棄の監視体制の強化を図る。
御 宿 町	環境保全推進事業	団体が実施する再資源化に係る有価物回収事業に対し、補助金を交付する。(営利を目的とするものを除く。) 有価物回収重量3円/kg
鋸 南 町	鋸南町ごみ集積場整備事業補助金	家庭から排出される一般ごみを円滑かつ衛生的に収集することにより、環境美化及び衛生的な処理の普及を積極的に推進するため、ごみ集積場を整備する行政区に対し、補助金を交付する。1施設につき事業に要する経費の1/2以内とし、25,000円を限度。

## ソ 環境白書作成状況

市町村名	名 称	内 容
千 葉 市	千葉市環境白書	千葉市環境基本条例に基づき、市民に環境の状況、環境の保全及び創造に関する施策の実施状況を明らかにするため、年に1回毎年作成。
市 川 市	市川市環境白書	市川市環境基本条例に基づき、毎年度、環境の現況、環境の保全及び創造に関する施策の進捗状況、環境施策の動向等を公表。
船 橋 市	環境白書（船橋市の環境）	毎年作成
松 戸 市	環境の現状と対策	
成 田 市	成田市の環境（環境白書）	
佐 倉 市	佐倉市環境白書	佐倉市環境基本条例に基づき、市民に環境の現状、環境の保全及び創造に関して講じた施策等を明らかにするため、定期的に作成し、公表する。
習 志 野 市	データで見る習志野市の環境 習志野市環境白書	毎年作成
柏 市	柏市環境白書	柏市の環境（水質、大気）の状況や、環境政策に係る取組の実績をまとめ、市民・事業者へ毎年公表するもの。
勝 浦 市	勝浦市環境白書	毎年作成
市 原 市	いちはらの環境	S47年12月、市原市初めての環境白書が発行された。毎年、環境の状況や環境保全に関する施策の実施状況を取りまとめた「いちはらの環境（環境白書）」を発行している。
流 山 市	流山市環境白書	流山市環境基本条例第7条に基づき、毎年度環境保全施策の実施状況を公表。
八 千 代 市	八千代市の環境	H29年版をH30年3月発行
我 孫 子 市	環境年報	毎年作成
鎌 ヶ 谷 市	鎌ヶ谷市環境の概況	環境行政の推進や現状と対策等をまとめた編集冊子。H29年度版をH29年12月発行。
君 津 市	きみつの環境	前年度における環境の現状と対策、新たな環境施策の取組などをまとめている。
富 津 市	富津市の環境	前年度の市内の環境の現況を記載し、毎年度発行している。
袖 ヶ 浦 市	袖ヶ浦の環境	毎年作成
八 街 市	八街市環境白書	八街市環境行政に係わる、統計等を記載
印 西 市	印西市環境白書	毎年作成
白 井 市	白井市環境白書	
富 里 市	とみさとの環境（環境基本計画年次報告書）	富里市環境基本計画に沿った、市の現状と個別目標に対する進捗状況。
香 取 市	香取市環境基本計画年次報告書 香取市環境対策実施報告書 香取市地球温暖化対策実行計画年次報告書	香取市環境基本計画・香取市地球温暖化対策実行計画に沿った、事業報告並びに各種測定結果

## タ その他の取組

市町村名	名 称	内 容
千 葉 市	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による地下水汚染対策事業	H11年2月、環境基準項目になったことを契機に、市内の汚染実態を調査した結果、広範囲で汚染が確認されたことから、緊急対策として、浄水器設置補助及び上水道配水管布設補助等を行い、安全な飲料水の確保を図る。
銚 子 市	環境監視員の設置 オオキンケイギク・アレチウリ防除実施計画	廃棄物の不法投棄の早期発見、早期対応のため警察官OBを採用し、監視強化を図る。 H26年3月策定。外来生物法の特定外来生物に指定されているオオキンケイギクとアレチウリ防除計画を策定し、オオキンケイギクとアレチウリの駆除を計画的に行い、市内全域からの根絶を目標とした。
市 川 市	グリーン購入の推進	グリーン購入を全庁的に推進するため、購入に関する指針と方針を定め取り組んでいる。H29年度は21分類274品目について取り組んだところ、当該品目の平均調達率は99.8%で、概ね目標を達成した。
	環境マネジメントシステムの取組 屋上等緑化助成事業	環境配慮活動の推進及び環境基本計画に基づく各種事業の推進を図るため、H13年10月から環境マネジメントシステムによる取組を実施している。（14年3月から23年2月はISO14001の認証を登録。対象施設は24年度までは本庁等20施設、25年度から全施設に拡大。） 都市の緑化を推進するとともに、ヒートアイランド現象の緩和を図るため、建築物の屋上、ベランダ、壁面の緑化に対し助成している。H29年度は実績なし。
船 橋 市	清掃工場における環境マネジメントシステムの取組	地球環境に与える環境負荷を減らし、環境にやさしい清掃工場を目指すものとして独自の環境マネジメントシステムを構築し、省資源・省エネルギーに向けた取組を実践している。
	施設見学バス 不法投棄対策事業	ごみ減量啓発バスの運行。町会・自治会・PTAなどを対象としている。 夜間・休日を含めた不法投棄等の監視、パトロールを行なうとともに関係機関と不法投棄に関する情報提供の覚書を締結し、不法投棄の防止、早期発見を図る。
館 山 市	環境等対策パトロール	公害、不法投棄、無断埋立て等の監視を実施し、また、通報等があれば、現地に急行できるような体制をとっている。
木 更 津 市	不法投棄監視員 まちをきれいにする運動	災害の発生及び自然環境の破壊の恐れのある不法投棄の早期発見、早期処理及び未然防止に努め、市民の快適な環境に資するため不法投棄監視員を配置し、環境保全を推進する。 市民・事業所の協力により、ゴミゼロ運動・矢那川清掃・海岸清掃・河川清掃を計画し、市内散乱ごみ清掃を行っている。
	不法投棄監視システム（監視カメラ）	不法投棄監視システム（監視カメラ）による監視体制を強化し、不法投棄の未然防止に努め住み良い環境づくりを図る。
野 田 市	不法投棄パトロール	廃棄物減量等推進員による市内パトロールを実施。

市町村名	名 称	内 容
野 田 市	剪定枝等堆肥化事業	H12年 4月 1日から廃棄物の発生を抑制し再利用を促進するため、剪定枝等の資源を活用して良質な堆肥を生産し、化学肥料等の減量等による環境保全型農業を推進する事業
	不法投棄監視カメラ	不法投棄監視カメラによる監視体制を強化し、不法投棄を未然に防止する。
茂 原 市	不法投棄監視員の設置	廃棄物等の不法投棄の現状を的確に把握する為、不法投棄監視員を設置し、災害の発生及び自然環境の破壊のおそれのある不法投棄等の未然防止と市民の快適な生活環境を確保することを目的とする。 茂原市不法投棄監視員設置要綱（H2年10月1日施行）
成 田 市	駅前クリーン運動	毎月21日（21日が土・日・祝日の場合はその前日）、商工会議所、各事業所、市職員等により成田駅周辺から市役所までのごみ拾いを実施。（雨天の場合は中止） H29年度8回実施、参加人数：2,047人。
	環境美化運動	毎年5月最終日曜、8月第1日曜、12月第1日曜を基準日として、区・自治会等や市内各団体に清掃活動と呼びかけている。H29年度参加団体：572団体、参加者：66,513人。
	空港周辺道路美化活動	年2回、空港周辺の道路のごみ拾いを行うとともに、花壇への植栽と維持管理を行う。 H29年度参加者：390人（2回開催。うち1回は、雨天のため花の植栽のみを行った。）
	駅前クリーン運動	毎月21日（21日が土・日・祝日の場合はその前日）、商工会議所、各事業所、市職員等により成田駅周辺から市役所までのごみ拾いを実施。（雨天の場合は中止） H29年度8回実施、参加人数：2,047人。
佐 倉 市	不当行為防止指導員	警察官OBを不当行為防止指導員として採用し、不法投棄監視や不法投棄行為者への指導、関係機関との連絡調整等を行っている。
	不法投棄監視員	市民委嘱による不法投棄監視員を市内に配置し、不法投棄の未然防止や早期発見を図っている。
東 金 市	不法投棄監視員の設置	災害の発生及び自然環境の破壊のおそれのある不法投棄等を未然に防止し、市民の快適な生活環境の保全に資する。「東金市不法投棄監視員設置要綱」（H6年3月30日）
旭 市	不法投棄監視員の設置	市内における廃棄物、土砂等の不法投棄を未然に防止し、市民の快適な生活環境の保全に資する。 「旭市不法投棄監視員設置要綱」H18年4月1日制定。
柏 市	かしわ環境ステーションの運営	H17年10月開設。市民、市民団体、事業者、教育・研究機関及び市が協働し、環境学習や環境研究、環境情報の交流をすすめる拠点として運営。
	柏市環境管理システム（KEMS）の運用	H20年4月から市内全施設を適用範囲とした独自の環境管理システム（KEMS：Kashiwa Environmental Management System）を構築し、運用を開始した。主な特徴として、文書管理の簡略化、市民・事業者による外部監査の実施などが挙げられる。
勝 浦 市	不法投棄監視員制度	不法投棄監視員を市内各所に設置することにより、自然環境を破壊する恐れのある不法投棄の早期発見、未然防止に努める。
	一日清掃	市内各地区で年6回行なわれる清掃活動を助成
	不法投棄監視カメラの設置	H25年度から設置。不法投棄を未然に防止するため、不法投棄多発地点に設置。
	ゴミゼロ運動	H9年度から「ごみ減量・リサイクル週間」（5月30日～6月5日）に合わせ、道路周辺や観光地等での一斉清掃キャンペーンを実施。
	クリーンキャンペーン in 南房総	H11年度から実施。毎年7月、市民、各事業所・団体、市職員で、海岸及び周辺のごみ拾いや清掃を実施。
市 原 市	不法投棄専任監視員の設置	H8年度から設置。現在2名。廃棄物・残土の不法投棄監視や不法投棄行為者の指導、警察関係機関との連絡調整等を行っている。
	不法投棄監視委員制度	H元年から開始。市と地域住民が協力して快適な生活環境を保全することを目的とし、不法投棄の未然防止・早期発見に資するため設置。
	不法投棄監視カメラの設置	H12年度から設置。不法投棄を未然に防止するため、不法投棄多発地点に設置。
	不法投棄等の情報提供に関する協定	市内5郵便局、千葉県タクシー協会市原支部、千葉県新聞販売組合市原地区及び市原市町会長連合会と不法投棄等の通報に関する協定を締結し、不法投棄の監視体制の強化を図る。
	環境美化推進員の設置	H9年度から設置。環境美化重点区域であるJR3駅周辺に各2名。各区域において、ポイ捨て行為防止の啓発、ポイ捨て状況の調査、美化活動を行っている。
	ベリカン号による JR3 駅及び主要道路のポイ捨てごみの清掃	H8年度から実施。「ベリカン号（軽貨物自動車）」により、環境美化重点区域である JR3 駅周辺及び主要道路において、ポイ捨て行為防止を啓発しながら、ポイ捨てごみの清掃を行っている。
	市原市まち美化サポートプログラムの推進	H17年度から実施。市と市民の協働による環境美化を推進するため、双方で合意書を締結し、市民又は市民を含むボランティア団体は、年4回以上のポイ捨てごみ等の清掃活動を継続的にを行い、市は清掃用具の支給又は貸与や集積したごみの回収を行っている。
	ポイ捨て防止キャンペーン	H9年度から実施。現在は環境美化重点区域であるJR3駅で、年2回、職員および環境美化推進員、事業者等が啓発物資を配布してポイ捨て防止を呼びかけている。
流 山 市	エコアクション21	H21年3月31日にエコアクション21を認証取得。
	路上喫煙及びポイ捨て防止等キャンペーン	路上喫煙及びポイ捨て及び飼い主による犬のふんの放置などを防止するキャンペーンを実施。延べ21日間。H26年4月から犬フン及び犬尿の放置防止のためにイエローカード事業を行っている。
	まちをきれいにするボランティア活動	「流山市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例」に基づき、きれいなまちづくりの推進を図るため、市民ボランティアによる「まちをきれいに志隊」をH24年9月に発足し、清掃活動などにより地域の環境保全に努めている。
八 千 代 市	不法投棄連絡員制度	各地域における廃棄物等の不法投棄等の現状を的確に把握し、災害の発生及び自然環境の破壊を未然に防止するために、不法投棄連絡員制度を設置することにより、市民の快適な生活環境の保全に資する。 八千代市不法投棄連絡員制度設置規定（H4年10月1日制定）
	ポイ捨て防止ポスターの募集・展示	小学校4年生から6年生を対象に環境美化等に関心を持っていただくため、「ポイ捨て防止ポスター」を募集、市内のショッピングセンター等で展示し、描いてくれた児童のみならず、観覧してくれた市民の皆さんにも環境美化に関心を持っていただく。
我 孫 子 市	我孫子市不法投棄監視員制度設置要綱	廃棄物の不法投棄の現状を的確に把握するため、不法投棄監視員を設置し、災害の発生及び自然環境の破壊のおそれのある不法投棄の未然防止と市民の快適な生活環境の保全に努めることを目的とする。
	路上喫煙防止対策事業	清潔で安全かつ快適な生活環境の確保を目的とするもの。 H17年4月から条例改正を行い、道路などの公共の場所での喫煙を禁止、同年7月から警察OBなどからなる環境安全指導員が駅周辺を中心に違反者に対し口頭指導や過料徴収を行っている。

市町村名	名 称	内 容
鴨 川 市	不法投棄監視員制度	廃棄物等の不法投棄を未然に防止するため、市内各地区へ監視員を設置する。
	ごみゼロ運動	市内全域にて市民・団体等によるボランティア清掃。
鎌 ヶ 谷 市	ごみゼロ運動	毎年、関東甲信越静の1都10県で「ごみゼロデー」と定める5月30日に一番近い日曜日に、自治会などが中心となって、市内全域の道路に散乱する空きビン、空き缶などを清掃する。
君 津 市	不法投棄監視員の設置	市内の各地域における廃棄物及び土砂等の不法投棄等の現状を的確に把握するため、不法投棄監視員を設置し、災害の発生及び自然環境の破壊の恐れのある不法投棄等を未然に防止し、市民の快適な生活環境の保全に資する。君津市不法投棄監視員設置要綱（H2年10月1日制定）
	環境監視員の設置	市内における廃棄物の不法投棄や不適正処理、土砂等による不適正な埋立て、燃焼行為等による、災害の発生及び自然環境を破壊する恐れのある行為を未然に防止し、市民の快適な生活環境の保全に資する。君津市環境監視員設置要綱（H15年4月1日制定）
	君津市散乱ごみ一掃クリーン作戦	市内全域にて市民総参加によるごみ一掃クリーン作戦を5月に実施
富 津 市	不法投棄監視員制度	廃棄物の不法投棄等の状況を把握し、不法投棄の未然防止と市民の快適な生活環境を保全する。
	環境監視指導員の設置	土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生並びに廃棄物の不法投棄を早期に発見することにより市民の生活環境を保全する。
浦 安 市	あき地の草刈り指導	浦安市あき地に係る雑草等の除去に関する条例。
四 街 道 市	環境パトロール	市内における土砂等の不法投棄等を未然防止・早期発見のため、職員によるパトロールを実施し、快適な生活環境の保全に資する。
袖 ヶ 浦 市	環境美化推進員の設置	散乱ごみの状況調査やポイ捨て防止の啓発活動を行い、地域の環境美化の促進及び美観の保護に資する自主的奉仕活動を推進する。
	不法投棄監視員の設置	地域内における廃棄物等の不法投棄等を市に通報すること。
八 街 市	不法投棄監視員の設置	不法投棄監視員を設置し、災害の発生及び自然環境の破壊のおそれのある不法投棄の未然防止と市民の快適な生活環境の保全に努めることを目的とする。
印 西 市	クリーン印西推進運動	月1回、市内各種団体、市内事業所が散乱ごみの清掃活動を行う。
	不法投棄防止対策事業	市職員及び委託による夜間パトロール、廃棄物減量等推進員による見回り、広報を利用した不法投棄に関する情報提供・不法投棄対策の呼びかけ・意識啓発、不法投棄防止看板の貸与等を実施。
白 井 市	不法投棄等の情報提供に関する協定 生活環境指導員	郵便局と不法投棄等の情報提供に関する覚書を締結し、不法投棄の監視体制の強化を図る。 市内各地域における廃棄物の排出指導及び不法投棄の現状を把握するために、生活環境指導員を設置。
富 里 市	アダプトプログラム（里親制度）	一定区間の道路を自らの「養子」とみなし、住民や事業者等からなる自発的なボランティア（「里親」）によって、継続的な散乱ごみの収集を行っていただく制度をH14年4月1日に導入。
	不法投棄監視員	市内の不法投棄等の現状を把握するため、20歳以上の市民の中から不法投棄監視員を委嘱する。H3年から実施。
南 房 総 市	不法投棄監視員制度	不法投棄の現状を把握するため、不法投棄監視員を設置し、災害の発生及び自然環境の破壊のおそれのある不法投棄等を未然に防止する。
	海岸清掃 不法投棄監視カメラの設置	市内各地域で住民・ボランティア等による海岸清掃を実施。 H28年度からの設置。不法投棄を未然に防止するため不法投棄多発地点に設置
匝 瑛 市	不法投棄監視事業	不法投棄の未然防止・早期発見のため、不法投棄監視員による監視活動を行う。 「匝瑛市不法投棄監視員規則」（H18年4月24日）
	空き地の草刈指導	匝瑛市まちをきれいにする条例に基づき、雑草等の繁茂する空き地等の所有者に対する草刈指導通知。
香 取 市	不法投棄監視員の設置	31名の監視員により、不法投棄等の未然防止を図る。 「香取市廃棄物不法投棄等監視員設置要綱」（H18年3月27日）
	ペットボトルキャップ回収運動	市民や市内小中学校、幼稚園の生徒によるペットボトル回収運動の実施を通じ、リサイクル意識の向上と、資源化に係る費用の削減を図る。
山 武 市	環境監視員設置事業	廃棄物の不法投棄を未然に防ぎ、市民の生活環境の保全に資する。
い す み 市	不法投棄監視員制度	災害の発生及び自然環境の破壊のおそれのある不法投棄等を未然に防止し、市民の快適な生活環境を確保する。
大 網 白 里 市	不法投棄監視員制度	不法投棄監視員を各地に配置し、巡回活動による不法投棄防止と早期発見に努めている。
酒 々 井 町	不法投棄監視員の設置	廃棄物及び残土の不法投棄等を未然に防止し、もって快適な生活環境の保全に資することを目的とする。
栄 町	空地の繁茂対策事業	あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例に基づき、雑草等が繁茂する空き地の所有者等に対し適正に管理を行うよう指導を行った。
神 崎 町	不法投棄監視員制度	町内の各地域における廃棄物等の不法投棄の現状を的確に把握するため、不法投棄監視員の設置。
	ごみゼロ運動	環境美化活動の一環として町内全域にて5月に清掃活動等を実施。
多 古 町	不法投棄監視員の設置	不法投棄監視員を設置し、災害の発生及び自然環境の破壊のおそれのある不法投棄等を未然に防止し、町民の快適な生活環境の保全に資することを目的とする。
東 庄 町	不法投棄監視員設置	不法投棄を未然に防止し、生活環境の保全に資する。
九 十 九 里 町	環境指導員の設置	町内における廃棄物の不法投棄及び野焼きの現状を的確に把握するため、環境指導員を設置することにより、地域環境及び自然環境の破壊のおそれがある不法投棄及び野焼きを未然に防止し、町民の快適な生活環境を保全することを目的とする。 「九十九里町環境指導員設置要綱」、H2年4月1日制定（H27年3月25日全部改正）
芝 山 町	不法投棄監視員制度	不法投棄の現状を把握するため、不法投棄監視員を設置し、災害の発生及び自然環境の破壊のおそれのある不法投棄等を未然に防止し、町民の快適な生活環境の保全に資することを目的とする。
横 芝 光 町	町内一日清掃	行政区ごとに年2回、捨てられた缶・ビン・粗大ごみ等の回収や草刈りを行う。
	空地の雑草等の除去に関する条例 不法投棄監視員制度	雑草が繁茂し適切な管理がなされていない空地の所有者に対し、適正な管理を指導する。 不法投棄の現状を把握するために不法投棄監視員22名を町内各地区に配置し、巡回活動による不法投棄防止と早期発見に努めている。
一 宮 町	不法投棄監視員制度	不法投棄監視員が各地区のパトロールを実施する。
睦 沢 町	不法投棄監視員制度	不法投棄の監視員16名を各地区に配置して不法投棄の監視パトロールを行い、災害の発生及び自然環境の破壊のおそれのある不法投棄等を未然に防止する。

市町村名	名 称	内 容
長 生 村	不法投棄監視員制度	不法投棄監視員を設置することにより、災害の発生及び自然環境の破壊のおそれのある不法投棄等を未然に防止し、村民の快適な生活環境の保全に資する。 (H3年11月1日制定)
	環境美化推進員の設置	美しく住みよい環境づくりをめざし、住民の環境意識の高揚を図ることを目的とする。 (H10年3月16日制定)
白 子 町	美しいまちづくり推進事業	白子町シルバー人材センターに委託し、定期的に町内道路等の不法投棄物収集及び清掃作業を実施。
	環境美化推進員の設置	本町の廃棄物の減量及びその適正な処理並びに地域の環境美化の保持のため設置。 (平成27年2月27日)
長 柄 町	不法投棄監視員制度	不法投棄の監視員12名を各地区に配置して不法投棄の監視パトロールを行い、災害の発生及び自然環境の破壊のおそれのある不法投棄等を未然に防止する。 (平成2年10月1日)
	まち美化活動事業	町内における廃棄物等の不法投棄による災害の発生および自然環境の破壊を未然に防止するとともに、不法投棄の現状を的確に把握するため、不法投棄監視員を設け環境行政の効果的な推進を図り、もって町民の生活環境の保全に資することを目的とする。
長 南 町	不法投棄監視員制度	町を主とし、町内の各小中学校の児童・生徒及びPTA、生涯クラブ、各自治会に協力を仰いで、ゴミ拾い活動を行う。毎年5月最終土曜日に活動する。
大 多 喜 町	不法投棄監視員制度	不法投棄監視員を各地区に配置して不法投棄の監視パトロールを行っている。
御 宿 町	古紙回収	不法投棄監視員による巡回パトロールを行い、不法投棄の早期発見及び不法投棄の未然防止を図っている。
	不法投棄監視員制度	町全戸対象の古紙回収(週1回)、町協力団体による古紙の回収。(月1回)
鋸 南 町	不法投棄監視員制度	不法投棄監視員による町内パトロールを行い、廃棄物の不法投棄を防止し、もって町民の快適な生活環境の保全を確保する。
	鋸南町不法投棄監視員設置要綱	町内の各地域における廃棄物及び土砂等の不法投棄の現状を的確に把握するため、鋸南町不法投棄監視員を設置することにより、災害の発生及び自然環境の破壊の恐れのある不法投棄等を未然に防止し町民の快適な生活環境の保全に資することを目的とする。